

令和 4 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業

株式会社 野村総合研究所

令和 5(2023)年 3 月

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1. 背景・目的	4
2. 調査の手法	5
第2章 アンケート調査	8
1. 調査手法	10
2. 調査結果	12
第3章 取組事例へのヒアリング調査	28
0. ヒアリング調査の概要	30
1. 兵庫県神戸市	33
2. 兵庫県尼崎市	35
3. 福島県いわき市	37
4. 兵庫県香美町	39
5. 長野県大桑村	41
6. 北海道和寒町	43
7. 奈良県十津川村	46
第4章 総括	47
1. 総括	49
参考資料① 市町村調査 アンケート調査票	54
参考資料② 市町村調査 単純集計結果	60
参考資料③ 市町村調査 クロス集計結果	72
参考資料④ 医療機関調査 アンケート調査票	90
参考資料⑤ 医療機関調査 単純集計結果	104

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景

我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増している。第2次ベビーブーム世代が40代後半になる中、2021年の出生数は84万2,897人と過去最少を記録した。出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、一旦は1.45まで回復した合計特殊出生率もここ数年微減傾向にある。出生数の減少と死亡数の増加を背景に、我が国の総人口は、2008年をピークに減少局面に入っている。

こうした社会課題を解決するためにも、妊娠・出産に係る負担を軽減するとともに、安心して妊娠・出産子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築することが求められている。

現在、妊婦健康診査（以下、「妊婦健診」と言う。）については、平成27年厚生労働省告示第226号「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（以下「厚労省告示」という。）に基づき、国が地方交付税措置を行い、市町村が14回程度の妊婦健診費用の負担を行っているところである。

しかしながら、国としては、厚生労働省告示で示した検査項目の実施を推奨しているが、必ずしも全ての検査項目に対して公費負担が実施されている状況ではないことや、個々の医療機関において必要に応じて追加的な検査が実施される場合があること等もあり、妊婦健診における費用負担のあり方が課題となっている。

1-2 本調査研究の目的

こうした背景を踏まえ、妊婦健診の費用負担等に関する市町村の実態を把握するとともに、医療機関における妊婦健診の費用の提示方法や説明のタイミング等についても把握をすることで、妊婦健診の費用負担等のあり方について検討することを目的として調査を実施した。

2. 調査の手法

2-1 調査項目ごとの手法

(1) 有識者検討会

現状の課題を整理するとともに、妊婦健康診査事業を推進する上での工夫の在り方を模索するため、関係団体等から構成される有識者検討会を開催した。

検討会では、妊婦健診の費用負担等に関する実態を把握する上で調査すべき項目について聴取するとともにアンケート項目を確認していただき、その調査結果を報告し、課題やあるべき姿について検討を行った。

議論に参画いただいた検討委員については、次ページに記載する。

<開催日程および論点>

回数	日程	論点・議題
第1回	令和4年10月24日	<ul style="list-style-type: none">調査の背景・目的、調査全体像の共有調査の方向性に関する協議アンケート調査・ヒアリング項目の確認
第2回	令和5年2月22日	<ul style="list-style-type: none">アンケート調査・ヒアリング結果の報告アンケート調査・ヒアリングを踏まえた現状・今後課題の整理、事例の整理

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業

妊婦健康診査に係る費用負担等に関する検討委員会 委員名簿（敬称略）

委員（五十音順）

板倉 敦夫	公益社団法人 日本産科婦人科学会 順天堂大学医学部附属順天堂医院 周産期センター センター長、教授
後藤 あや	公立大学法人 福島県立医科大学 総合科学教育研究センター 教授
鈴木 俊治	公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事

オブザーバー

吉川 裕貴	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 課長補佐
林 優	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 課長補佐
向 亜紀	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 課長補佐
内田 愛子	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 母子保健指導専門官
野田 優也	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 係長

事務局

横内 瑛	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 プリンシパル
下松 未季	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 シニアコンサルタント
新田 郁海	株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部 コンサルタント

(2) アンケート調査

市町村調査については、全 1,741 市町村を対象とし、全 1,741 市町村に対してメールを通じてアンケート調査票を送付し、実施した。調査は令和 4 年 11 月 14 日から令和 4 年 12 月 2 日にかけて実施した。

医療機関調査については、公益社団法人日本産婦人科医会に登録されている 3,923 施設を対象とした。全 3,923 の医療機関に対して郵送でアンケート回答用 URL を送付し、WEB 形式で回答いただいた。調査は令和 4 年 11 月 30 日から令和 4 年 12 月 16 日にかけて実施した。

(3) ヒアリング調査

1) ヒアリング調査対象の抽出

(2) で実施したアンケート調査の結果を踏まえ、妊婦健診の費用負担に関して市町村独自の工夫を行っている市町村をスコアリングして評価した。その上で、人口規模や地域のばらつき等を考慮して絞り込みを行い、対象となる市町村を抽出した。

2) ヒアリング調査の実施概要

ヒアリングはコロナ禍の情勢を踏まえ、対面とオンラインを併用して行った。以下にヒアリングにご協力いただいた市町村を記す。この場を借りてご協力いただいた全ての市町村のご担当者の皆様に感謝申し上げます。

図表 1 調査対象とした市町村とヒアリング調査実施時期

#	市町村	担当部署	実施問日時
1	福島県いわき市	こどもみらい部こども家庭課	令和 5 年 1 月 24 日 (火) 10:00~11:00
2	兵庫県香美町	健康課	令和 5 年 2 月 2 日 (木) 15:00~16:00
3	兵庫県尼崎市	健康増進課	令和 5 年 2 月 3 日 (金) 10:00~11:00
4	兵庫県神戸市	こども家庭局家庭支援課	令和 5 年 2 月 6 日 (月) 10:00~11:00
5	長野県大桑村	福祉健康課	令和 5 年 2 月 6 日 (月) 13:30~14:30
6	北海道和寒町	保健福祉課 保健係	令和 5 年 2 月 8 日 (水) 10:00~11:00
7	奈良県十津川村	住民課	令和 5 年 2 月 10 日 (金) 10:00~11:00

第2章

アンケート調査

1. 調査手法

1-1 市町村アンケート調査の概要

(1) 調査対象

市町村調査については、全 1,741 市町村を対象とした悉皆調査を行った。

(2) 調査方法

全 1,741 市町村に対して、都道府県経由でメールにてアンケート調査票を送付し、事務局にメールでご返送いただく形で実施した。

(3) 調査内容

調査項目は以下のとおりである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。

市町村調査

- ・ 妊婦健診の費用助成の上限の有無と上限回数
- ・ 妊婦 1 人当たりの費用助成の平均実施回数
- ・ 委託している妊婦健診の健診項目と実施回数
- ・ 妊婦健診の委託方法と委託先
- ・ 委託している医療機関の範囲
- ・ 費用助成の方法
- ・ 妊婦健診を 14 回程度実施した場合の平均的な委託単価
- ・ 妊娠届出受理の要件の有無と証明書類の有無
- ・ 母子健康手帳交付前の妊婦健診に対する助成の有無と助成方法
- ・ 妊娠判定のための検査に対する助成の有無と助成方法
- ・ 契約医療機関以外での里帰り出産に対する助成の有無と助成方法
- ・ 予定日（40 週）以降の妊婦健診に対する助成の有無と助成方法妊婦健診における課題

(4) 調査期間

令和 4 年 11 月 14 日から令和 4 年 12 月 2 日にかけて実施した。

(5) 回収結果

市町村調査については、調査対象とし 1,741 市町村のうち、有効回答数は 1,333 件で、有効回答率は 76.6%（=1,333 / 1,741）となった。

1-2 医療機関アンケート調査の概要

(1) 調査対象

医療機関調査については公益社団法人日本産婦人科医会に登録されている 3,923 施設を対象とした。

(2) 調査方法

医療機関調査については、全 3,923 の医療機関に対して郵送でアンケート回答用 URL を送付し、WEB 形式で回答いただいた。

(3) 調査内容

調査項目は以下のとおりである。なお、巻末の参考資料に調査票を掲載する。

- ・ 分娩取り扱いの有無と妊婦健診の実施有無
- ・ 1 週間当たりの妊婦健診実施人数
- ・ 妊婦健診の費用助成の方法
- ・ 施設で実施している妊婦健診の健診項目と実施回数
- ・ 妊婦健診の健診項目のうち、市町村から補助が出ている回数
- ・ 追加的な検査の受診有無
- ・ 施設で発生している妊婦の個人負担額
- ・ 追加的な検査の合計金額
- ・ 妊婦健診の費用の事前提示の有無と方法
- ・ 妊婦健診の費用を説明するタイミング
- ・ 「妊婦健診の費用」として提示している費用
- ・ 標準的な健診項目と追加的な検査項目を分けた費用提示の有無
- ・ 追加的な検査項目の費用に合わせた検査内容の説明有無
- ・ 市町村に対する妊婦健診の結果の共有内容

(4) 調査期間

令和 4 年 11 月 30 日から令和 4 年 12 月 16 日にかけて実施した。

(5) 回収結果

医療機関調査については、調査対象とした 3,923 施設のうち、有効回答数は 753 件で、有効回答率は 19.2% (=753/3,923) となった。

以下、主要な調査項目の調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全ての質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

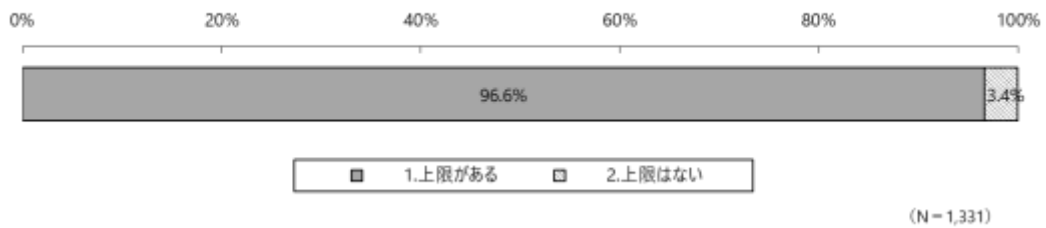
2. 調査結果

2-1 市町村調査結果に基づく考察

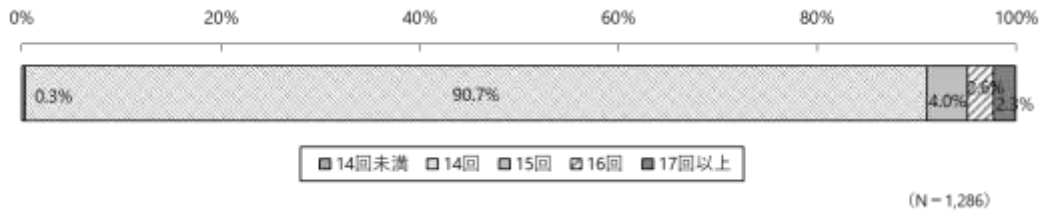
(1) 市町村調査の単純集計結果

9割超の市町村で妊婦健診の上限回数を設定しており、そのうち9割超の市町村では上限回数を14回としていた。

図表2 | 質問4(1) 妊婦健診の費用助成 上限回数の有無

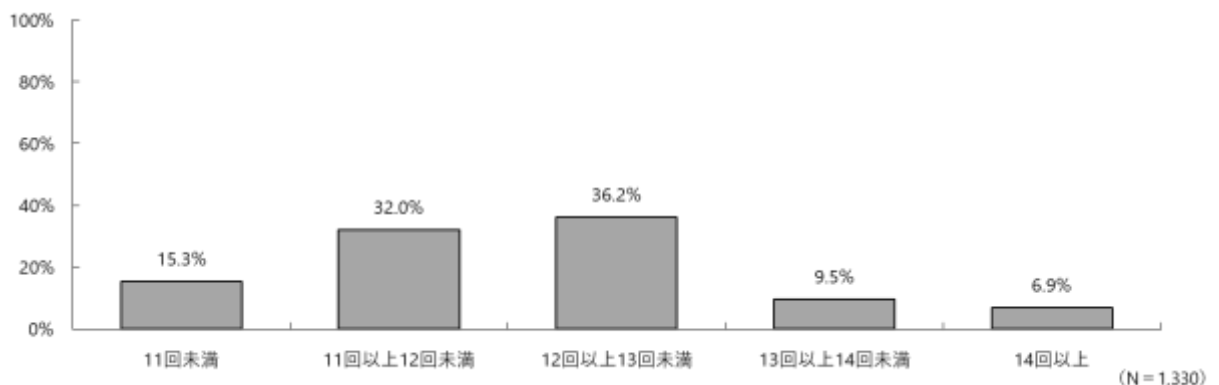


図表3 | 質問4(2) 妊婦健診の費用助成 上限回数



妊婦1人当たりの実際の公費負担の平均は約12回であった。妊娠40週未満で出産する場合など、妊婦健診の受診回数が14回未満となるケースがあるためと考えられる。

図表4 | 質問5 妊婦1人当たりの妊婦健診費用助成 平均実施回数

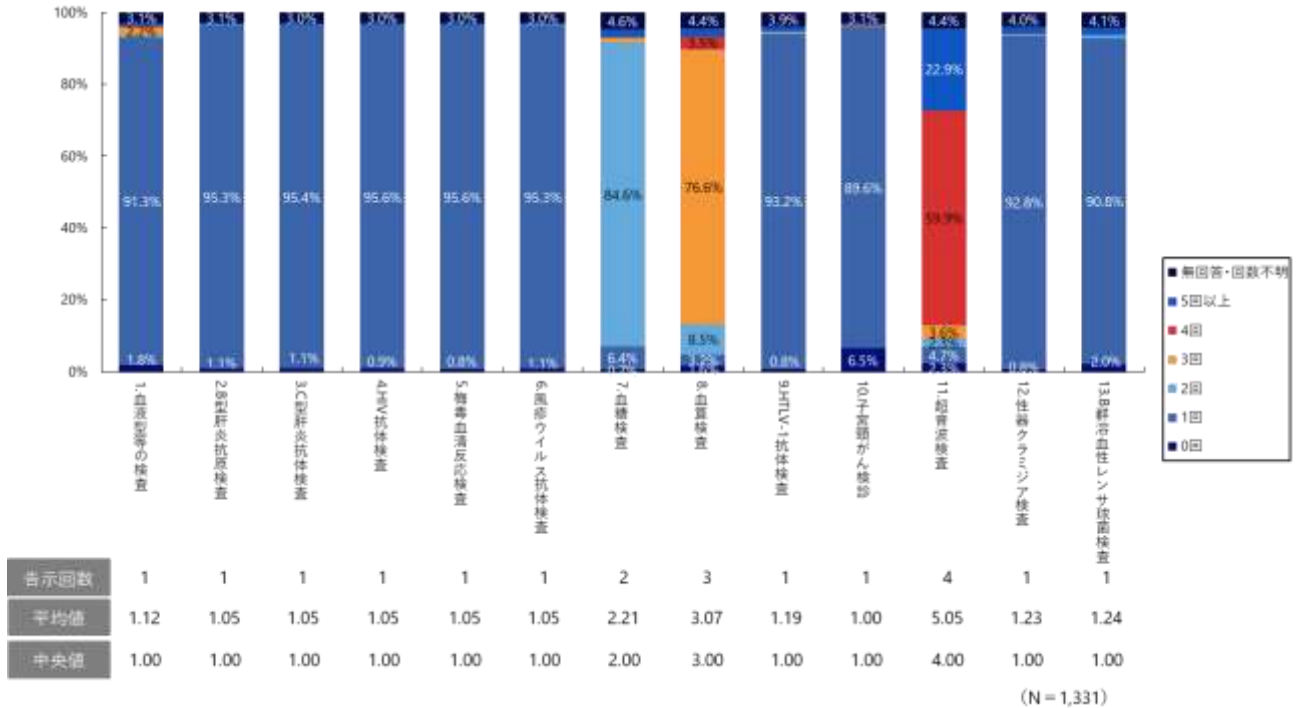


平均値：11.99

中央値：12.00

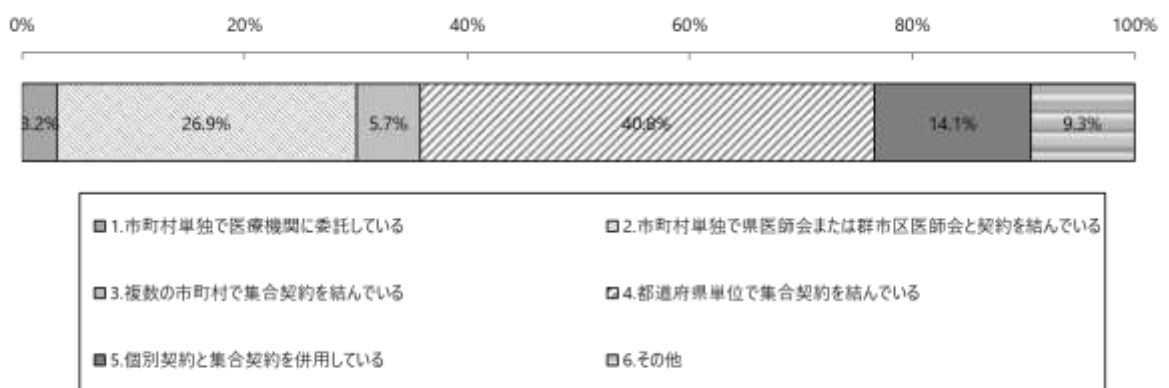
妊婦健診の検査項目別実施回数について、多くの市町村が厚生労働省告示において示している回数の公費負担を実施している。一方で、超音波検査については、公費負担回数にばらつきがある。

図表5 | 質問6 妊婦健診の健診項目別実施回数



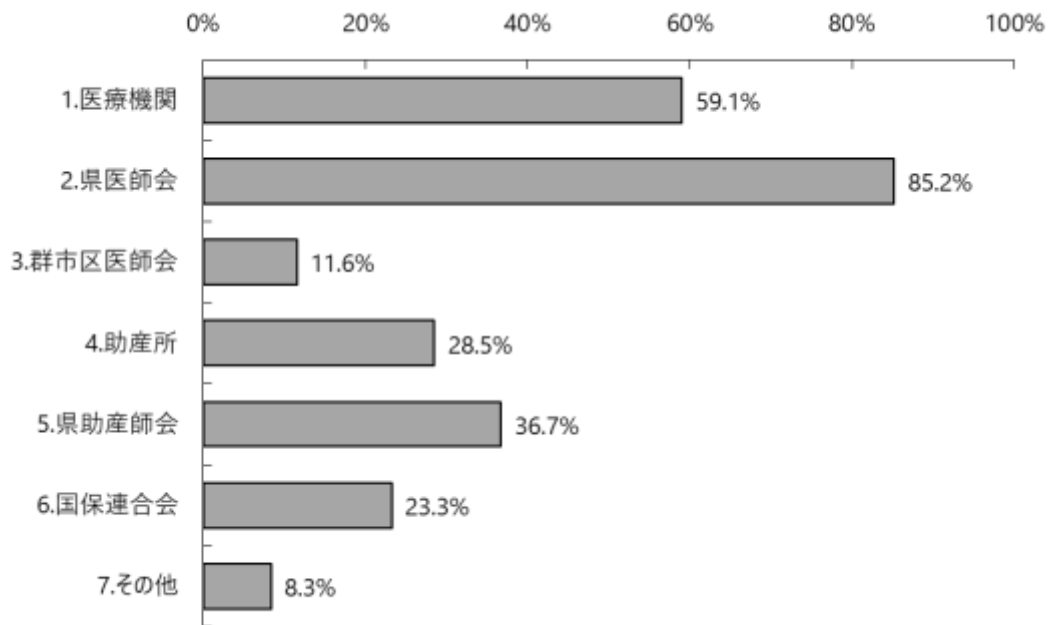
多くの市区町村で、集合契約や医師会との契約を結んでいた。

図表6 | 質問7(1) 妊婦健診の委託方法



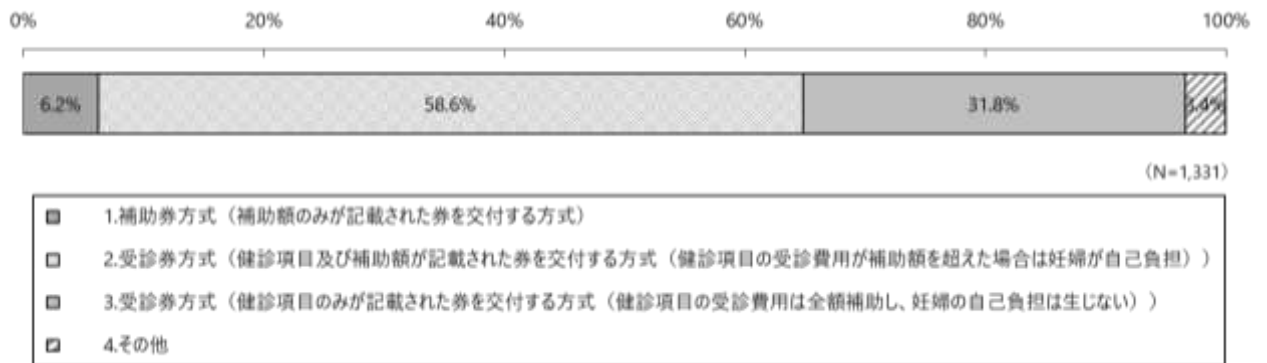
(N=1,331)

図表7 | 質問 7(2) 妊婦健診の委託先



公費負担の方法として最も多いのは健診項目と補助額の双方が記載された受診券方式であった。

図表8 | 質問 9 妊婦健診を受診した妊婦への費用助成の方法

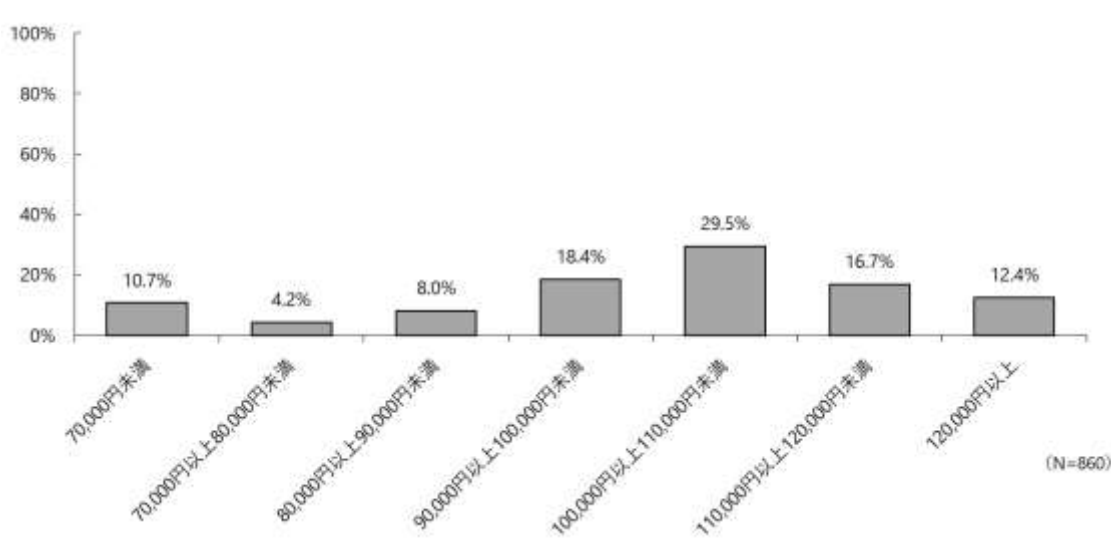


4.その他：

- ・ 受診券方式（健診項目のみが記載された券を交付する方式かつ補助額を超えた場合は妊婦の自己負担が生じる）（22 件）
- ・ 償還払い：（7 件） ほか

妊婦健診を 14 回程度実施した場合の委託単価の平均は 10 万円前後であった。

**図表9 | 質問 10 妊婦健診を 14 回程度実施した場合の平均的な委託単価
(質問9で 1 または 2 を選択した場合に回答)**

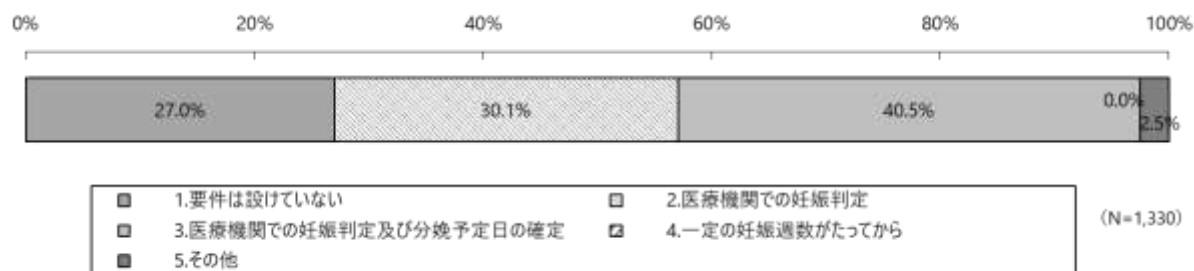


平均値: 96,227

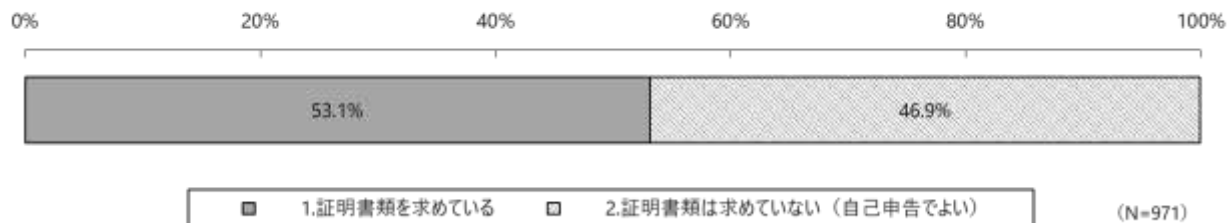
中央値: 102,150

7 割超の市町村では妊娠届出受理の要件を設けており、そのうち 5 割超では証明書類の提出が必要であった。

図表10 | 質問 11(1) 妊娠届出受理の要件の有無

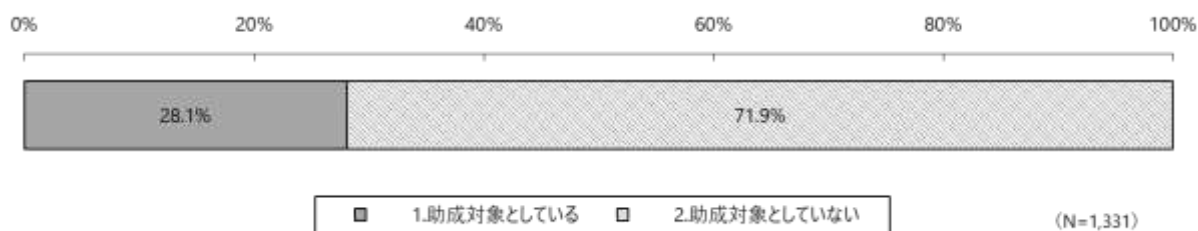


**図表11 | 質問 11(2) 妊娠届出受理において、求める証明書類の有無
(質問11(1)で1.以外を選択した場合に回答)**

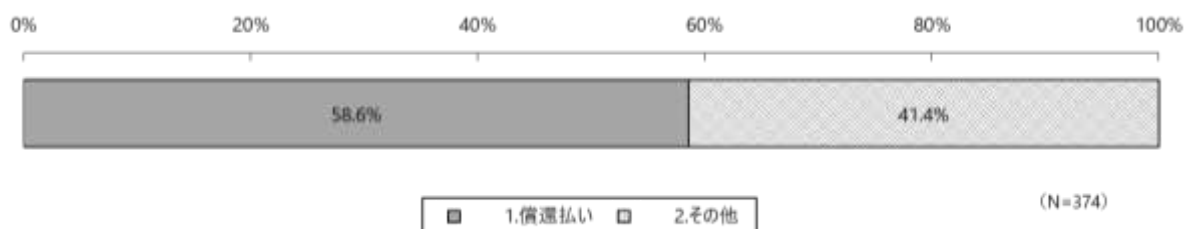


3 割弱の市町村では、母子健康手帳交付前に受診した妊婦健診の公費負担を行っていた。公費負担方式としては、6 割が償還払いであるが、受診券等が活用できる形式も多かった。

**図表12 | 質問 12(1) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合
助成対象の有無**

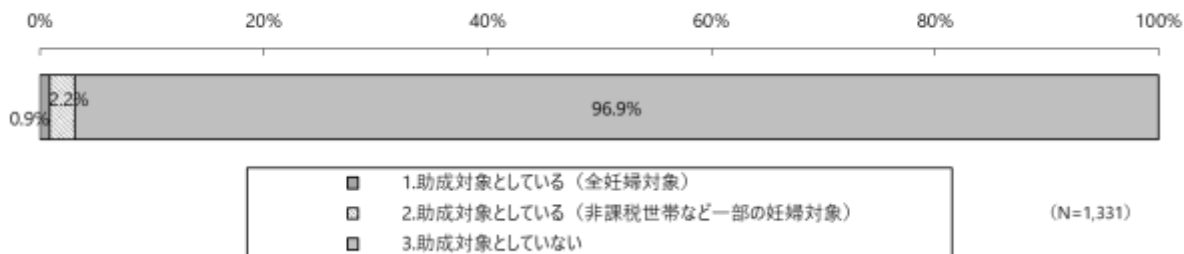


**図表13 | 質問 12(2) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合
助成方法
(質問 12(1)で 1.を選択した場合に回答)**



妊娠判定のための検査について、9割超の市町村が公費負担対象としていなかった。

図表14 | 質問13(1) 妊娠判定のための検査 助成対象有無

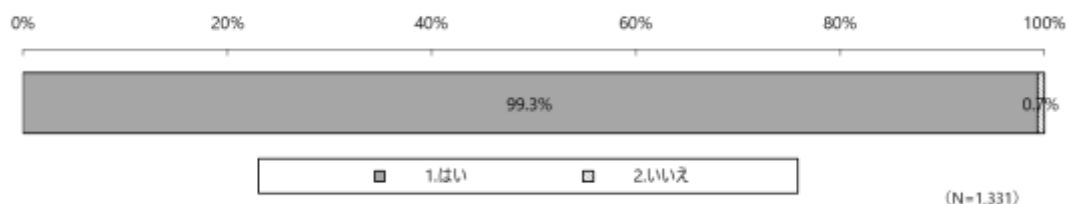


**図表15 | 質問13(2) 妊娠判定のための検査 助成方法
(質問13(1)で1.もしくは2.を選択した場合に回答)**

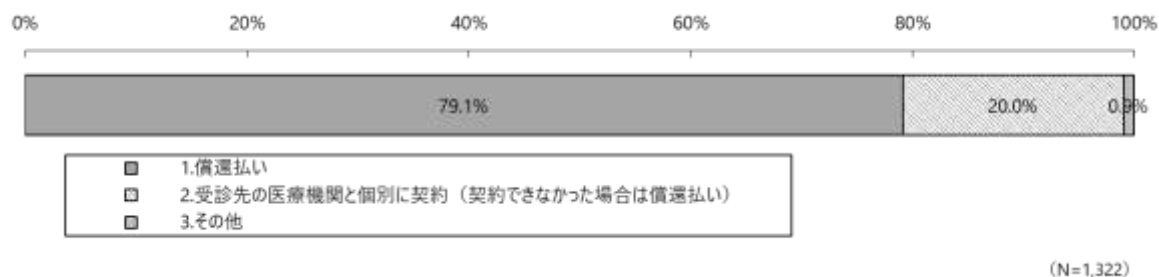


ほとんどの市町村が里帰り出産時に公費負担を行う仕組みを構築しており、公費負担方法としては償還払いが主流であった。

図表16 | 質問14 里帰り出産時の妊婦健診 助成を行う仕組みの構築の有無

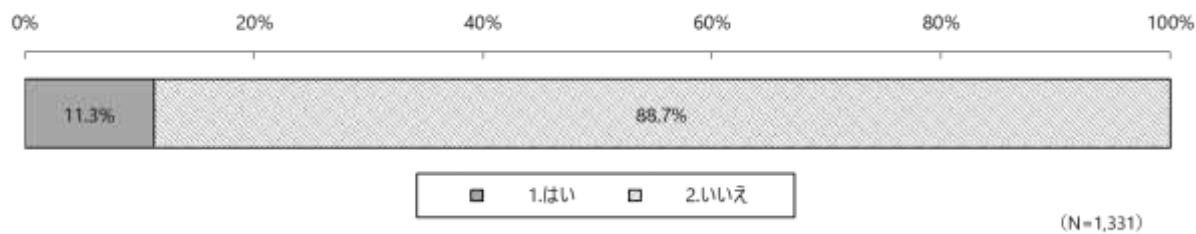


**図表17 | 質問15 里帰り出産時の妊婦健診 助成方法
(質問14で1.を選択した場合に回答)**

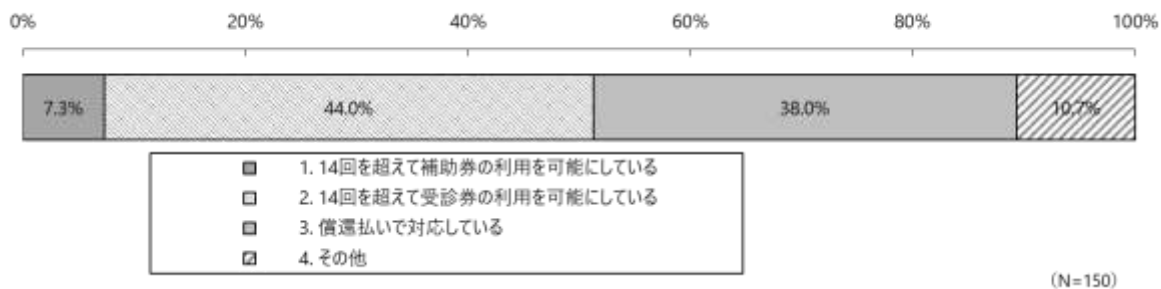


予定日（40週）以降の14回を超えた分の妊婦健康診査について、9割近い市区町村が公費負担していなかった。

図表18 | 質問 16 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成対象有無

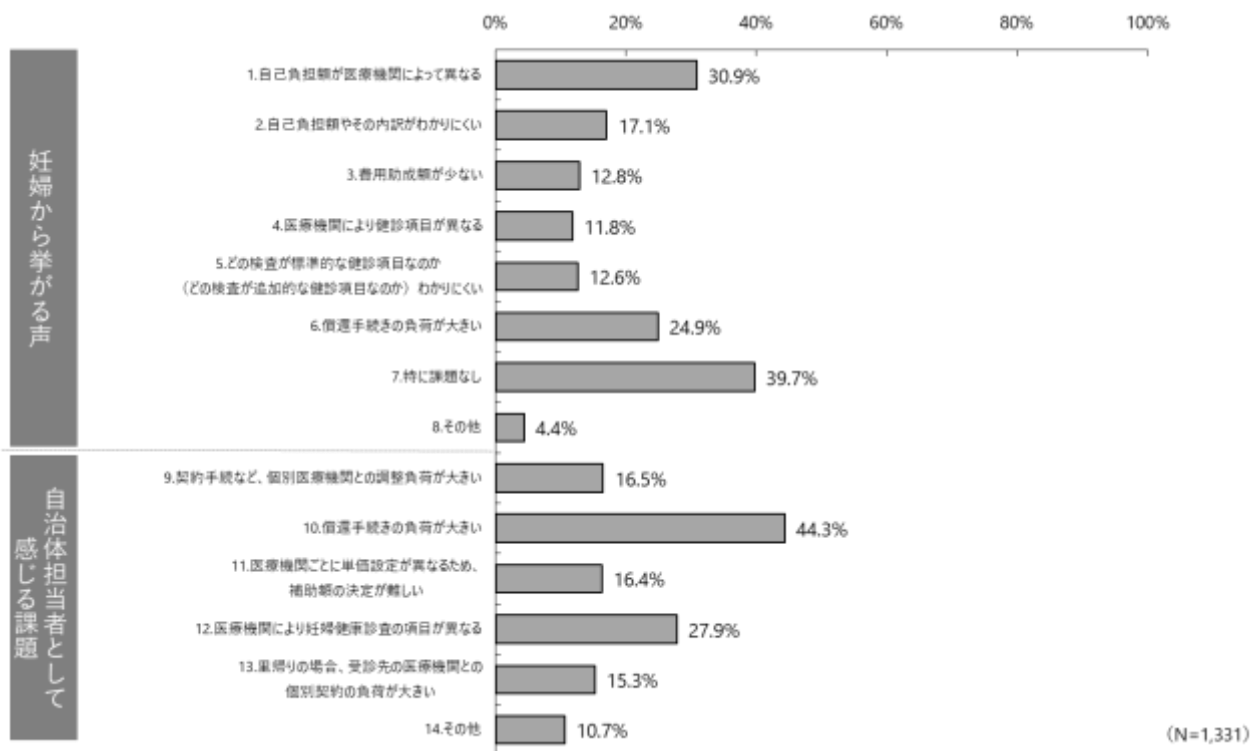


**図表19 | 質問 17 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成方法
(質問 16 で 1.を選択した場合に回答)**



妊婦健診の課題としては、市町村担当者、妊婦共に償還払いの手続きの負担が挙げられている。

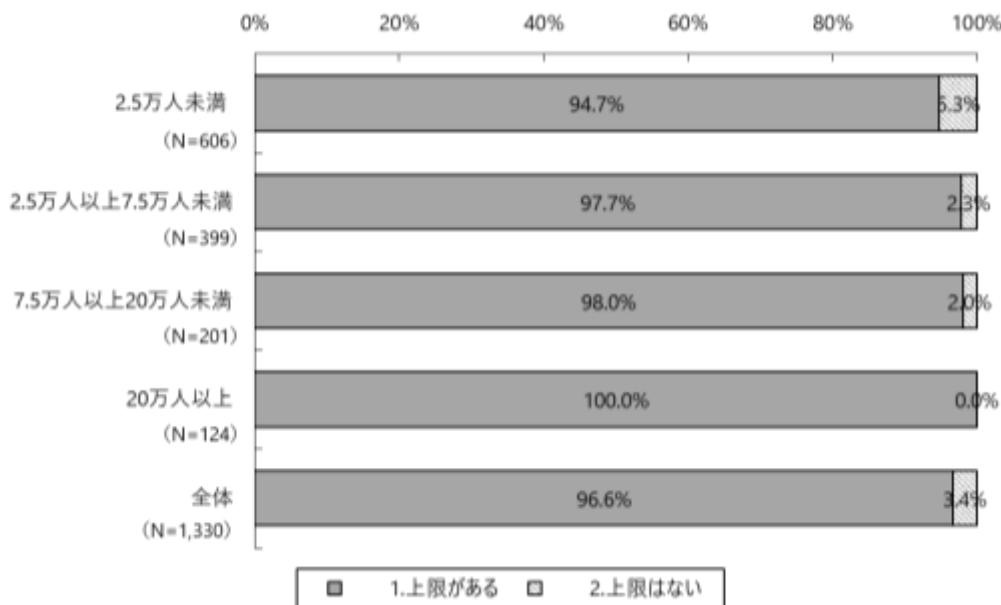
図表20 | 質問 18 妊婦健診における課題



(2) 市町村調査のクロス集計結果

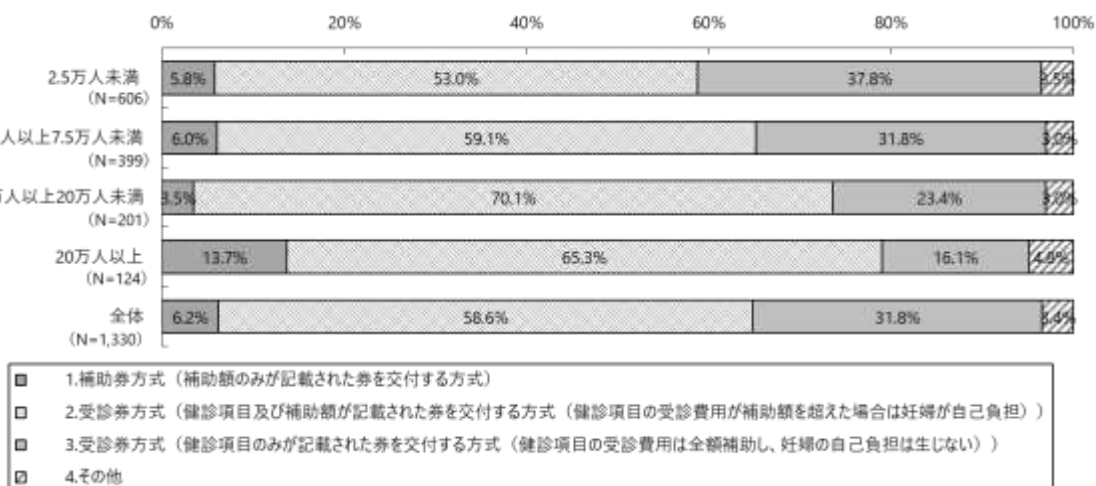
妊婦健診の公費負担の上限回数について、人口規模が大きい市町村ほど公費負担回数に上限がある割合が高かった。

図表21 | 質問 4(1) 費用助成の上限回数の有無



公費負担の方法について、人口規模が大きくなるほど補助券方式、受診券方式（健診項目及び補助額が記載された券を交付）を実施している割合が高かった。

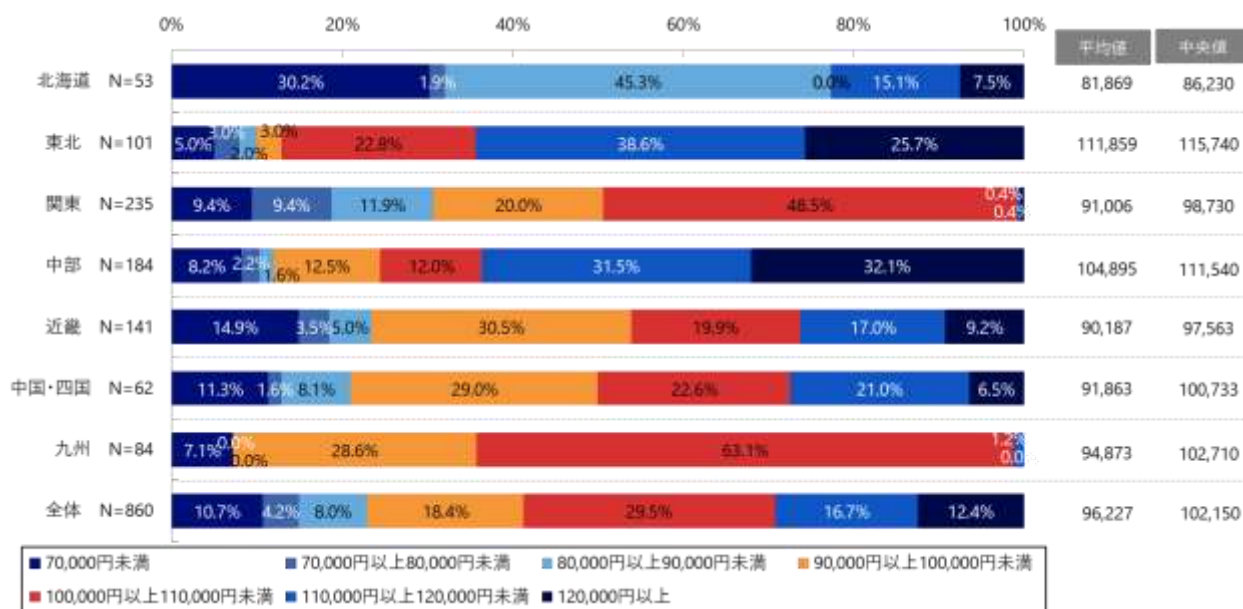
図表22 | 質問 9 妊婦健診を受診した妊婦への費用助成の方法



- 1. 補助券方式（補助額のみが記載された券を交付する方式）
- 2. 受診券方式（健診項目及び補助額が記載された券を交付する方式（健診項目の受診費用が補助額を超えた場合は妊婦が自己負担））
- ▨ 3. 受診券方式（健診項目のみが記載された券を交付する方式（健診項目の受診費用は全額補助し、妊婦の自己負担は生じない））
- 4. その他

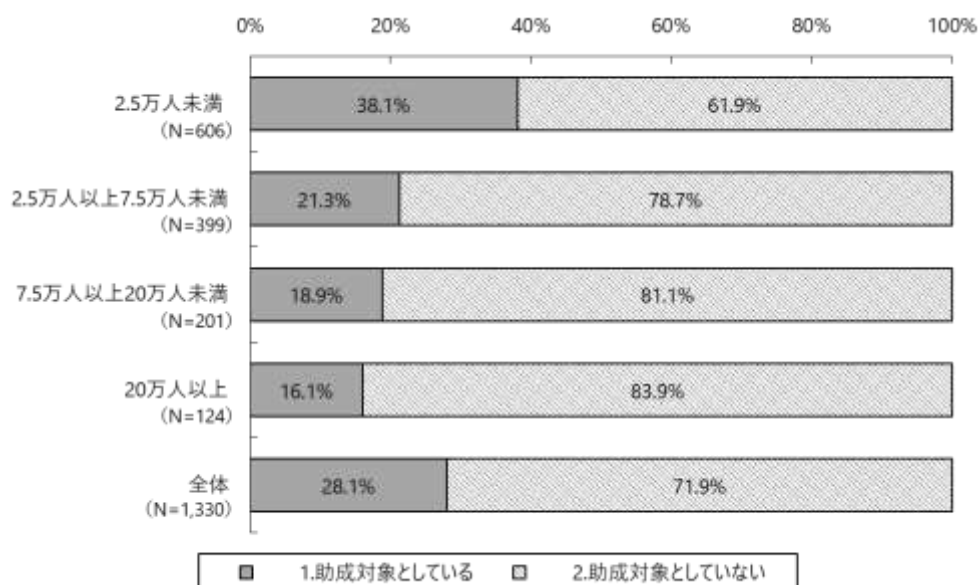
妊婦健診を14回程度実施した場合の平均的な委託単価について、東北地方、中部地方で委託単価が高かった。

図表23 | 質問10 妊婦健診を14回程度実施した場合の平均的な委託単価
(質問9で1.または2.を選択した場合に回答)



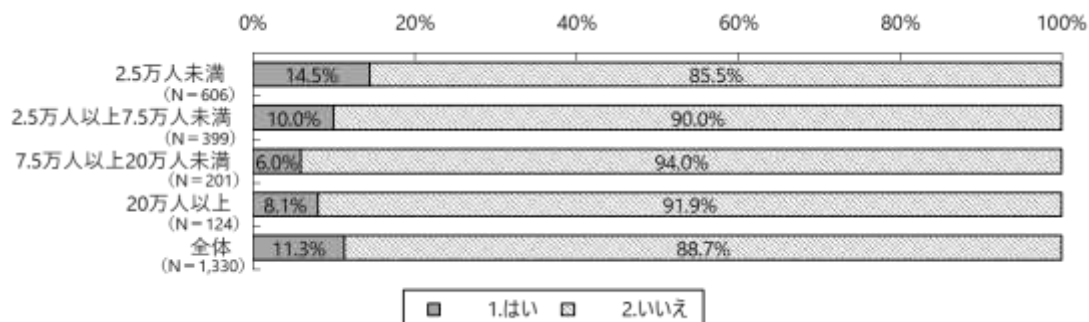
人口規模が小さい市町村ほど、母子健康手帳交付前の妊婦健診費用に対して公費負担を行っている割合が高かった。

図表24 | 質問12(1) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合 助成対象の有無

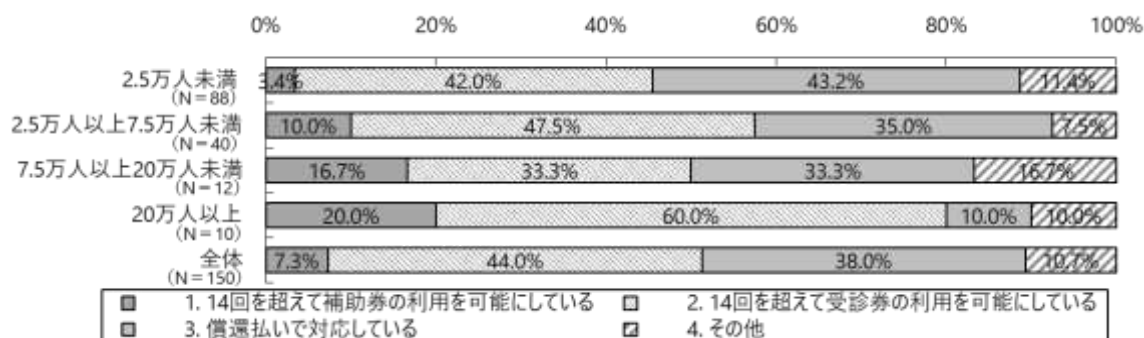


予定日（40週）以降の妊婦健診の公費負担有無について、人口規模による傾向は見られなかった。公費負担方法は人口規模が小さい市町村ほど償還払い、大きい市町村ほど補助券、受診券の活用が高かった。

図表25 | 質問 16 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成対象有無



図表26 | 質問 17 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成方法 (質問 16 で 1.を選択した場合に回答)

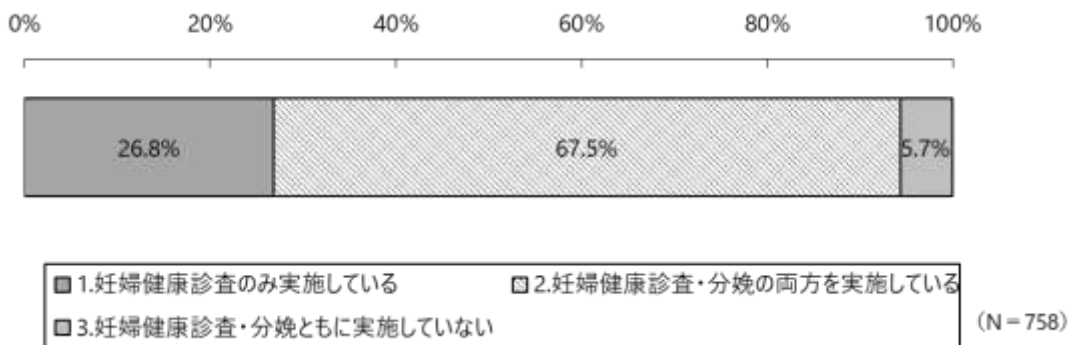


2-2 医療機関調査結果に基づく考察

(1) 医療機関調査の単純集計結果

回答した施設のうち、9割以上の施設が妊婦健診を実施していた。

図表27 | 質問7 妊婦健診の実施有無

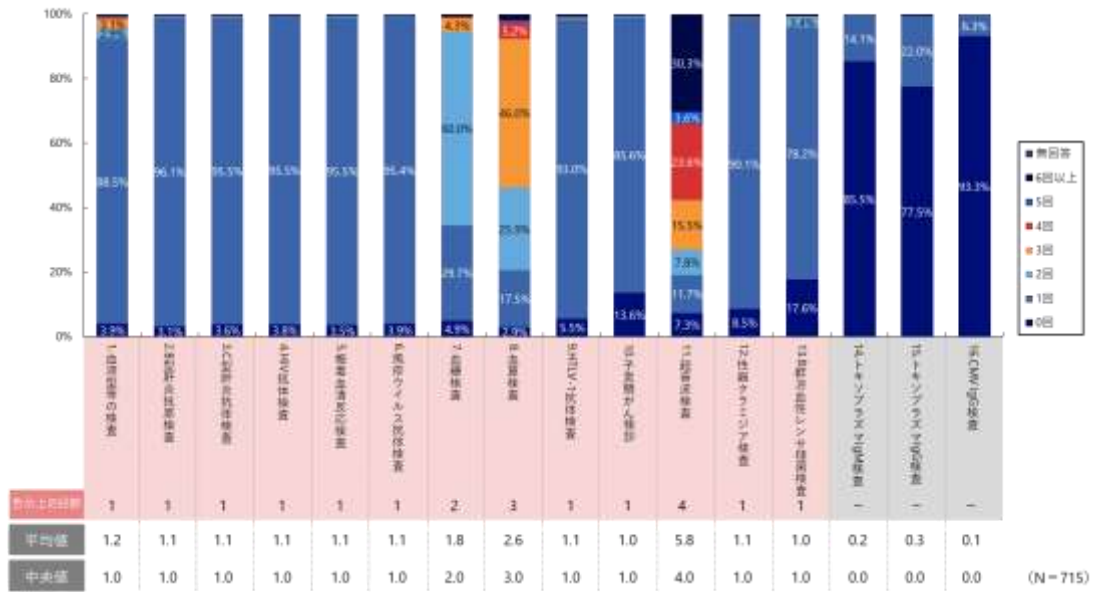


施設で実施している健診項目及びその実施回数、またそのうち市町村から補助が出ている回数は以下の通りであった。医療機関で実施している各健診項目の実施回数に応じた公費負担が概ねなされていた。ただし、超音波検査に関しては、医療機関での実施回数と公費負担の回数に乖離があった。

図表28 | 質問10 健診項目ごとの実施回数

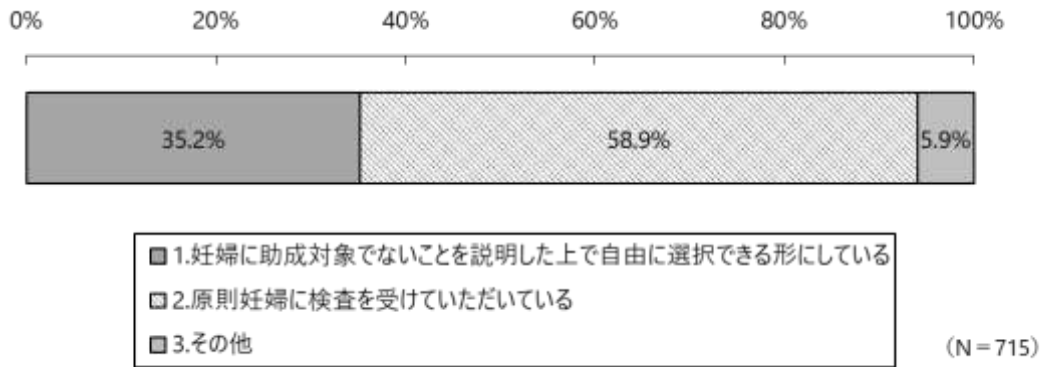


図表29 | 質問 11 市町村から補助が出ている健診項目と回数



公費負担とならない追加的な検査について、35%の医療機関で妊婦に公費負担対象でないことを説明した上で自由に選択できるかたちになっている一方で、約 60%の医療機関では原則検査を受けることになっていた。

図表30 | 質問 12 追加的な検査の受診有無

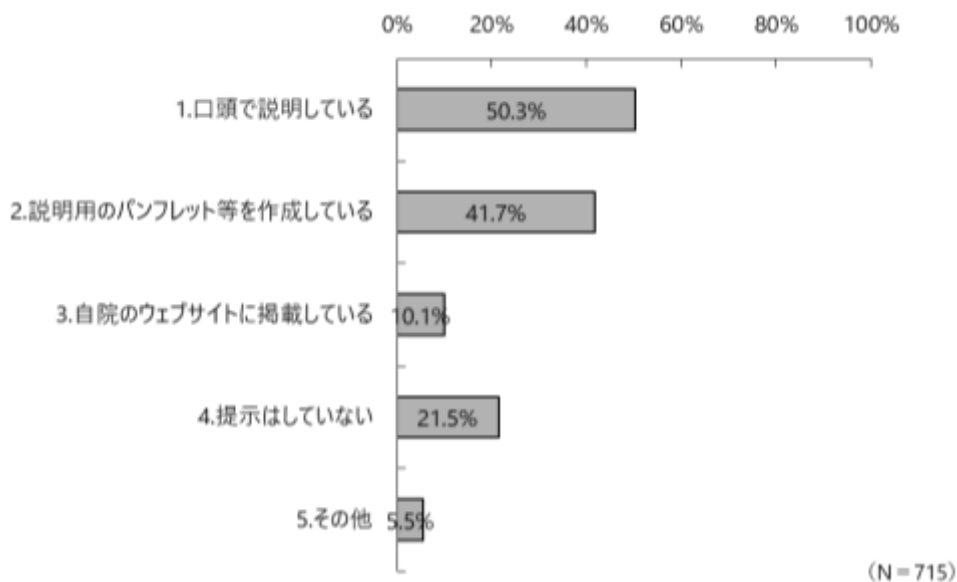


3. その他

- ・ 特に実施していない (22 件)
- ・ 原則受診してもらう項目とそうでない項目がある (5 件) ほか

妊婦健診の費用について、約 5 割の医療機関では口頭で、約 4 割の医療機関では説明用のパンフレット等を作成して提示している一方で、約 2 割の医療機関では事前に費用が提示されていなかった。

図表31 | 質問 15 妊婦健診の費用について、事前の費用提示方法

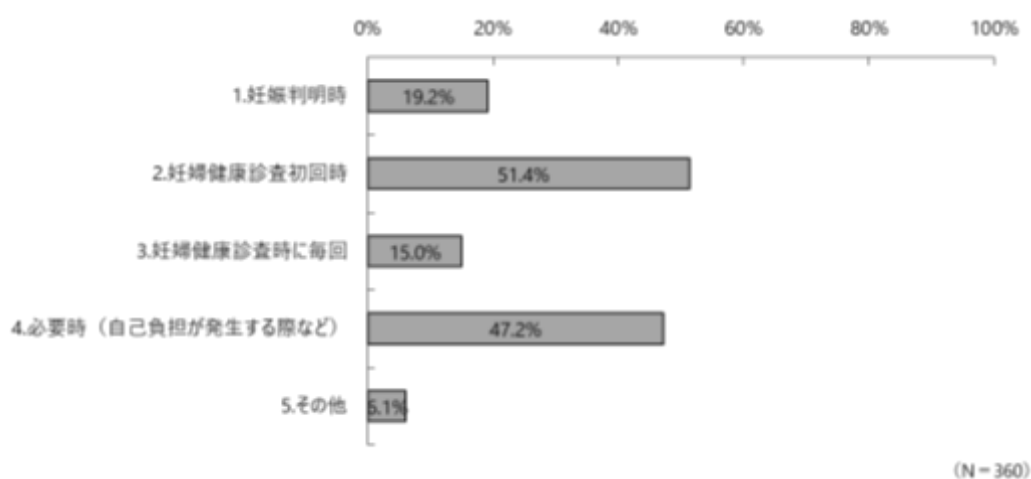


5.その他

- ・ 院内で掲示している (25 件) ほか

妊婦健診の費用を口頭で説明するタイミングとして最も多いのは妊婦健診初回時であり、5 割を超えていた。

**図表32 | 質問 16 妊婦健診の費用を説明するタイミング
(質問 15 で 1.を選択した場合に回答)**

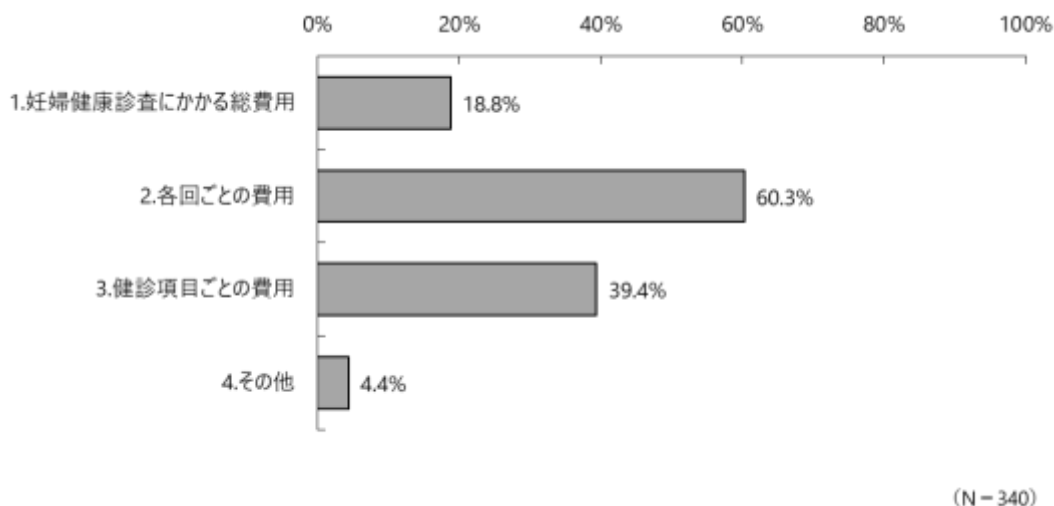


5.その他

- ・ 分娩予定日が確定した際 (7 件)
- ・ 妊婦健診初回時の前の診察時 (7 件) ほか

妊婦健診について提示している費用として最も多いのは各回ごとの費用で、約6割を占めていた。次に多いのは健診項目ごとの費用で、約4割であった。

図表33 | 質問 17 妊婦健診の費用として提示している費用
(質問 16 で 5.以外を選択した場合に回答)

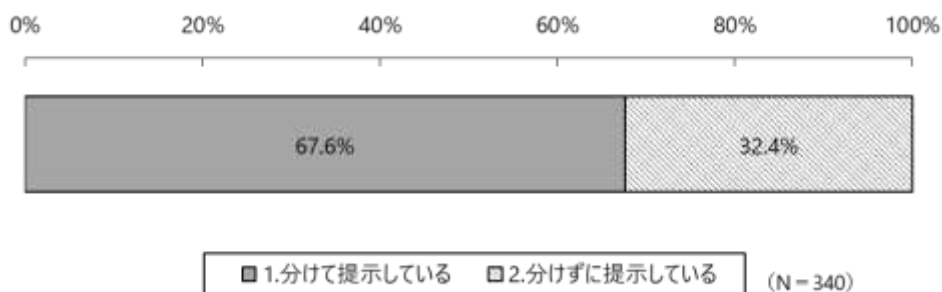


4. その他

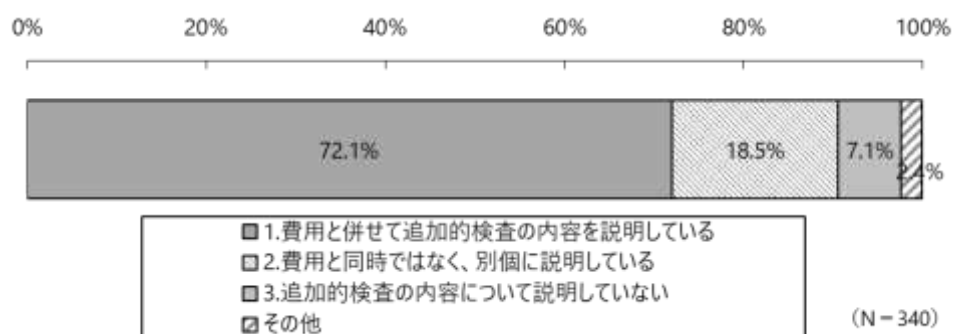
- ・ 追加費用は掛からないと説明するもしくは追加費用は掛からないため提示しない (3件) ほか

約7割の医療機関では公費負担の健診項目と自費となる追加的な健診項目の費用を分けて提示している一方で、3割超の医療機関では分けずに費用を提示していた。また、約9割の医療機関で追加的な健診項目の費用と検査内容について説明している一方で、7%の医療機関は追加的な検査の内容を説明していなかった。

図表34 | 質問 18 標準的な健診項目と追加的な健診項目を分けた費用提示の有無
(質問 16 で 5.以外を選択した場合に回答)



図表35 | 質問 19 追加的な健診項目の費用に合わせた検査内容の説明有無
 (質問 16 で 5.以外を選択した場合に回答)



第3章

取組事例へのヒアリング調査

0. ヒアリング調査の概要

0-1 ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング対象

第1章の調査手法でも記載の通り、本調査研究においては、7市町村に対して妊婦健康診査事業についてヒアリングを行った。

ヒアリング対象はアンケートの結果を受けて選定し、特に費用負担の手法に特色がある地域をスコアリングにより選出した。

図表36 | ヒアリング先一覧

3.ヒアリングについて ヒアリング対象				妊婦健康診査事業の実施状況									
ヒアリング先情報一覧（市町村）				契約方式	公費負担方法	公費負担額の上限	公費負担上限回数	平均委託単価1万円以上	母子健康手帳交付前の公費負担	妊婦判定検査の公費負担	里帰り出産への公費負担	41週を超えた分の公費負担	
1.兵庫県神戸市	1,508,996人	9,649人	6.4‰	・市内：医師会と契約 ・県内：個別契約 ・県外：償還払い	受診券方式	12万円	注1						
2.兵庫県尼崎市	461,988人	3,645人	7.9‰	・市内：医師会に委託 ・市外：個別契約 ・契約外：償還払い	受診券方式	87,950円	14回						
3.福島県いわき市	312,779人	1,872人	6.0‰	・県内：医師会・国保連に委託 ・県外：償還払い	受診券方式	131,110円	15回					上限回数が15回	
4.兵庫県香美町	16,256人	56人	3.4‰	・町内に産科が無いが、6つの医療機関と個別契約 ※委託医療機関以外は償還払いで対応	受診券方式	10万円	なし						
5.長野県大森村	3,461人	14人	4.0‰	・長野県内：医師会・助産師会と契約 ・長野県外：個別契約	受診券方式 補助額を超えた場合は償還払い	なし	なし					受診券を使い切った場合は償還	
6.北海道和寒町	3,056人	8人	2.6‰	委託契約を結んでいない	償還払い	なし	なし						
7.奈良県十津川村	2,993人	12人	4.0‰	委託契約を結んでいない	償還払い	13万円	なし						

注1) 基本健診4回分と検査項目ごとの受診券を発行し、その使用時期や内訳は各医療機関に委ねている。

(2) 調査項目

- 基礎情報
 - ・ 委託先
 - ・ (医療機関、医師会、助産所 等)
 - ・ (市町村内、同一都道府県内、近隣都道府県内 等)
 - ・ 委託方法
 - ・ (市町村単独で契約、複数の市町村で集合契約を結んでいる、都道府県単位で集合契約を結んでいる 等)

- ・ 費用負担の上限有無
- 公費負担の対象について
 - ・ 以下の公費負担対象有無とその背景や詳細な運用方法
 - ・ 妊娠判定検査に対する費用負担
 - ・ 母子健康手帳交付前の検査に対する費用負担
 - ・ 里帰り出産先での妊婦健診に対する費用負担
 - ・ 妊娠 40 週を超えた場合（14 回を超えた分）の費用負担
 - ・ 厚生労働省告示に定める回数を超える費用負担
 - ・ 厚生労働省告示に定める検査項目以外に対する費用負担
 - ・ 上記公費負担の利用状況
 - ・ そのほか、妊婦の自己負担を減らす取組
- 費用について
 - ・ 委託単価・補助額の決定方法
 - ・ 医療機関に対する、費用提示における勧奨・ルールの有無
 - ・ （事前の費用提示の勧奨、追加的な検査における費用の説明の勧奨、費用を説明するタイミングを統一する試み 等）
- 医療機関との連携状況について
 - ・ 医療機関からの情報提供の有無
 - ・ 医療機関に提供を依頼している情報
 - ・ （妊婦健診の結果 等）
 - ・ 医療機関からの情報提供のための仕組みの詳細
 - ・ （定例会議の開催、報告書フォーマットの作成 等）
 - ・ 医療機関から提供された情報の活用状況
 - ・ （データ分析、他の母子保健事業への活用、新たな支援策の検討 等）

(3) 調査結果の概要

1) 公費負担の対象範囲について

今回調査対象となった市町村においては、妊娠判定検査・母子健康手帳交付前の検査・妊娠 40 週を超えた場合に対する費用負担については対応が大きく二分しており、比較的小規模な市町村ほど、個別の状況に合わせた費用負担が行われていた。ただし、今回は限られた数のヒアリングであったため、必ずしも全体の傾向ではないことは留意されたい。

公費負担の形式も受診券方式と償還払いの双方が見受けられた。償還払いで実施している市町村は、妊婦との対面機会を確保する為に意図的に償還払いを採用していた。償還払いの手続きのために来庁してもらうことで、妊婦の状況を直接把握し、コミュニケーションをとる機会を確保しているとのことであった。

2) 費用について

医師会と契約している場合や、公費負担の対象検査項目・検査時期を細かく定めているケースでは、診療報酬を参考に委託単価を定めていた。一方、償還払いで対応している市町村は、対象項目のみを定め、それにかかる費用は全て公費負担するケースが目立った。

3) 医療機関との情報連携について

医療機関との情報連携の状況や手法においては、市町村ごとにばらつきがあり、必要に応じて都度電話等で連絡をもらうケースや、医師会からデータを提出してもらうケースなどが見られた。なお、都道府県が主導して情報共有の仕組みを作っているケースも見られ、連絡票などの様式やフローを定めている場合は、それに従って情報が共有されているとのことであった。都道府県主導での情報共有フローの策定とその運用に向けた医療機関の巻き込みが有用と推察される。

4) 課題について

妊婦健診に係る課題としては、償還払いに係る事務手続きの負荷が大きいという声が挙げられた。また、紙の書類が多く、管理負荷が高だけでなく、データ入力に係る時間分情報の取得にタイムラグが生じてしまっている点を課題として挙げる市町村も見られた。電子化による効率化といった施策も今後求められるであろう。

さらに、今後は医療機関との連携により得られたデータの活用も課題となりうる。妊婦の支援やフォロー、関連施策への誘導などデータを活用して実施していきたいという声もあった。

1. 兵庫県神戸市

■兵庫県神戸市の基本情報

神戸市は兵庫県南部に位置する政令指定都市で、兵庫県内で最大の人口を誇る。南北に狭く東西に長い地形で、9つの区から構成されている。また、大阪府などの関西圏へのアクセスもよいため、人の移動も多い。

図表37 兵庫県神戸市の基本情報

面積	557.02 km ²
総人口	1,508,996 人
出生数	9,649 人
出生率	6.4‰

出所) アンケート結果・兵庫県神戸市公開情報より株式会社野村総合研究所 (NRI) 作成

■妊婦健康診査の実施体制

神戸市では、神戸市医師会と契約するとともに、県内の医療機関とは個別に契約を行っている。契約している市内の医療機関は 59、県内の医療機関は 97 に上り、県内（神戸市外）のほとんどの産科医療機関と契約している。

兵庫県は集合契約を実施しているが、市の契約管理上の理由で参画していないとのことであった。神戸市では健康局が妊婦健診や成人向けの健康診断等をまとめて神戸市医師会に委託を行っている。そのため、医師会との調整の中で妊婦健診のみを切り出すことが難しく、集合契約に参加しづらかったという背景がある。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

神戸市では、12 万円を上限として公費負担している。費用の決定にあたっては、厚生労働省告示に基づく検査項目を保険適用内で実施した場合、診療報酬ベースで 12 万円程度かかると想定し、12 万円を上限額とした。12 万円のうち、検査項目ごとや回数ごとの金額の分け方は神戸市産婦人科医会と相談して決定した。

上限額は過去何度か引き上げを行っているが、産婦人科医会からの強い要望があったことや、子育て支援に注力する市の方針が定まったことが影響していると想定されるとのことであった。

また、公費負担の方式としては受診券方式を用いている。平成 29 年 4 月ごろに上限金額を 12 万円に上げた際、望ましい検査項目の基準が厚生労働省から発出されたこともあり、検査項目を指定する受診券方式に変更した。

神戸市では、基本健診の 14 回分に加えて検査項目ごとに受診券を発行しており、それぞれの検査時期は指定していない。医療機関側で必要な時期を判断してもらい、その受診券を使用したタイミングで請求がされるような形式となっている。

受診券は、母子健康手帳交付時に受診券つづりを妊婦に渡しており、1枚ずつちぎって、使用し、医療機関が受診券に実施した検査項目をチェックする形式である。

また、各受診券に「その他」という項目を設けており、受診券の上限額の範囲内で追加的な検査を実施することを可能にしている。妊婦の状況ごとに実施すべき検査は異なるという医療機関側の要望から、その他の項目を設け、フレキシブルな対応を可能にしている。

■医療機関との情報連携

神戸市では、妊婦健診の実施状況については把握しているものの、検査結果の具体的数値等については共有を求めておらず、受診券にも記載欄は設けていない。

ただし、ハイリスク妊婦など連携の必要性が高い方については、兵庫県共通の仕組みである養育支援ネットを通じて医療機関からFAX等で市に情報が共有される仕組みとなっている。そのため、必要性に応じて十分な情報共有の仕組みは整っていると考えている。

■課題と求める支援

<体制構築に関する課題>

里帰り出産の場合は、その都度委託契約を結んでいる。156もの県内医療機関との契約作業もあり、事務手続きの負荷が大きいのが課題となっている。また、市町村によって運用が異なり、地域差が出てしまっているのも課題である。何らかの形で医療機関との契約方法や書面様式などを全国的に標準化し、統一したフォーマット・様式があるとよい。

<情報連携に関する課題>

医療機関とのやり取りにおいて、妊婦が受けている検査の実態を正確に把握できていないことに課題を感じている。医療機関から受診券を回収後、チェックボックスの内容から集計・分析を行っているが、記入状況にばらつきがあり、厚生労働省告示の検査項目についても実施割合は80%程度となってしまう。医療機関のカルテを把握していないため、検査の実情が見えてこないことが課題である。

一方、医療機関からは受診券に記載する作業が手間だと言われているとのことであった。しかし税金を投入して実施している以上、実態を把握する必要があるので、板挟みとなってしまう。特に県外の医療機関における償還払いでは、特に検査項目のチェックが負担だとの意見がある。様々な市町村の妊婦が来る医療機関では、市町村ごとの様式に合わせて記入するのが負担なのだと考えられる。全国統一の報告様式を作るなどしてほしいと考えている。

収集したデータの活用についても、受診券のデータをパンチ入力でデータ化はしているものの、活用しきれていないというのも課題であるとのことであった。さらに、紙の書類が大量となってしまう、保管が大変となる上、データが集まるのにタイムラグが発生してしまっているため、今後は電子化により、受診券の情報がタイムリーに吸いあげられるような仕組みが必要と考えている。

2. 兵庫県尼崎市

■兵庫県尼崎市の基本情報

尼崎市は兵庫県の南東部に位置する中核市で、神戸市・姫路市・西宮市に次いで兵庫県下第4位の規模の人口を有している。大阪市に隣接しており、阪神電車・阪急電車・JRが東西に走っているため京阪神へのアクセスがよく、ベッドタウンとしての性格も持つ。

図表38 兵庫県尼崎市の基本情報

面積	50.71 km ²
総人口	461,988 人
出生数	3,645 人
出生率	7.9‰

出所) アンケート結果・兵庫県尼崎市公開情報より NRI 作成

■妊婦健康診査の実施体制

尼崎市では、市内の医療機関については尼崎市医師会との集合契約、市外の医療機関については個別契約を結び妊婦健診を実施している。契約を結んでいない医療機関で受診した場合は償還払いで対応しており、妊婦後期健診の費用請求の内訳を見ると、73%は委託先医療機関、27%は償還払いとなっている。

兵庫県は県医師会と集合契約を行っているが、尼崎市はその枠組みには入らずに市独自の体制を構築している。各健診毎の検査項目を指定し、医療機関から健診結果も含めて納品してもらうことで、妊婦の現状分析を行い、地区担当保健師による妊娠中の支援につなげているためである。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

尼崎市では、厚生労働省告示に基づき、公費負担する検査項目を設定している。厚生労働省告示に示されている検査項目については自己負担が発生しない制度設計としているが、市が負担する検査項目を超える内容についての料金は、各医療機関の価格設定に従って妊婦が自己負担で支払っている。

委託単価の決定にあたっては、診療報酬を基に設定しているが、基本健診については、尼崎市医師会と相談し、市内医療機関の健診単価の平均値を参考に決定した。

公費負担対象とする検査項目を定めているため、償還払いの事務手続きの負担は大きい。金券方式ではないため、公費負担対象になる検査項目を、医療機関に問合せながら決定し、10円単位の計算を行っている。

尼崎市に住民票がある方が外国で実施した妊婦健診についても償還払いを行っている。件数としては、1年に数人程度ではあるが、公費負担対象となる検査に該当するものを領収書や明細などを翻訳しながら審査し、レート計算して金額を算出するため、時間のかかる事

務となっている。

妊娠判定検査に対する公費負担は行っていないが、何らかの事情で、妊娠届出が遅くなった場合は、母子健康手帳交付前の検査についても公費負担対象としている。また、母子健康手帳の交付にあたっては、妊娠判定の証明を求めない等、妊娠届出の門戸を広くすることで、届出時の全数面接で困りごとを抱える妊婦を広く把握し、地区担当保健師による伴走型の寄り添い支援につなげられるようにしている。

■医療機関との情報連携

妊婦健診の結果は「受診券兼結果報告書」を通して医療機関と共有している。「受診券兼結果報告書」は、妊婦からの申請に基づき、自治体が発行し、妊婦が医療機関に持参する流れとなっている。

医師会からは、妊婦健診の検査結果をデータで納品してもらっている。市外医療機関については結果報告書で身体測定や血圧・尿検査の結果を納品してもらっているが、可能な限り検査結果の添付も依頼しており、添付の際の手数料として 220 円支払っている。

医療機関から支援が必要とされた妊婦については、地区担当保健師から速やかに連絡を行っている。さらに、血糖値や血圧が高い場合等、健診結果の支援が必要な場合も地区担当保健師による個別支援につなげている。妊婦中に高血圧や高血糖の所見がみられた方に対して生活習慣病予防健診を勧奨するなど、多方面での活用を検討している。

さらに、年に 1 度尼崎市医師会へ妊婦健診結果の報告を行っており、健診データを分析し、市内の妊婦全体の傾向を共有している。

その他、兵庫県が整備した「養育支援ネット」を活用し医療機関との連携を図っており、尼崎市独自でも医療機関との連携会議を年 2 回実施している（現在はコロナ禍の影響もあり年 1 回の実施）。出産医療機関や地域の産婦人科や小児科、虐待の担当課を構成員として実施しており、1 回目はテーマを決め、各医療機関の現状や課題の共有及び検討を行っている。2 回目は、個別事例の検討会を通して、各医療機関との連携強化を図っている。

3. 福島県いわき市

■福島県いわき市の基本情報

いわき市は福島県の南部に位置する中核市で、宮城県仙台市に次いで東北地方で 2 番目に人口の多い都市であり、福島県では最大の人口及び面積を持つ。

図表39 福島県いわき市の基本情報

面積	1,232.51 km ²
総人口	312,779 人
出生数	1,872 人
出生率	6.0‰

出所) アンケート結果・福島県いわき市公開情報より NRI 作成

■妊婦健康診査の実施体制

福島県では、県医師会と各市町村が契約を行っている。県の集合契約ではなく、あくまで各市町村と県医師会の個別契約という形態である。支払い事務については福島県の国保連合会に委託しており、いわき市・国保連・県医師会の三者で同一の契約書に署名しているような状況である。

国保連合会を通じて各医療機関に支払いを行っており、委託料については県医師会が診療報酬を参考に決定している。福島県下の市町村はほぼその委託料で契約していると思われるとのことであった。委託料は診療報酬改定のタイミングから 1 年遅れて委託料が変更される。例えば、令和 4 年度の診療報酬改定時については、令和 4 年度中に翌年度の委託料の変更の通知があり翌年度に委託料が変更されるといった運用となっている。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

いわき市では、15 回を上限に公費負担している。県内の市町村は 15 回まで公費負担しているところが多く、周囲の市町村と合わせる形で 15 回を上限に設定した。さらに、検査項目ごとに上限額を定めており、合計すると費用負担の上限額は 13 万 1,110 円である。

何らかの事情があって妊娠届出を出せなかった場合は、公費負担について対応できるようにしている。医療機関側で窓口負担から市町村の委託料での実施に切り替えることができるようであれば、さかのぼって委託料請求の形式に変更する。すでに精算が完了してしまい、医療機関側での対応が難しい場合は、利用者が負担した分の償還払いを検討する。償還払いではない方が妊婦の負担は減るために、極力この形をとるようにしているとのことであった。

なお、里帰り出産を行った場合については、県内の医療機関であればどの市町村の受診券でも使用できる。県外の医療機関や助産院の場合は償還払いで対応している。

基本的に、厚生労働省告示で定める検査項目と回数については、自己負担が生じない費用

負担の内容ではあるが、差額で妊婦に自己負担が発生しているかどうかは把握できていない。いわき市が契約している検査項目については自己負担が発生しないはずだが、それ以外の追加的な検査については自己負担が発生する可能性がある。いわき市では、妊婦向けに妊婦健診の受診票等をまとめた冊子を作成し、公費負担の上限額を上回った場合は自己負担になることを冊子に記載して情報提供を行っている。

■医療機関との情報連携

福島県医師会が作成したひな形をもとに受診券が作成されており、それが医療機関から提出される。受診票には所見を記載できる自由記入欄が設けられており、必要に応じて情報が提供される

福島県では、県が作成したアセスメントシートを用いたアセスメントを医療機関で行っている。その情報を元に、今後の支援が必要そうな人を抽出できるようになっている。初回の妊婦健診受診のタイミングでアセスメントシートに回答していただき、アセスメントシートの結果から支援が必要だと判断された場合は、医療機関からアセスメントシート及び自治体に対する依頼事項も記載された妊産婦連絡票が市町村に提出され、医療機関から市町村にその情報が直接共有される仕組みである。それを地区担当保健師が確認し、必要な支援を行いその結果を返信し継続的に連携を行っている。これらの仕組みは契約の中にも定められており、使用が定着している。

■課題と求める支援

<体制構築に関する課題>

償還払いの負荷は市町村担当者・妊婦ともに大きいとのことであった。特に、領収書や診療請求の明細書の様式が医療機関ごとに異なることで負荷が増加している。また、償還払いの申請に必要な健診結果について、医療機関によっては健診結果の詳細を書いてくれず、必要書類がスムーズにそろわない方もいる。そのようなケースに一つ一つ対応するため負荷が大きくなっている。

<情報連携に関する課題>

情報連携のタイムラグは課題と感じているとのことであった。妊婦健診実施から2カ月遅れで受診票がいわき市に届き、その後それを業者に委託してデータを入力しているため、妊婦健診実施からデータ入力まで3カ月ほど要する。したがって、妊婦健診実施からのタイムラグによって活用が難しい状況である。本来であれば入力されたデータをタイムリーに地区担当の保健師が確認することが望ましいとは考えている。

4. 兵庫県香美町

■兵庫県香美町の基本情報

香美町は兵庫県北部に位置し、北は日本海、南西部は鳥取県に面した豪雪地帯である。東西に狭く南北に長い地形で、海側と山側では気候の特徴が大きく異なっている。

図表40 兵庫県香美町の基本情報

面積	368.77 km ²
総人口	16,256 人
出生数	56 人
出生率	3.4‰

出所) アンケート結果・兵庫県香美町公開情報より NRI 作成

■妊婦健康診査の実施体制

香美町では、町内に産科医療機関が存在しないため、近隣市町村である兵庫県豊岡市、兵庫県養父市、鳥取県に位置する計 6 つの医療機関と個別に契約している。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

香美町では、10 万円を上限として公費負担している。町内に産科医療機関が無く、通院の負担が大きい分、妊婦の費用負担は和らげたいという理由から積極的に費用負担している。

また、公費負担の上限回数は設けていない。以前は上限回数を設けていたが、妊婦によって回数にばらつきがあるため金額で上限額を設ける方法に変更した。妊婦健診各回の単価は医療機関に委ねているとのことである。

上記のような仕組みを円滑に運用するために、「助成券管理表」を活用している。妊婦には助成券とともに助成券管理表を渡し、妊婦はそれを妊婦健診時に医療機関に持参する。医療機関が各回妊婦健診の費用を助成券管理表に記入することで、助成管理表上で妊婦健診でかかった金額と公費負担の残額が分かるようになっている。

図表41 | 助成券管理表(兵庫県香美町)

様式第4号(第6条関係)

香美町妊婦健康診査費助成券管理票
 ※助成限度額：100,000円

(受診者)					
氏名					
住所					
生年月日					
※医療機関整理欄	健診回数	受診年月日	妊婦健康診査 助成対象経費 (円)	助成額残額 (円)	医療機関名
				100,000	
	1回				
	2回				
	3回				
	4回				
	5回				
	6回				
	7回				
	8回				
	9回				
	10回				
	11回				
	12回				
	13回				
	14回				
	15回				
	16回				
	17回				
	18回				
	19回				
20回					

★出産した場合など妊婦健康診査が終了しましたら、受診医療機関窓口にご提出ください。

■医療機関との情報連携

ハイリスク妊婦など医療機関との連携の必要性が高い方については、兵庫県が主導する養育支援ネットを通じて医療機関から郵送等で香美町に情報が共有される仕組みとなっている。また、兵庫県外の委託先のうち、一部の医療機関については、ハイリスク妊婦など連携の必要性が高い方の情報を提供するように依頼しているとのことである。

但馬地域の保健所、三つの産科医療機関、自治体担当者が集まる保健所単位の会議体も実施している。そこでは、養育支援ネットの内容について情報共有を行っている。

5. 長野県大桑村

■長野県大桑村の基本情報

大桑村は長野県の南西部に位置しており、東は南駒ヶ岳をはじめとする中央アルプスの山々、南は南木曾町、北は上松町、西は岐阜県中津川市及び王滝村へ隣接している。地形は急峻で、村の総面積の96%を山林が占めている。

図表42 長野県大桑村の基本情報

面積	234.47 km ²
総人口	3,461 人
出生数	14 人
出生率	4.0‰

出所) アンケート結果・長野県大桑村公開情報より NRI 作成

■妊婦健康診査の実施体制

大桑村では長野県の集合契約として長野県医師会、長野県助産師会に委託している。これについては、毎年12月ごろに長野県より長野県医師会および長野県助産師会と契約を締結するかを問う連絡がくるため、それに応じる形で委託している。したがって、すでに委託単価が契約書に記載されているため、委託単価の決定に大桑村は関与していない。

また、大桑村は県境に位置するため、長野県外の二つの医療機関と個別に委託契約している。契約内容は長野県医師会および長野県助産師会との契約と同様である。健診の内容が長野県の医療機関と長野県外の医療機関で異なっていたため、長野県外の医療機関に合わせるように依頼したとのことである。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

大桑村では、受診券方式で公費負担しており、基本健診14枚、追加検査5枚、超音波検査4枚を妊婦に渡している。

また、健診項目ごとに上限額はあるものの、厚生労働省告示で示している標準的な健診項目については、上限額を超えた場合は出産後に償還払いで支払っている。したがって、実質的には上限額がない。上限額を超えた分については、産後2カ月に役場に来所してもらって領収書と明細書を預かり、産後3カ月の妊婦を訪問した際に申請書を記入してもらい、償還払いを行っている。平均すると、上限額から3万円前後超越した償還払いの申請が多いとのことである。

上記の公費負担額を超えた場合の償還払いについて、医師が必要と認めた検査であれば、基本的には補助対象とし、任意の追加的な検査については償還払いの対象外だとしている。

大桑村では、妊娠判定のための検査(妊娠届出日の1つ前の検査)および母子健康手帳交

付前の検査に対して公費負担を実施している。また、里帰り出産に対しても償還払いで費用負担しているが、大桑村では里帰り出産をする妊婦は1年に1名程度のみだとのことである。さらに、妊娠40週以降（14回を超えた分）の検査に対する費用負担については、医師が必要だと認めた場合は特に制限を設けず公費負担している。

また、妊婦に対して「福祉医療費給付金制度」という、妊娠届出時から出産1年後まで保険内診療を自己負担額500円で受けられる取組を実施している。

■医療機関との情報連携

大桑村では、妊婦健診の結果を市町村で確認していない。ただし、出生数が少ないため、会議体での情報共有やケースワーカーからの電話連絡で情報連携ができているとのことである。

会議体については、大桑村の妊婦の8割が通う医療機関にて1～2月に1度、産前産後サポート会議が開催されており、そこで情報連携を行っている。大桑村の保健師、子育て世代包括支援センターの保育士、外来助産師、病棟助産師、ケースワーカーが参加している。ここでは、妊婦健診の様子や産後3～4か月までの産婦の様子を共有している。年間出生数が20名以下であるため、個別事例について話すことが多い。

6. 北海道和寒町

■北海道和寒町の基本情報

和寒町は、北海道の中央よりやや北部に位置し、北緯 44 度が走る旭川市から北へ 36km の距離にある。盆地であり、夏季と冬季では 60 度以上の温度差がある寒暖差の激しい地域である。

図表43 北海道和寒町の基本情報

面積	225.11 km ²
総人口	3,056 人
出生数	8 人
出生率	2.6‰

出所) アンケート結果・北海道和寒町公開情報より NRI 作成

■妊婦健康診査の実施体制

和寒町内に産科医療機関は無く、妊婦はそれぞれ自身で選択して町外の医療機関に通っている。医療機関と委託契約は結んでおらず、すべて償還払いで対応している。和寒町からアクセスが良い産科医療機関は周囲に 10 施設程度存在するが、和寒町の妊婦がよく利用する医療機関はそのうち 3~5 施設である。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

和寒町ではすべて償還払いで費用を負担している。過去には受診券方式を取り入れるか検討したが、受診券方式を取り入れた市町村に話を聞くと、妊婦の顔が見えないことや、受診券に記入された検査の内容の詳細が曖昧で把握しづらいことがデメリットとして挙がり、受診券方式のメリットが分からず導入を見送った。償還払いのメリットは、妊婦が直接窓口に申請に来てくれ、妊婦の状態を直接確認できることだと考え、受診券方式ではなく償還払いでの実施を継続している。償還払い方式では、医療機関と費用負担対象有無について確認のやり取りを行ったり、医療機関の診療報酬明細書が何を指しているかわからず医療機関に問い合わせ確認したりなど、事務的な負担はあった。ただし、やりとりする産科医療機関が少ないため、ある程度共通認識が醸成されてからはそういった負荷は小さくなっている。

償還払いの手続きの際は、領収書と明細書、母子健康手帳のコピーを提出いただいております。それを通じて母子健康手帳の記録や妊婦健診の結果を把握している。里帰り出産の場合は、窓口ではなく電話連絡で妊婦の状況を確認するようにしている。

公費負担について、上限額および上限回数は設けていない。以前は上限額が 1 万円であったが、平成 23 年に上限額を撤廃した。その際は、当時の公費負担上限額である 1 万円を超

えるケースがあること、また、妊婦に償還払いの手続きで負担をかけること、さらに上限額を撤廃しても特に大きな支出にならないことから、財務当局や議会から反発はなかった。和寒町は子育て支援に関することは寛容なことも相まって受け入れられた。本来、受診券で済むことを手間をかけて償還払いにしている分、費用負担については手厚く実施するべきだと考えているとのことである。

医療機関が必要だと認めた検査は公費負担対象だとしている。例えば、3Dエコーについても、医療機関で扱っていれば健診項目として扱い、公費負担対象となる。ほかにも初診料や再診料、時間外対応加算等についても、医師の判断で必要だったとし、対象として公費負担している。妊婦に対しては北海道の実施要項に掲載されている検査項目が公費負担対象だと案内している。一方で、注射料、薬剤情報提供料、内服調剤料、外来処方量、調剤技術基本料、手帳記載加算、処置、文書料、指導料等は公費負担の対象外となる。

妊娠判定のための検査、母子健康手帳交付前の検査、および里帰り出産時の検査に対する費用についてもすべて償還払いで公費負担している。

■医療機関との情報連携

和寒町では、特別な支援が必要ではない妊婦については医療機関から情報の共有を受けていない。妊婦との母子健康手帳のやり取りのみで情報を把握できているためである。

特定妊婦、ハイリスク妊婦等支援が必要な方については医療機関から電話で連絡を受けることがある。また、上川北部、上川中部エリアでは、保健所単位でそれぞれ支援連絡票の様式があり、それを通じて連絡をもらうこともある。和寒町は上川北部に所属し北部と南部の圏域の境に位置している。

近年は上川北部の保健所主催の養育支援連絡会議が年に1~2度実施されており、自治体担当者、上川北部圏域内の産婦人科、旭川の一つの産婦人科が参加している。会議体では、細かな検討には至らないが個別事例の共有を行うこともある。ここ数年はZOOMで実施しており、直接顔を合わせていないものの、何かあれば誰が担当者かがすぐにわかるため、連絡を取りやすい体制になっていると感じるとのことであった。

妊婦と直接会って状況を把握する機会が多いため、情報連携や情報把握に課題があるという状況ではない。医療機関から共有される情報を見ても、元から妊婦を通して知っていた情報ということもある。具体的には、二ヶ月に一度ほどは妊婦の様子を直接確認する機会がある。和寒町では妊婦教室を1クールに4回実施しており、妊婦が少ないため参加率はほぼ100%である。そのほかに、子育て包括支援センターでは妊婦を対象にした教室を年に数回開催している。そのような教室では、第二子以降の出産であれば上の子どもの様子を確認することもできる。さらに、償還払いの手続きのために役場で妊婦と顔を合わせる機会は平均3.5~4回であり、それに加えて妊婦教室等の機会を加えると、二カ月に一度ほどは妊婦と顔を合わせているとのことである。

■その他

<償還払い方式についての考え方>

現状のように償還払いで、妊婦の様子を直接確認でき、母子健康手帳を通じて情報を確実に確認できることが重要だと考えている。情報共有のための会議体開催は市町村にとっても医療機関にとっても時間がかかり、負担である。そのため、妊婦さんと直接会える体制を構築することが、負荷の観点からも望ましいとのことである。また、妊婦の時から顔が見える関係を構築していると乳幼児健診等、乳児期からの施策にスムーズに繋がりやすいことを実感しているとのことであった。

7. 奈良県十津川村

■奈良県十津川村の基本情報

十津川村は奈良県の最南端に位置し、西は和歌山県、東は三重県に接している。村としては日本で最も広く、9割以上が森林である。

図表44 | 奈良県十津川村の基本情報

面積	672.38 km ²
総人口	2,993 人
出生数	12 人
出生率	4.0‰

出所) アンケート結果・奈良県十津川村公開情報より NRI 作成

■妊婦健康診査の実施体制

十津川村には産科医療機関は無く、最も近い産科医療機関でも最短で 1 時間半程度かかる。医療機関と委託契約は結ばず、償還払いで対応している。

また、奈良県は集合契約を実施しているが、十津川村は県境にあり、和歌山県の医療機関に通う妊婦も多いため集合契約には参加していない。

■妊婦健康診査の費用負担の状況

公費負担の上限額は 13 万円である。妊婦健康診査の実績から費用の平均値を算出し、上限額を設定した。平均は 10 万円前後で使用されている。通常公費負担する項目以外に医療機関が必要とする検査も公費負担を行っている。そのため、妊娠判定のための検査や、母子健康手帳交付前の検査も助成の対象としているほか、貧血検査といった保険診療内のものでも妊婦健診に関わる検査項目や、3D エコーについても補助の対象としている。ただし、投薬、診療情報提供料、薬剤管理料等、健診目的ではなく治療に関わるものについては助成の対象外としている。

公費負担は償還払いですべて対応している。領収書および明細書を持参していただき手続きを行っている。受診券方式にしたいという妊婦からの声は少ないとのことである。

■医療機関との情報連携

適宜医療機関と連携、情報共有しており、様式については医療機関が定める様式で都度情報を提供してもらっている。

さらに、十津川村では窓口で妊婦が来た際に、妊婦の状態も把握している。妊婦との距離も近く妊婦と対面で会うことや、電話連絡の機会も多い。また、必要な方には、個別訪問や電話連絡も行っている。

第4章

総括

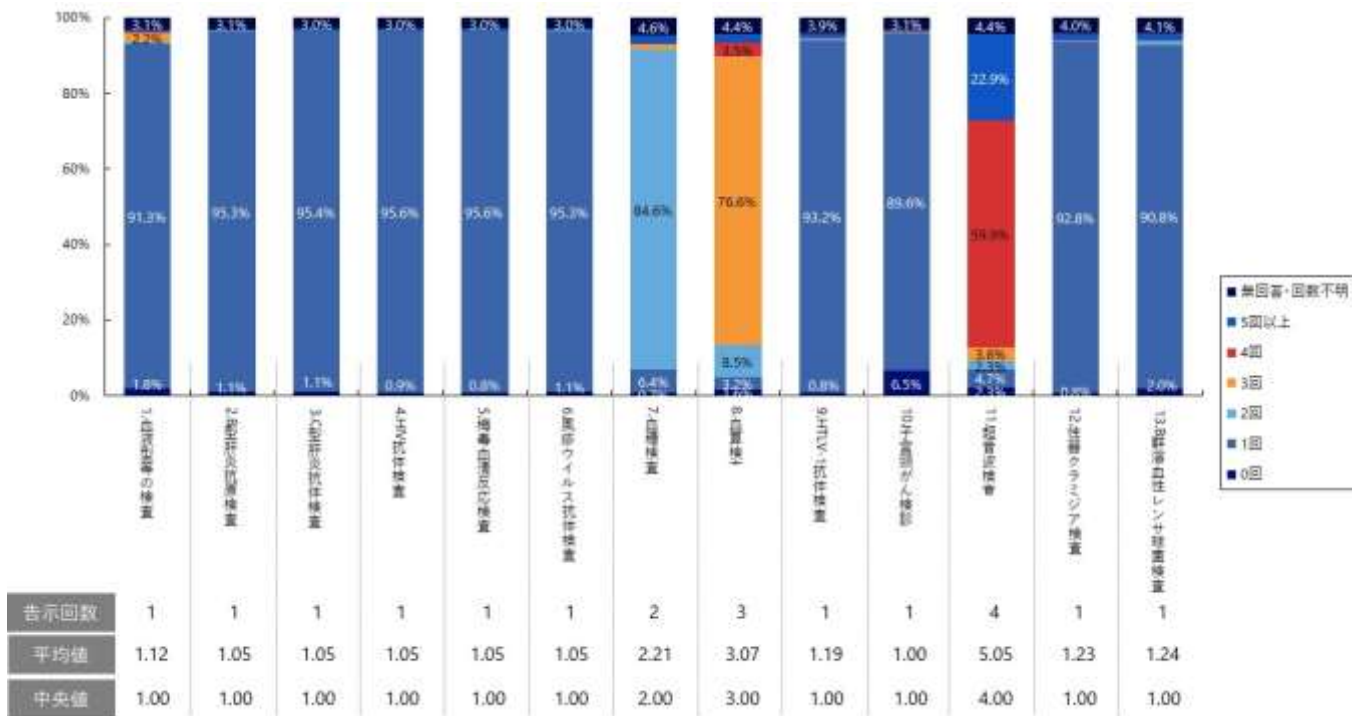
1. 総括

1-1 妊婦健康診査の費用負担に関する現状

(1) 市町村の現状

今回市町村アンケート調査を実施した中では、多くの市町村で厚生労働省告示に基づき、妊婦健診の費用負担を行っていた。

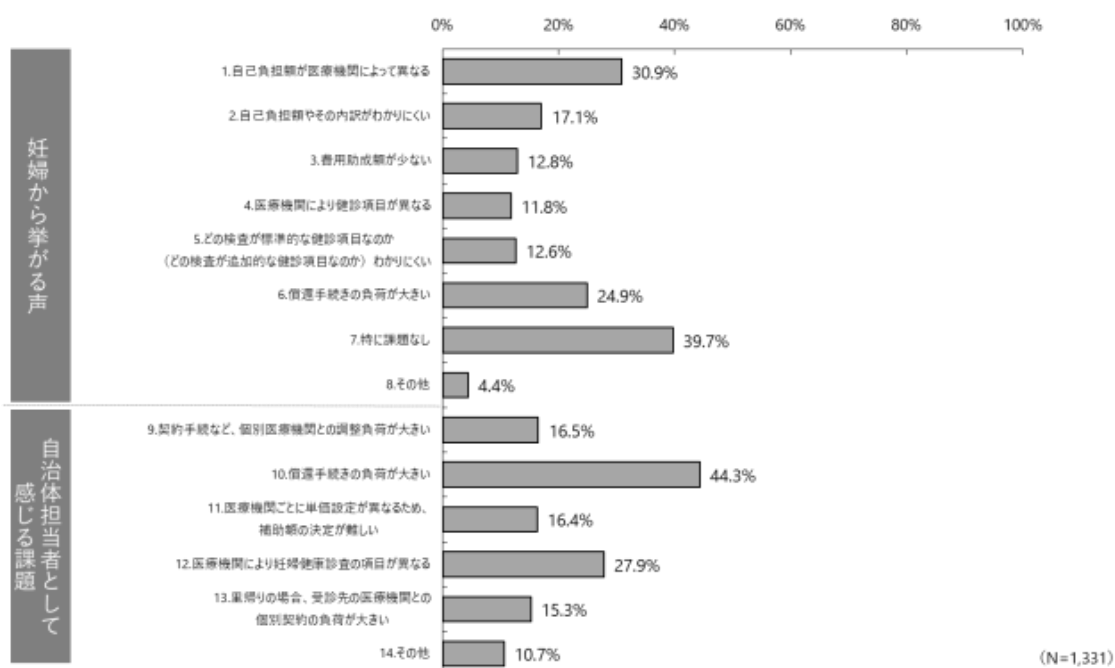
図表45 | 妊婦健診の健診項目別実施回数



一方費用負担の範囲や回数は市町村によって異なり、14回を超えて費用負担する市町村もある他、母子手帳交付前の健診や40週以降の14回を超えた分の健診などについて費用負担する市町村とそうでない市町村に分かれた。

妊婦からも、「自己負担が医療機関によって異なる」、「負担額や内訳がわかりにくい」、「どの検査が標準的な項目かがわかりにくい」と言った声が挙がっていた。

図表46 | 妊婦健診における課題



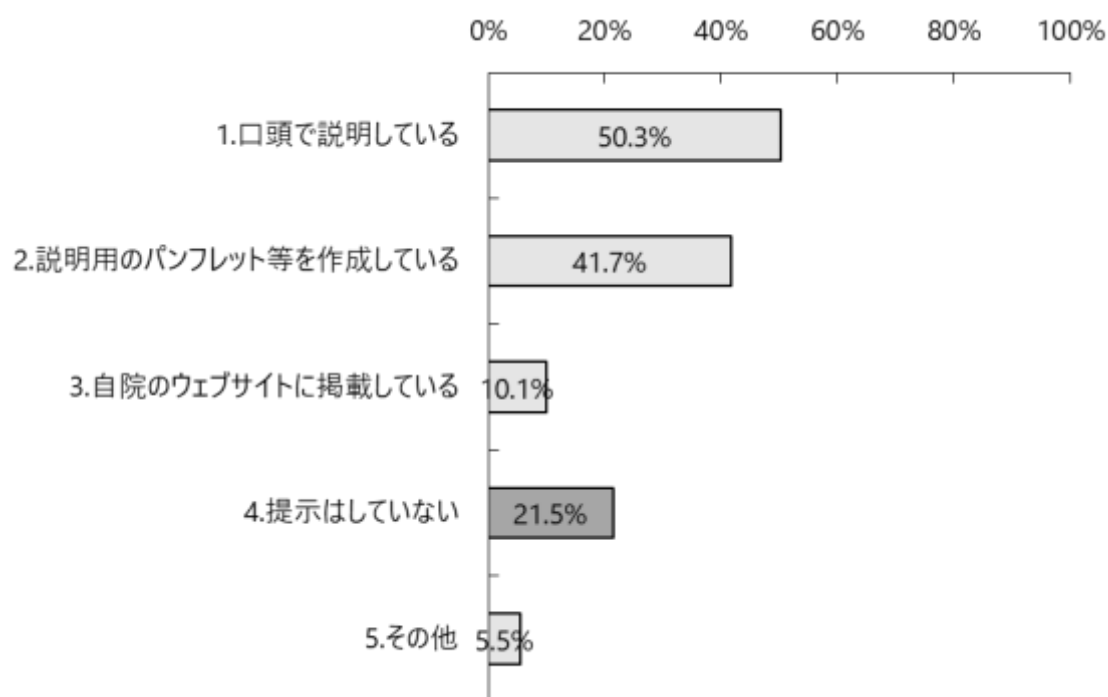
(2) 医療機関の現状

今回の調査の結果、医療機関で実施している各健診項目の実施回数に応じた公費負担が、概ねなされていた。ただし、超音波検査に関しては、医療機関での実施回数と公費負担の回数に乖離があることが判明した。

また、医療機関によっては、市町村からの公費負担の対象となっていない検査が追加的に実施される場合がある一方で、2割超の医療機関では事前に妊婦健診の費用が提示されていない。

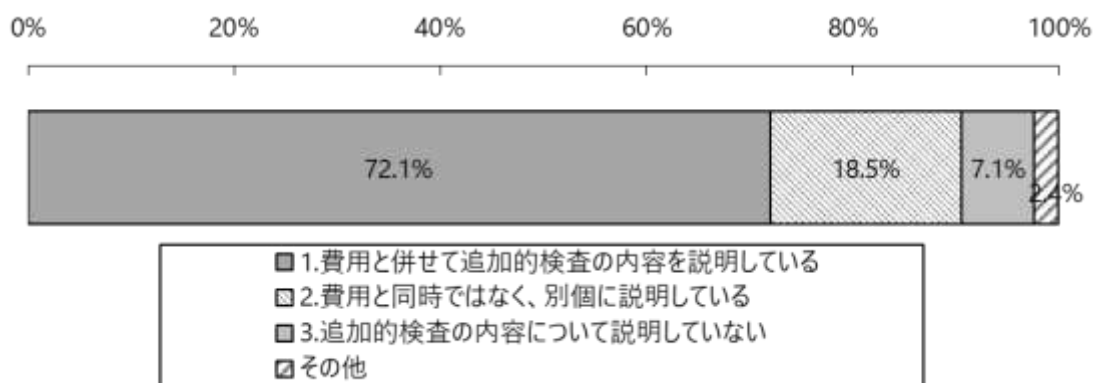
さらに、説明用にパンフレット等を用意し、明示的にわかりやすく費用を提示している医療機関がある一方で、説明がある医療機関であっても、初回時に口頭のみで説明されるといったケースも見られ、妊婦にとってわかりやすい費用提示になっていないケースも見受けられた。

図表47 | 妊婦健診の費用について、事前の費用提示方法



約 9 割の医療機関で追加的な健診項目の費用と検査内容について説明している一方で、7%の医療機関は追加的な検査の内容を説明していなかった。

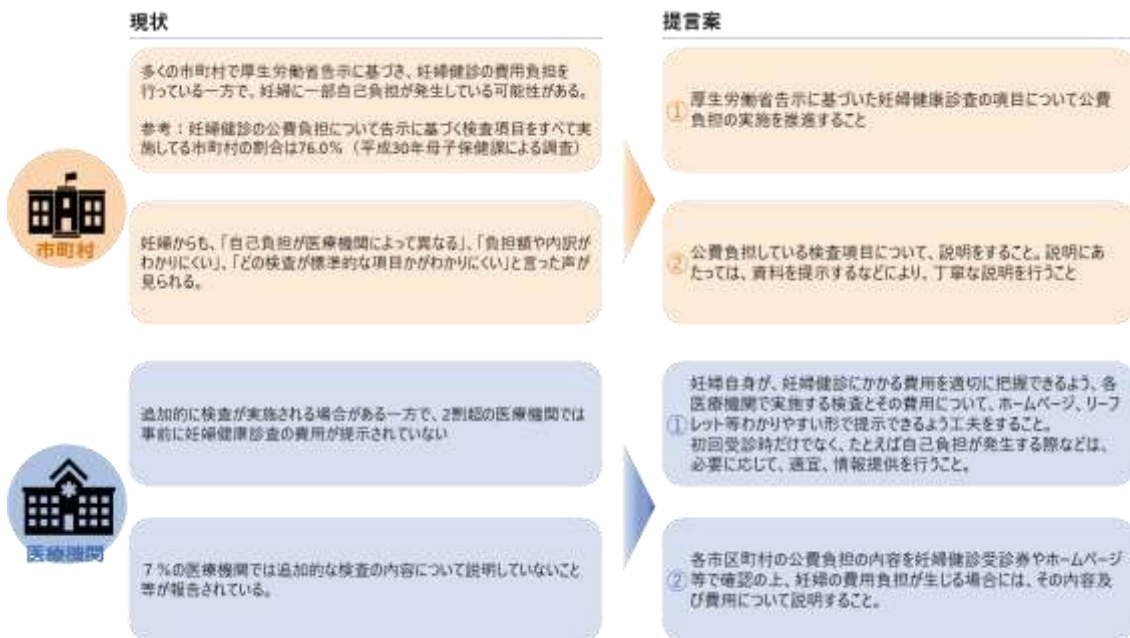
図表48 | 追加的な健診項目の費用に合わせた検査内容の説明有無



市町村と医療機関との連携のもと、妊婦健診の実施体制は確立され、集合契約をはじめ広域的に実施する体制は整っているものの、その費用負担のあり方は医療機関や市町村によって異なっている。さらには、その内容の透明性の確保と妊婦への説明が今後は求められると思料する。

1-2 妊婦健康診査の費用負担に関する提言

図表49 | 妊婦健康診査に関する現状と提言



先述の通り、市町村ごとに費用負担の対象や金額、方法が異なるほか、医療機関によっても追加的に実施する検査の有無などの対応が異なっている。さらには、追加的な検査の実施に伴い、自己負担が発生する場合においても、その内容について事前に説明されないケースや説明があっても口頭だけのケースもあり、妊婦にとってのわかりにくさにつながっている。

そこで、市町村は、厚生労働省告示に基づいた妊婦健診の検査項目についての公費負担を推進するのみならず、公費負担している検査項目について市町村からも丁寧な説明を心掛けることが求められる。説明にあたっては、資料を提示するなど、分かりやすい工夫も求められる。

また、医療機関においても、妊婦自身が妊婦健診に係る費用を適切に把握できるよう、実施する検査の内容とその費用について、わかりやすい形で提示できるような工夫を行うことが求められる。特に、ホームページやリーフレットに掲載するなどの工夫も行うことが望ましい。さらに、初回受診時に伝えるだけでなく、自己負担が発生する際には必要に応じて情報提供を行うなど、口頭で説明する際は、丁寧な説明が求められる。

さらに、市町村ごとにその費用負担の状況などは異なることから、医療機関からも公費負担の内容を確認の上で、妊婦の費用負担が生じる場合には、その内容及び費用について説明することが望ましい。同内容については、市町村からも説明すべき点であることはもちろんだが、特に母子健康手帳交付時は、非常に多くの情報提供がなされており、妊婦にとって全てを理解して対応するのは難しい。特に身近な存在である医療機関からも情報提供を行うことで、より透明性の確保された健診受診につながると言えよう。

参考資料① 市町村調査
アンケート調査票

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
妊婦健康診査に関わる費用負担等の実態に関する
調査研究事業 アンケート調査

■調査へご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、弊社では、厚生労働省の国庫補助事業である令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施しております。

本調査研究の目的は、日本全国の医療機関に対して、妊婦健康診査の取組状況やその費用負担に関するアンケート調査を実施し、その実態を把握することにより、今後の円滑な事業実施に向けた参考とすることです。

ご多用の折、恐縮ではございますが、本調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

■調査期間

令和4年11月14日(月)～12月2日(金) 18時まで

■回答完了後の回収手順について

本調査票への回答が完了しましたら、以下のように、調査票の回収にご協力ください。

～回収手順～

①アンケートに完答した後、ファイル名を下記のように変更し、保存してください。※シートのコピーやシート名の変更はしないでください。

R4 妊婦健診調査票_(市町村名).xlsx 例)R4 妊婦健診調査票_東京都千代田区.xlsx

②調査票を野村総合研究所(prenatal-checkup-kaishu@nri.co.jp)へ送付してください。

■お問い合わせ先

【アンケートの内容に関するお問い合わせ】

事務局 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部

担当:新田

【アンケートの技術的なトラブル(回答時エラー、不具合など)に関するお問い合わせ】

野村総合研究所

質問1 所属する**都道府県名、市区町村名**をご記入ください。
未回答 「都」「道」「府」「県」、「市」「区」「町」「村」も含めてご記入ください。
 例) 都道府県: 東京都、 市区町村: 千代田区

	質問1.回答欄
都道府県	
市区町村	

質問2 **人口**をご記入ください。
未回答 すべて半角算用数字、整数でお答えください。例) 66680
 ※令和4年4月1日時点のものをお答えください

質問2.回答欄

質問3 **年間出生数**をご記入ください。
未回答 出生数はすべて半角算用数字、整数でお答えください。例) 680
 ※令和3年度の数値をお答えください。

質問3.回答欄

質問4 **妊婦健康診査の費用助成の上限回数の有無とその回数**をご記入ください。
未回答 (1) 上限の有無
 1. 上限がある
 2. 上限はない

	質問4.回答欄
(1) 上限の有無	
(2) 上限回数	

(2) 上限回数
 上限回数はすべて半角算用数字、整数でお答えください。例) 10
 ※標準的な妊婦健康診査(多胎の場合は除く)についてお答えください。

質問5 **妊婦1人当たりの妊婦健康診査の費用助成の平均実施回数**をご記入ください。
未回答 すべて半角算用数字で、小数点第1位まで回答ください。(小数点以下第2位を四捨五入)
 ※令和3年度の受診券の費用請求数/令和3年度の出生数などにより算出ください。

質問5.回答欄

質問6 **委託している妊婦健康診査の健診項目の内容と実施回数**をご記入ください。実施していない場合は、0をご記入ください。
未回答 すべて半角算用数字、整数でお答えください。例) 1

質問6.回答欄	
健診項目	実施回数
1.血液型等の検査	
2.B型肝炎抗原検査	
3.C型肝炎抗体検査	
4.HIV抗体検査	
5.梅毒血清反応検査	
6.風疹ウイルス抗体検査	
7.血糖検査 ※告示上2回となっている	
8.血算検査 ※告示上3回となっている	
9.HTLV-1抗体検査	
10.子宮頸がん検査	
11.超音波検査 ※告示上4回となっている	
12.性器クラミジア検査	
13.B群溶血性レンサ球菌検査	
14.その他告示以外の検査項目(下記の欄に実施項目と回数を記入)	

質問7 妊婦健康診査の委託方法と委託先について、次のうちから当てはまるものをお選びください。

未回答 (1) 委託方法

1. 市町村単独で医療機関に委託している
2. 市町村単独で県医師会または群市区医師会と契約を結んでいる
3. 複数の市町村で集合契約を結んでいる
4. 都道府県単位で集合契約を結んでいる
5. 個別契約と集合契約を併用している
6. その他

(2) 委託先(当てはまるものすべて)

1. 医療機関
2. 県医師会
3. 群市区医師会
4. 助産所
5. 県助産師会
6. 国保連合会
7. その他

	質問7(1)回答欄
(1) 委託方法	

(2) 委託先	質問7(2)回答欄
1. 医療機関	
2. 県医師会	
3. 群市区医師会	
4. 助産所	
5. 県助産師会	
6. 国保連合会	
7. その他	

質問8 委託している医療機関(※)の範囲について、当てはまるものすべてをお選びください。

未回答 ※里帰りの対応として個別に委託契約を行っている場合には、その医療機関を除く。

	質問8回答欄
市町村内にある医療機関	
同一都道府県内の他市町村の医療機関	
近隣都道府県の医療機関	
その他	

質問9 委託している医療機関で妊婦健康診査を受診した妊婦への費用助成の方法はどのように行っていますか。

未回答

※この質問の「健診項目」とは、問6の市町村が医療機関に委託している「健診項目」であり、それ以外の医療機関が任意で実施している追加の健診項目は含みません。

1. 補助券方式(補助額のみが記載された券を交付する方式)
2. 受診券方式(健診項目及び補助額が記載された券を交付する方式(健診項目の受診費用が補助額を超えた場合は妊婦が自己負担))
3. 受診券方式(健診項目のみが記載された券を交付する方式(健診項目の受診費用は全額補助し、妊婦の自己負担は生じない))
4. その他

	質問9回答欄
費用助成の方法	

質問10 上記で1または2を選択した場合、妊婦健康診査を14回程度実施した場合の平均的な委託単価(一人の妊婦の妊婦健康診査を行う上で医療機関に支払う総額)をお答えください。

未回答

質問10回答欄

質問11 妊娠届出受理の要件はありますか。要件がある場合には、求める証明書類の有無とその内容についてもお答えください。

未回答

(1) 要件の有無

- 1.要件は設けていない
- 2.医療機関での妊娠判定
- 3.医療機関での妊娠判定及び分娩予定日の確定
- 4.一定の妊娠週数がたってから
- 5.その他

(2) 求める証明書類の有無

- 1.証明書類を求めている
- 2.証明書類は求めている(自己申告でよい)

質問11.回答欄	
(1) 要件の有無	
(2) 証明書類の有無	

質問12 妊娠届出が遅く母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健康診査が実施された場合、助成対象としていますか。

未回答

(1) 助成対象の有無

- 1.助成対象としている
- 2.助成対象としていない

(2) 助成方法

- 1.償還払い
- 2.その他

質問12.回答欄	
(1) 助成対象の有無	
(2) 助成方法	

質問13 妊娠判定のための検査について助成の対象としていますか。

未回答

(1) 助成対象の有無

- 1.助成対象としている(全妊婦対象)
- 2.助成対象としている(非課税世帯など一部の妊婦対象)
- 3.助成対象としていない

(2) 助成方法

- 1.償還払い
- 2.その他

質問13.回答欄	
(1) 助成対象の有無	
(2) 助成方法	

質問14 里帰り出産のために、契約医療機関以外の医療機関で受診する場合の妊婦健康診査について、助成を行う仕組みを構築していますか。

未回答

- 1.はい
- 2.いいえ

質問14.回答欄

質問15 上記で”はい”と回答した場合、里帰り出産の場合の妊婦健康診査の助成はどのように行っていますか。

未回答

- 1.償還払い
- 2.受診先の医療機関と個別に契約(契約できなかった場合は償還払い)
- 3.その他

質問15.回答欄	
里帰り出産の場合の助成方法	

質問16 予定日(40週)以降の妊婦健康診査について、14回を超えた分の妊婦健康診査を助成の対象としていますか。

未回答

- 1.はい
- 2.いいえ

質問16.回答欄

質問17 上記で“はい”と回答した場合、予定日(40週)以降の妊婦健康診査について、14回を超えた分の妊婦健康診査の助成はどのように行っていますか。

未回答

1. 14回を超えて補助券の利用を可能にしている
2. 14回を超えて受診券の利用を可能にしている
3. 償還払いで対応している
4. その他

質問17.回答欄

質問18 妊婦健康診査の費用負担における課題としてどのようなものがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。

未回答

	質問18.回答欄
■妊婦から挙がる声	
1.自己負担額が医療機関によって異なる	
2.自己負担額やその内訳がわかりにくい	
3.費用助成額が少ない	
4.医療機関により健診項目が異なる	
5.どの検査が標準的な健診項目なのか(どの検査が追加的な健診項目なのか)わかりにくい	
6.償還手続きの負担が大きい	
7.特に課題なし	
8.その他	
■自治体担当者として感じる課題	
9.契約手続など、個別医療機関との調整負担が大きい	
10.償還手続きの負担が大きい	
11.医療機関ごとに単価設定が異なるため、補助額の決定が難しい	
12.医療機関により妊婦健康診査の項目が異なる	
13.里帰りの場合、受診先の医療機関との個別契約の負担が大きい	
14.その他	

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた**代表者の方のお名前・ご所属**をお答えください。

未回答

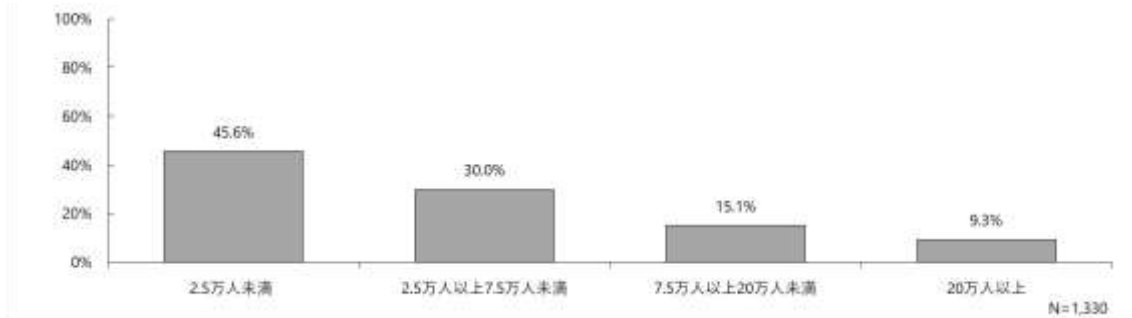
属性回答欄	
1.所属部署(必須)	
2.電話番号(必須)	
3.Mail(必須)	
4.回答者氏名(必須) 担当者1	
回答者氏名(任意) 担当者2	

参考資料② 市町村調査
単純集計結果

質問2 人口

質問2 人口をご記入ください。

質問2 人口



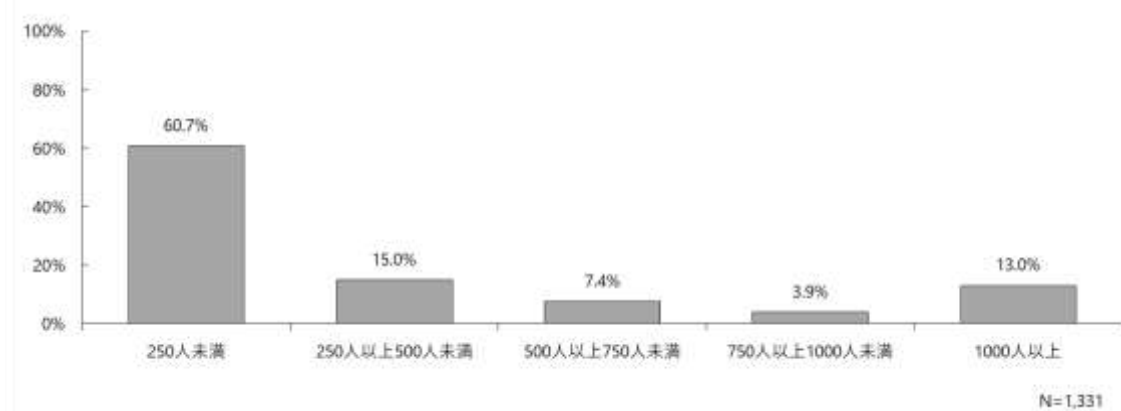
平均値: 85,505.4

中央値: 29,557.0

質問3 年間出生数

質問3 年間出生数をご記入ください。

質問3 年間出生数



平均値: 580.6

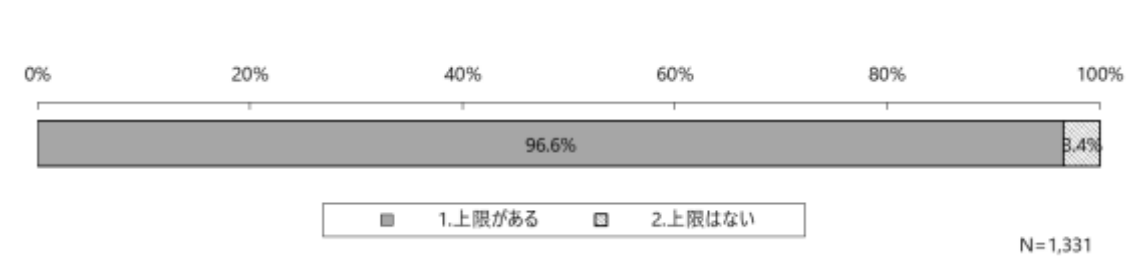
中央値: 155.0

質問4 妊婦健診の費用助成の上限回数の有無・上限回数

質問4 妊婦健康診査の費用助成の上限回数の有無とその回数をご記入ください。

(1) 上限の有無

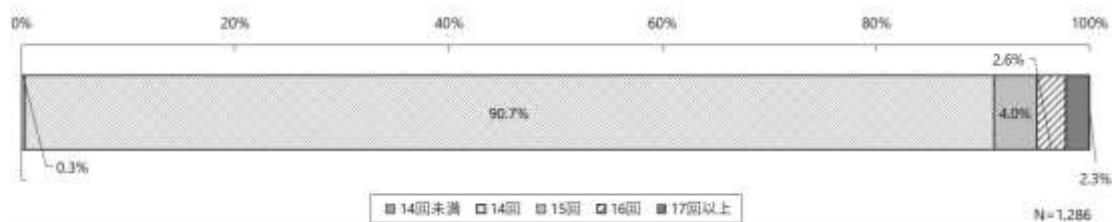
質問4(1) 妊婦健診の費用助成 上限回数の有無



質問4 妊婦健康診査の費用助成の上限回数の有無とその回数をご記入ください。

(2) 上限回数

質問4(2) 妊婦健診の費用助成の上限回数



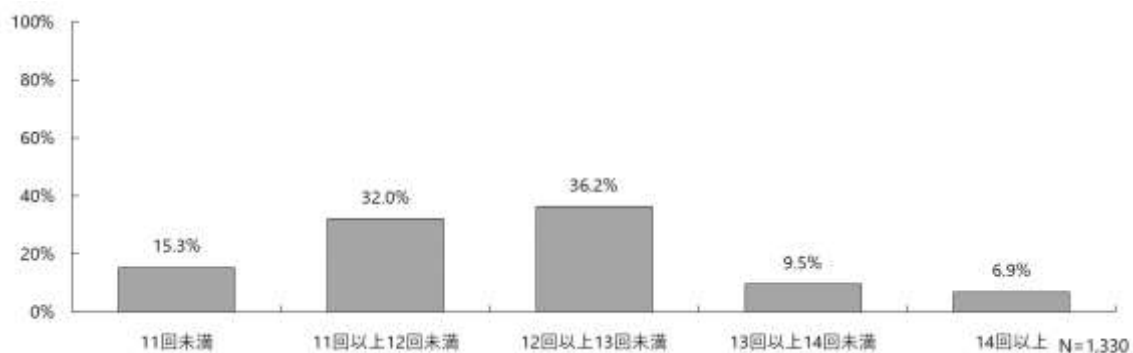
平均値: 14.2

中央値: 14.0

質問5 妊婦 1 人当たりの妊婦健診費用助成 平均実施回数

質問5 妊婦 1 人当たりの妊婦健康診査の費用助成の平均実施回数をご記入ください。

質問5 妊婦 1 人当たりの妊婦健診費用助成 平均実施回数



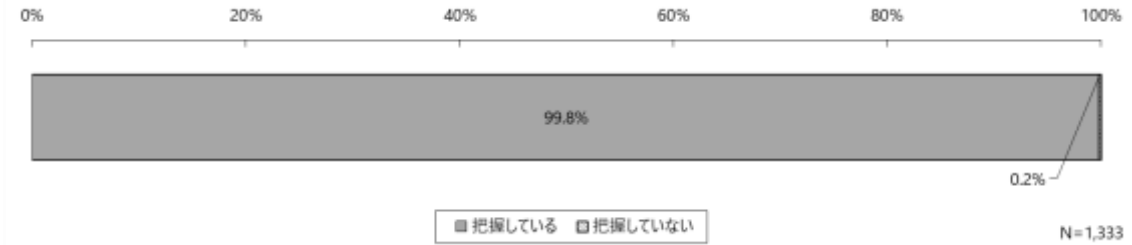
平均値: 12.0

中央値: 12.0

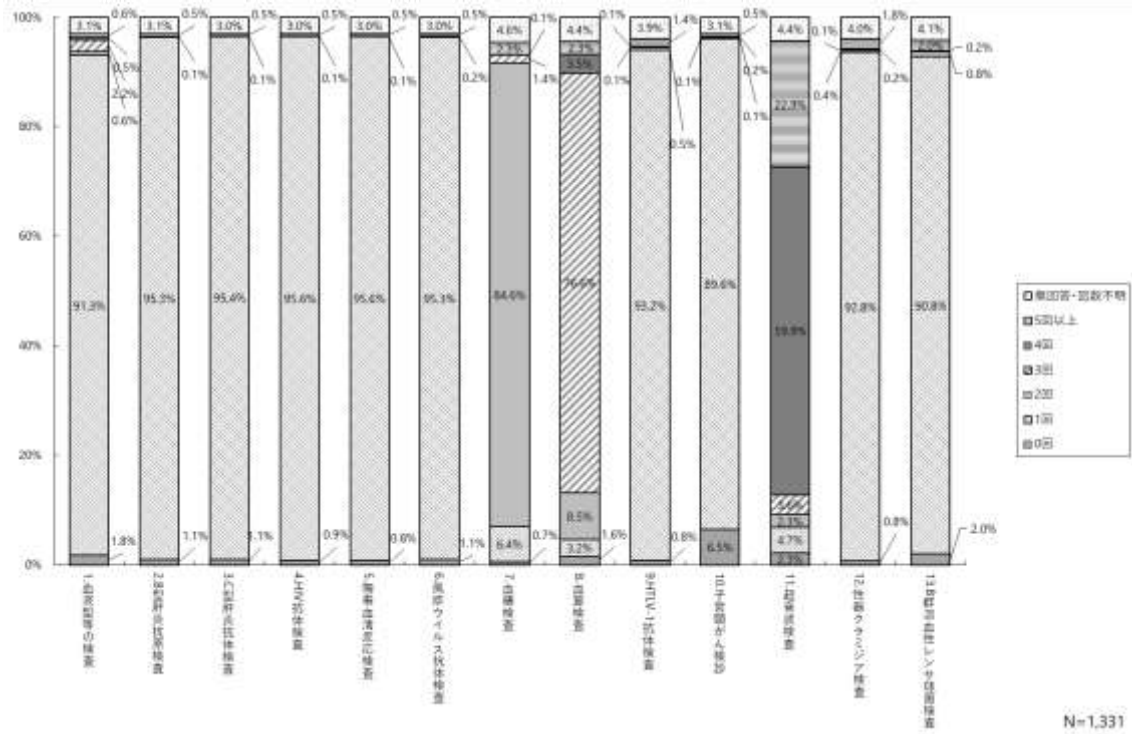
質問6 妊婦健診項目の把握有無・検査項目ごとの実施回数

質問6 委託している妊婦健康診査の健診項目の内容と実施回数をご記入ください。実施していない場合は、0とご記入ください。

質問6 妊婦健診項目 把握有無



質問6 妊婦健診の健診項目別実施回数

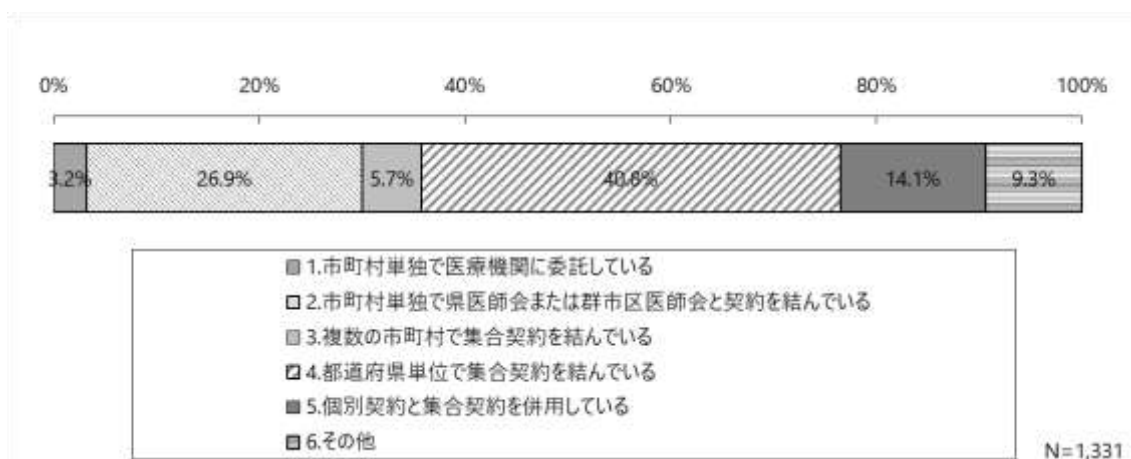


質問7 妊婦健診の委託方法・妊婦健診の委託先

質問7 妊婦健康診査の委託方法と委託先について、次のうちから当てはまるものをお選びください。

(1) 委託方法

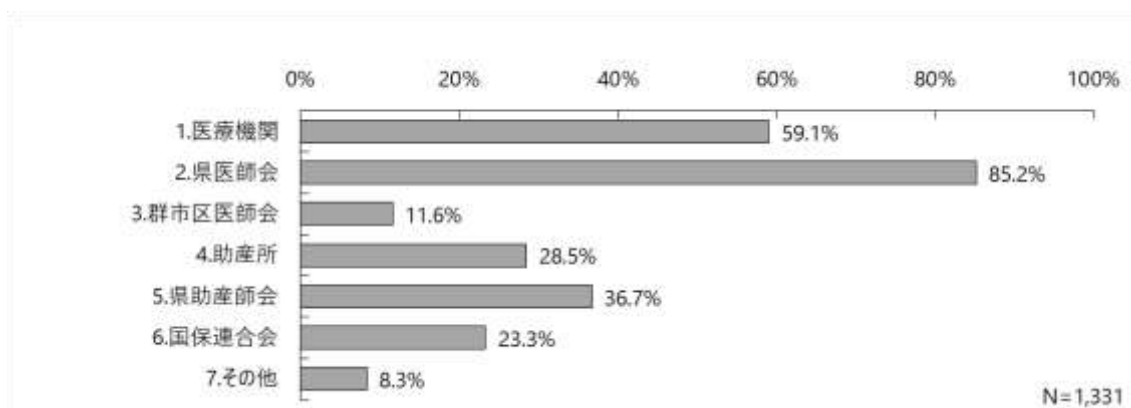
質問7(1) 妊婦健診の委託方法



質問7 妊婦健康診査の委託方法と委託先について、次のうちから当てはまるものをお選びください。

(2) 委託先(当てはまるものすべて)

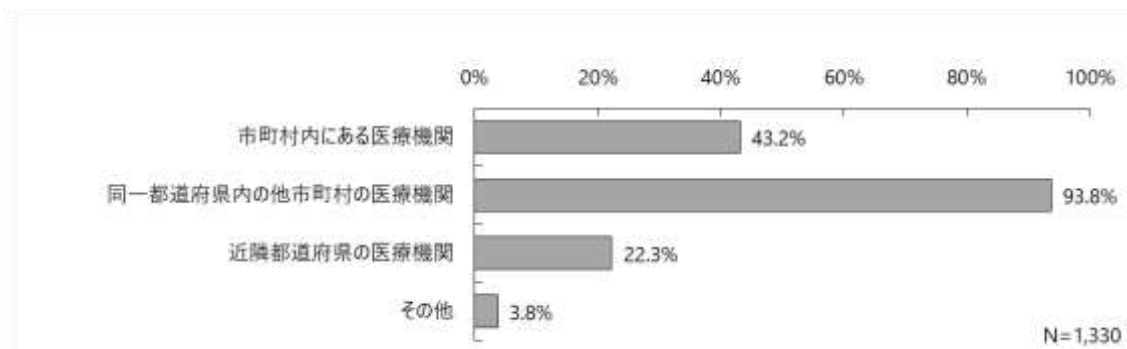
質問7(2) 妊婦健診の委託先



質問8 委託している医療機関

質問8 委託している医療機関の範囲について、当てはまるものをすべてお選びください。

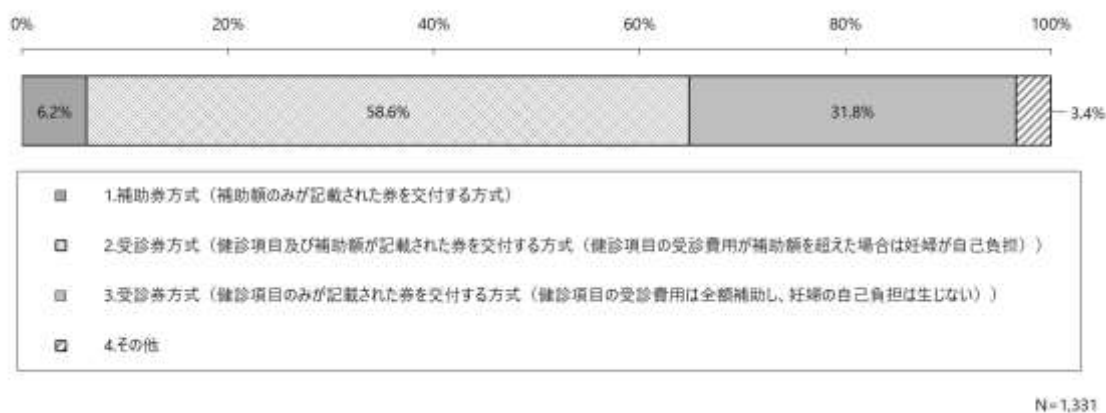
質問8 委託している医療機関



質問9 妊婦健診を受診した妊婦への費用助成の方法

質問9 委託している医療機関で妊婦健康診査を受診した妊婦への費用助成の方法はどのように行っていますか。

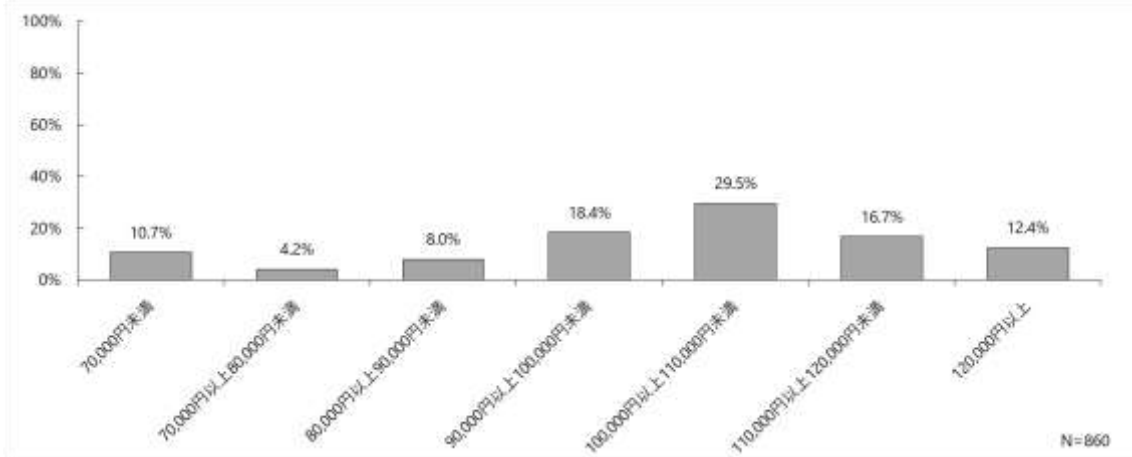
質問9 妊婦健診を受診した妊婦への費用助成の方法



質問10 妊婦健診を14回程度実施した場合の平均的な委託単価

質問10 上記で1または2を選択した場合、妊婦健康診査を14回程度実施した場合の平均的な委託単価(一人の妊婦の妊婦健康診査を行う上で医療機関に支払う総額)をお答えください。

質問10 妊婦健診を14回程度実施した場合の平均的な委託単価



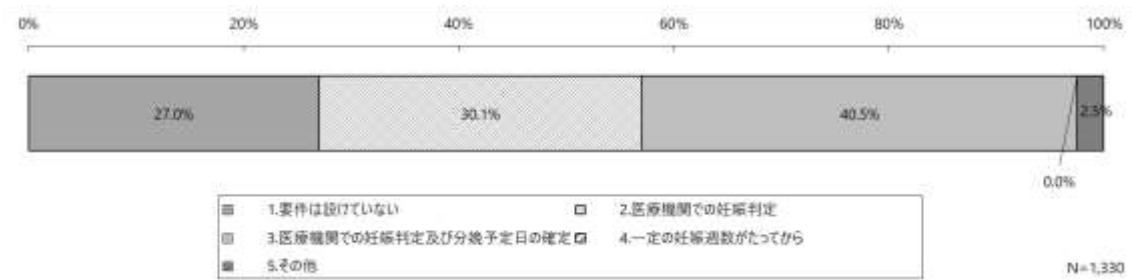
平均値: 96,226.8

中央値: 102,150.0

質問11 妊娠届出受理の要件有無・求める証明書類の有無

質問11 妊娠届出受理の要件はありますか。要件がある場合には、求める証明書類の有無とその内容についてもお答えください。
(1) 要件の有無

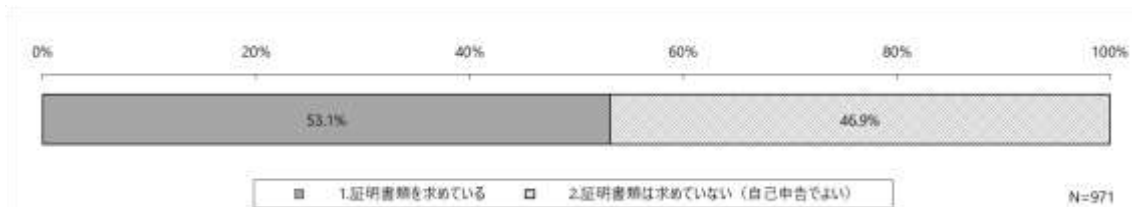
質問11(1) 妊娠届出受理の要件の有無



質問11 妊娠届出受理の要件はありますか。要件がある場合には、求める証明書類の有無とその内容についてもお答えください。

(2) 求める証明書類の有無

質問11(2) 妊娠届出受理において、求める証明書類の有無



質問12 母子健康手帳交付前 助成対象の有無・助成方法

質問12 妊娠届出が遅く母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健康診査が実施された場合、助成対象としていますか。

(1) 助成対象の有無

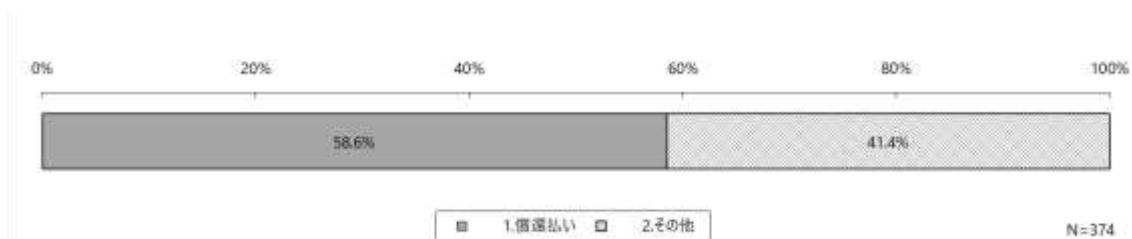
質問12(1) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合 助成対象の有無



質問12 妊娠届出が遅く母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健康診査が実施された場合、助成対象としていますか。

(2) 助成方法

質問12(2) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合 助成方法



質問13 妊娠判定のための検査 助成対象有無・助成方法

質問13 妊娠判定のための検査について助成の対象としていますか。

(1) 助成対象の有無

質問13(1) 妊娠判定のための検査 助成対象有無



質問13 妊娠判定のための検査について助成の対象としていますか。

(2) 助成方法

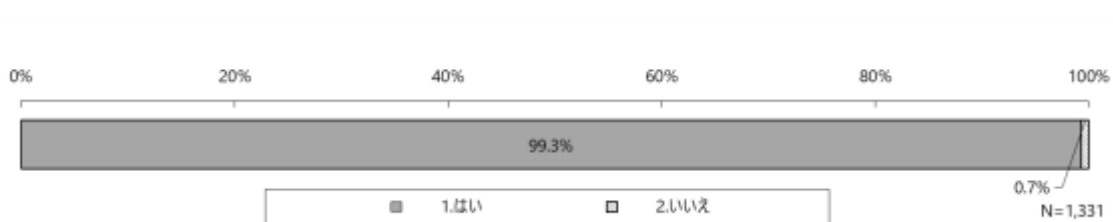
質問13(2) 妊娠判定のための検査 助成方法



質問14 里帰り出産時の妊婦健診 助成を行う仕組みの構築有無

質問14 里帰り出産のために、契約医療機関以外の医療機関で受診する場合の妊婦健康診査について、助成を行う仕組みを構築していますか。

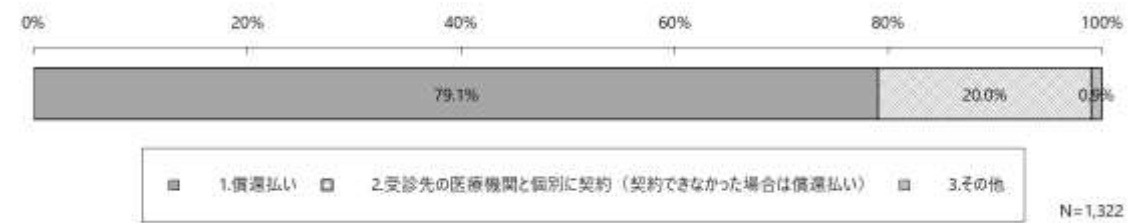
質問14 里帰り出産時の妊婦健診 助成を行う仕組みの構築有無



質問15 里帰り出産時の妊婦健診 助成方法

質問15 上記で”はい”と回答した場合、里帰り出産の場合の妊婦健康診査の助成はどのように行っていますか。

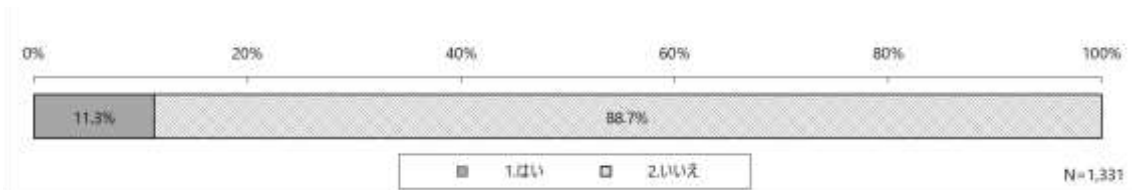
質問15 里帰り出産時の妊婦健診 助成方法



質問16 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成対象有無

質問16 予定日(40週)以降の妊婦健康診査について、14回を超えた分の妊婦健康診査を助成の対象としていますか。

質問16 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成対象有無



質問17 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成方法

質問17 上記で”はい”と回答した場合、予定日(40週)以降の妊婦健康診査について、14回を超えた分の妊婦健康診査の助成はどのように行っていますか。

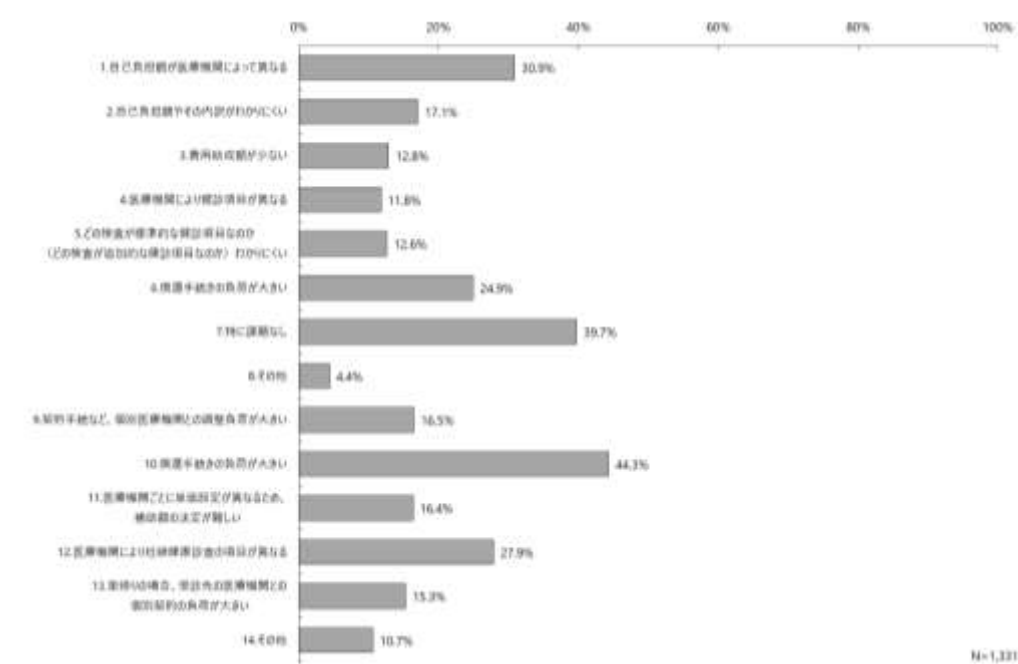
質問17 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成方法
(質問16で1を選択した場合に回答)



質問18 妊婦健診における課題

質問18 妊婦健康診査の費用負担における課題としてどのようなものがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。

質問18 妊婦健診における課題

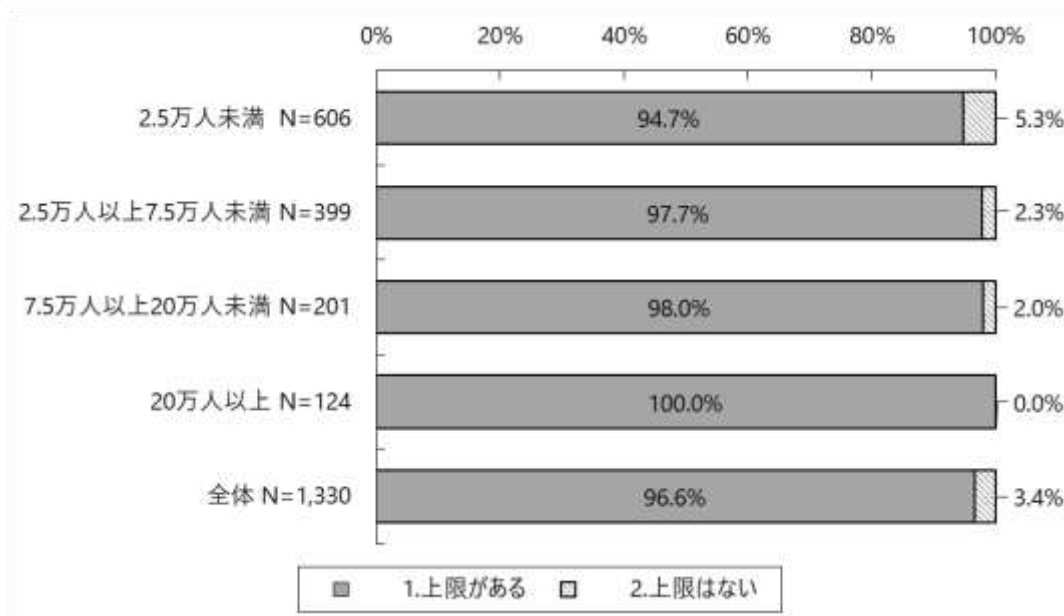


参考資料③ 市町村調査
クロス集計結果

質問4 妊婦健診の費用助成の上限有無・上限回数

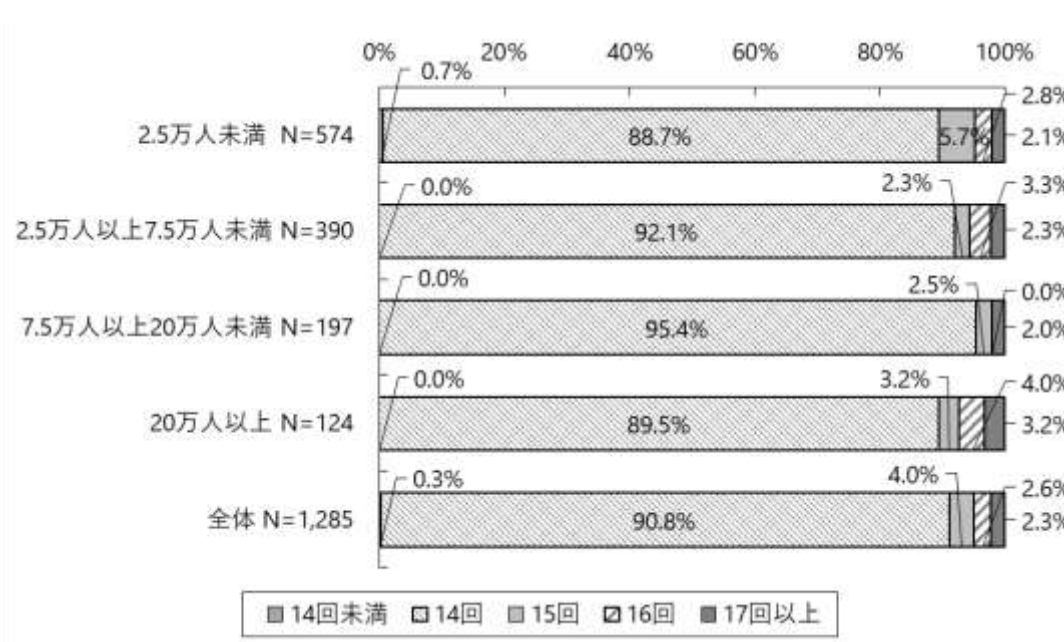
質問4 妊婦健康診査の費用助成の上限回数の有無とその回数をご記入ください。
 (1) 上限の有無

質問4(1)妊婦健診の費用助成 上限回数の有無



質問4 妊婦健康診査の費用助成の上限回数の有無とその回数をご記入ください。
 (2) 上限回数

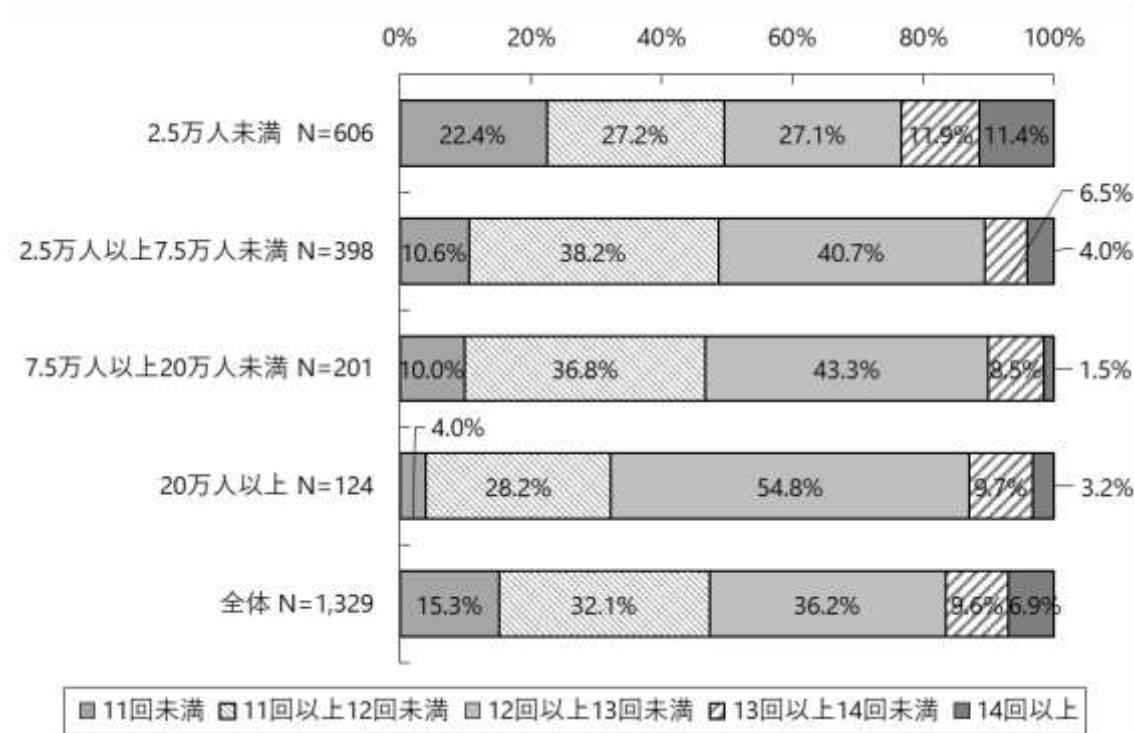
質問4(2) 妊婦健診の費用助成の上限回数



質問5 妊婦1人当たりの妊婦健診費用助成 平均実施回数

質問5 妊婦1人当たりの妊婦健康診査の費用助成の平均実施回数をご記入ください。

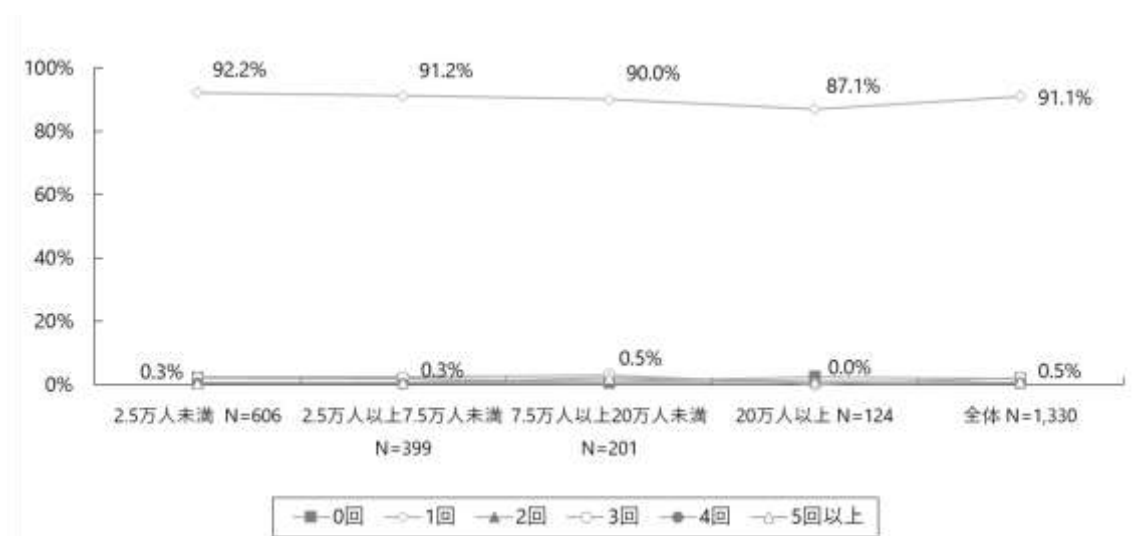
質問5 妊婦1人当たりの妊婦健診費用助成 平均実施回数



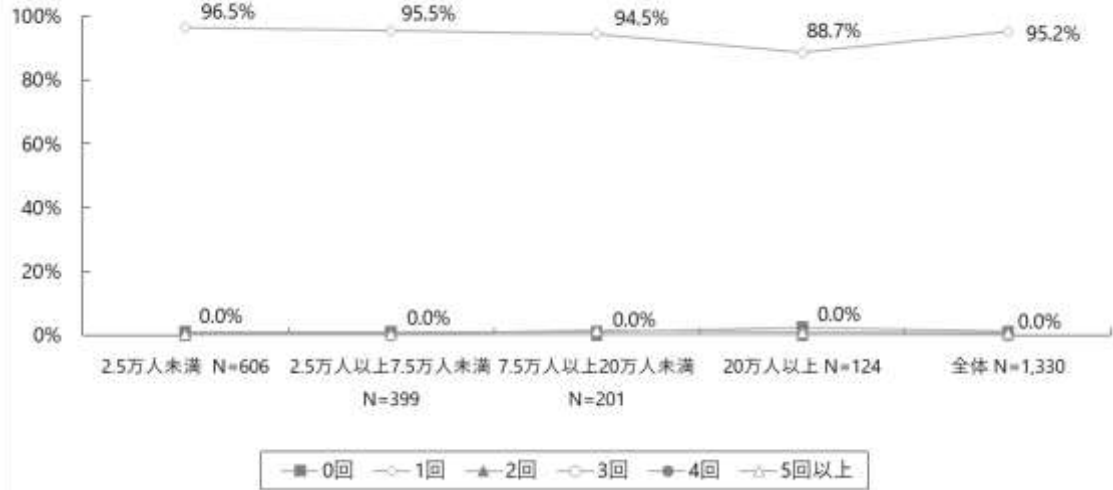
質問6 1.委託している健診項目と回数

質問6 委託している妊婦健康診査の健診項目の内容と実施回数をご記入ください。実施していない場合は、0とご記入ください。

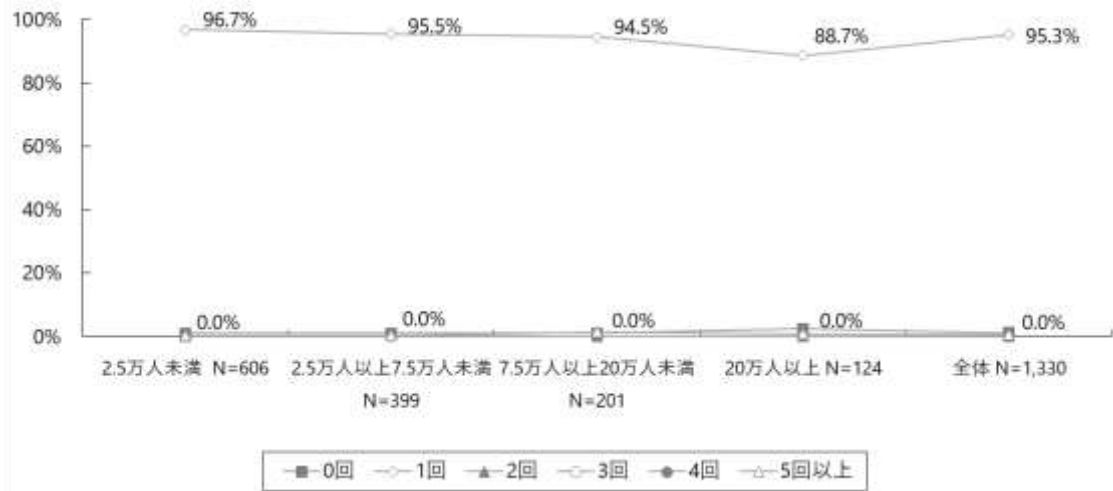
質問6 1.血液型等の検査 実施回数



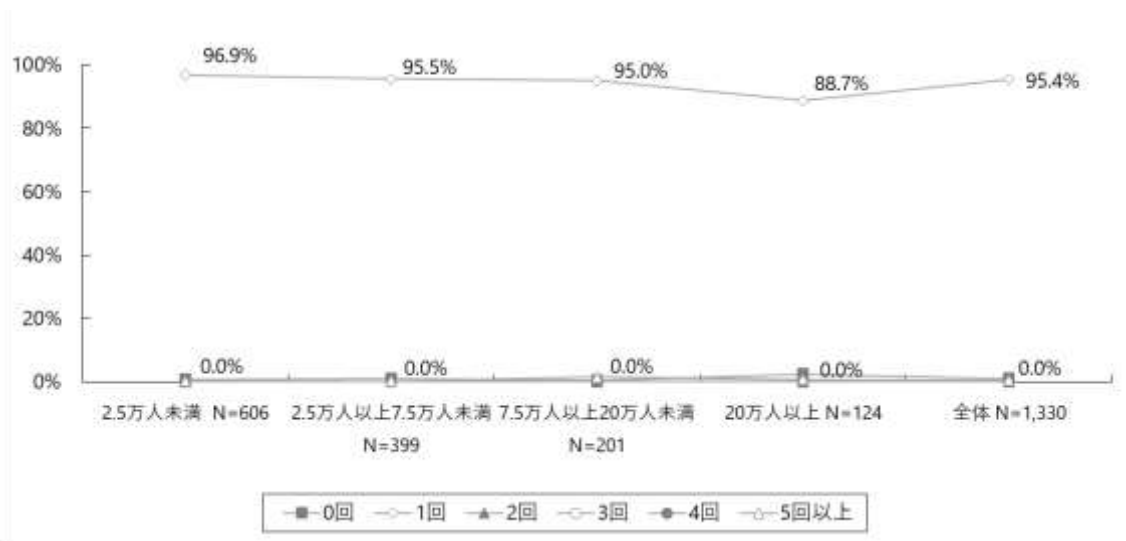
質問6 2.B型肝炎抗原検査 実施回数



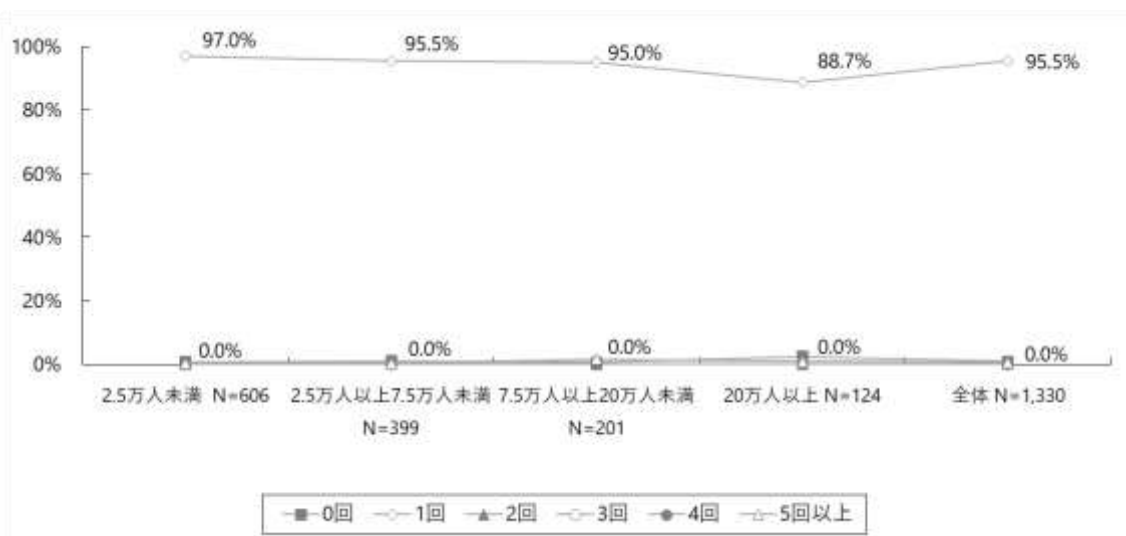
質問6 3.C型肝炎抗体検査 実施回数



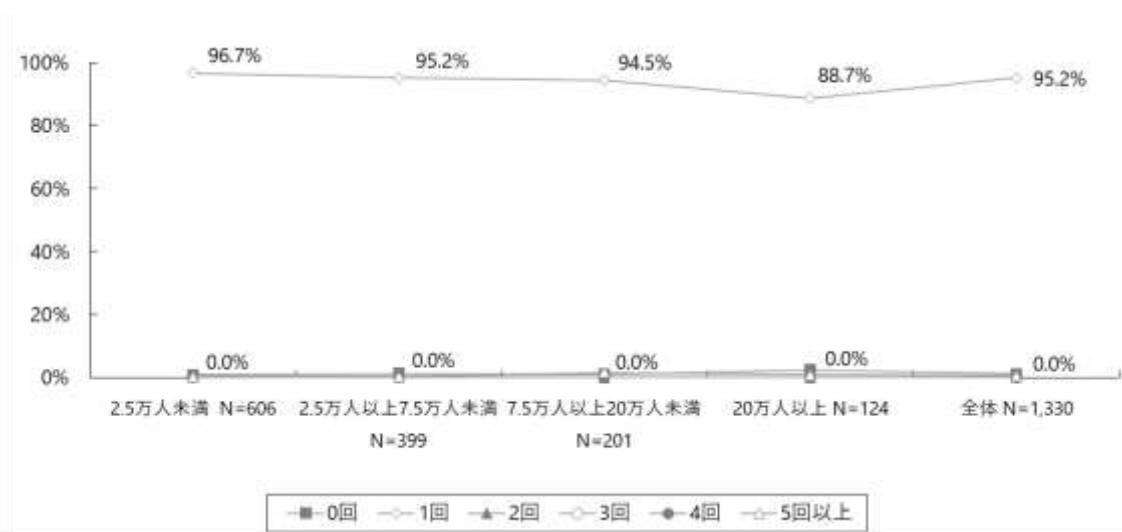
質問6 4.HIV 抗体検査 実施回数



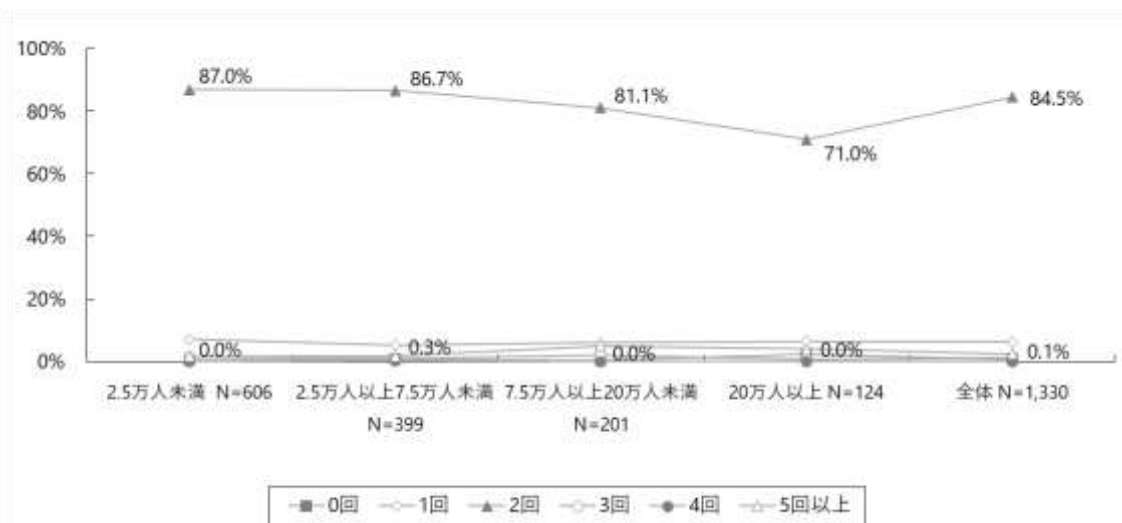
質問6 5.梅毒血清反応検査 実施回数



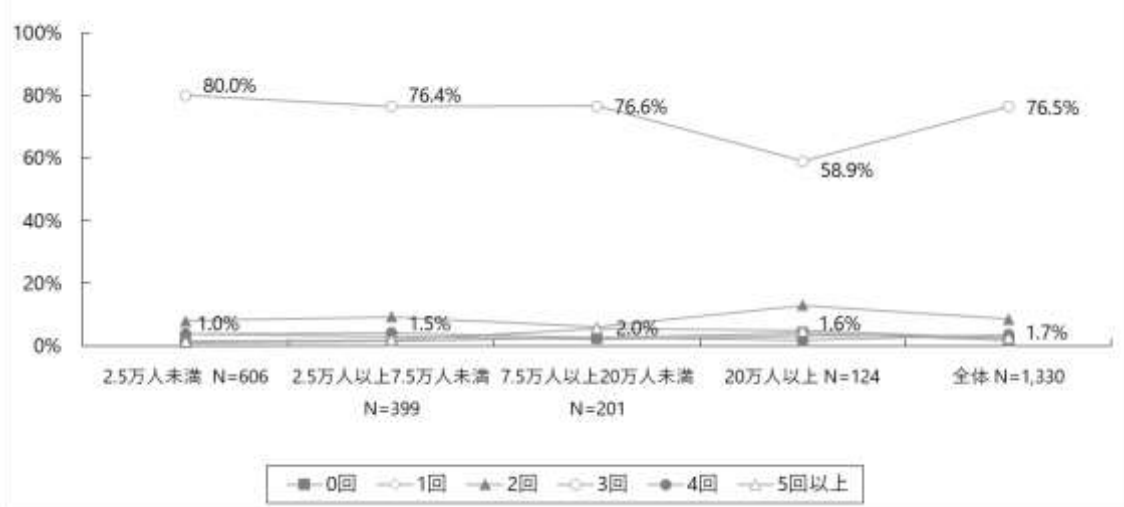
質問6 6.風疹ウイルス抗体検査 実施回数



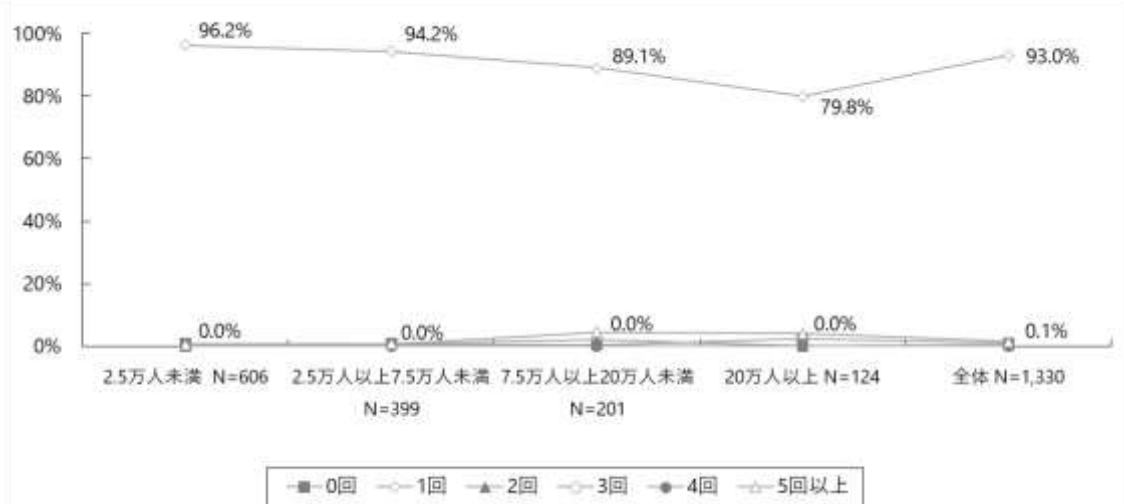
質問6 7.血糖検査 実施回数



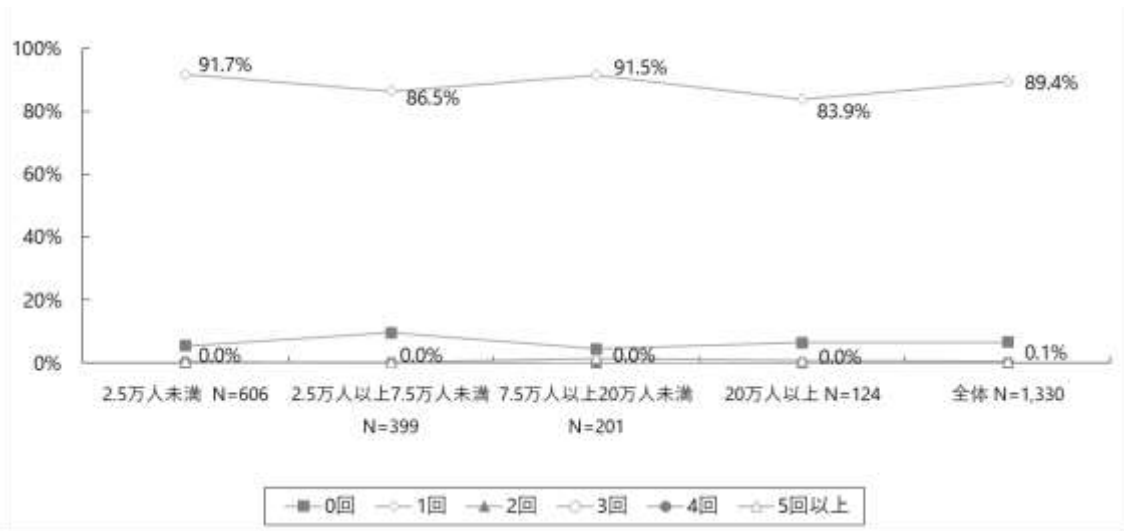
質問6 8.血算検査 実施回数



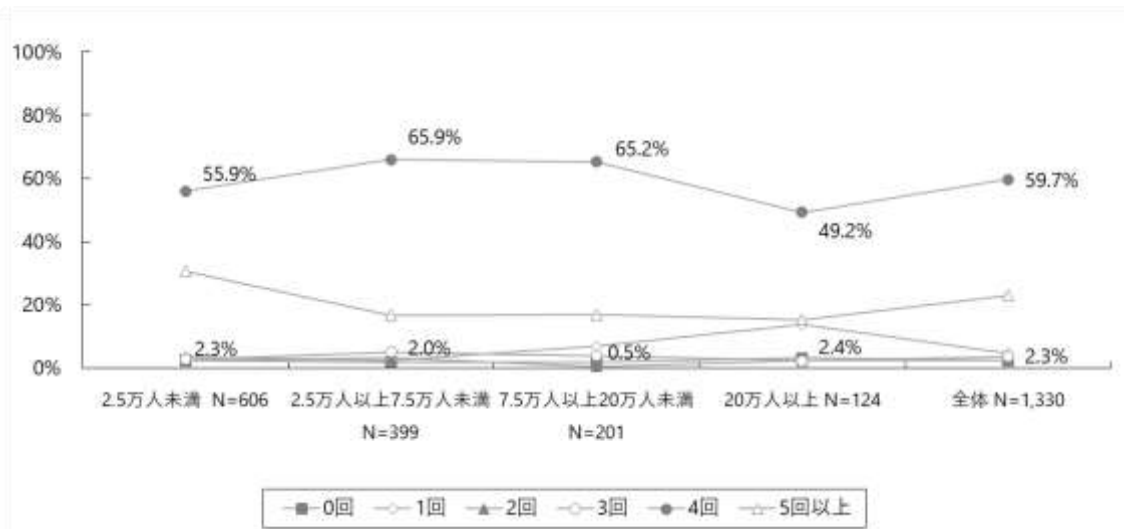
質問6 9.HTLV-1 抗体検査 実施回数



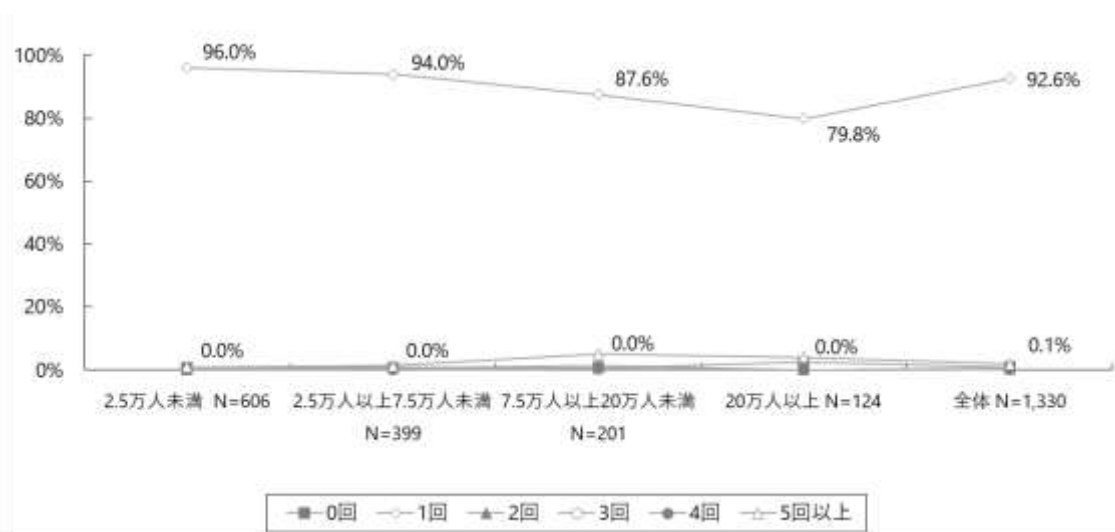
質問6 10.子宮頸がん検診 実施回数



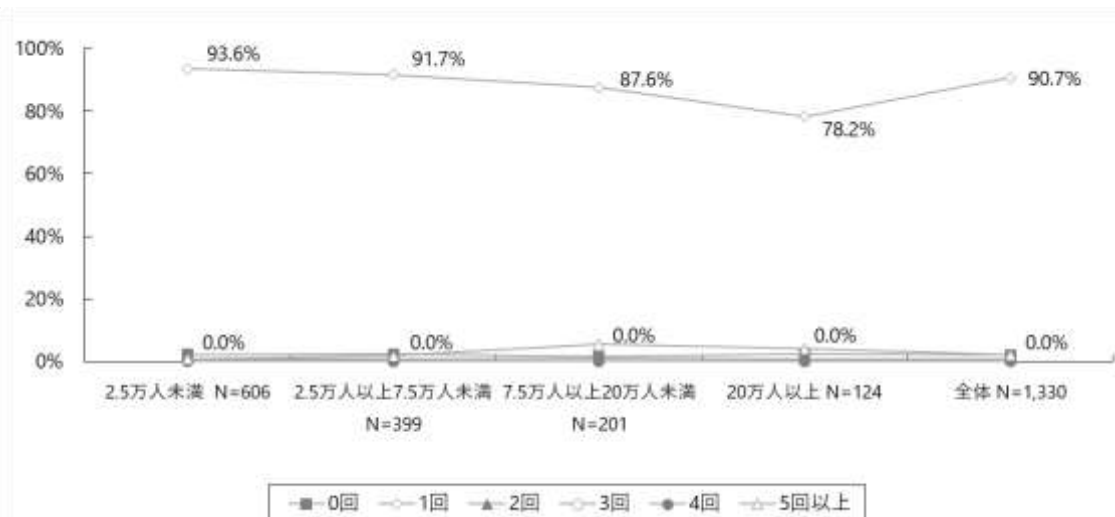
質問6 11.超音波検査 実施回数



質問6 12.性器クラミジア検査 実施回数



質問6 13.B 群溶血性レンサ球菌検査 実施回数

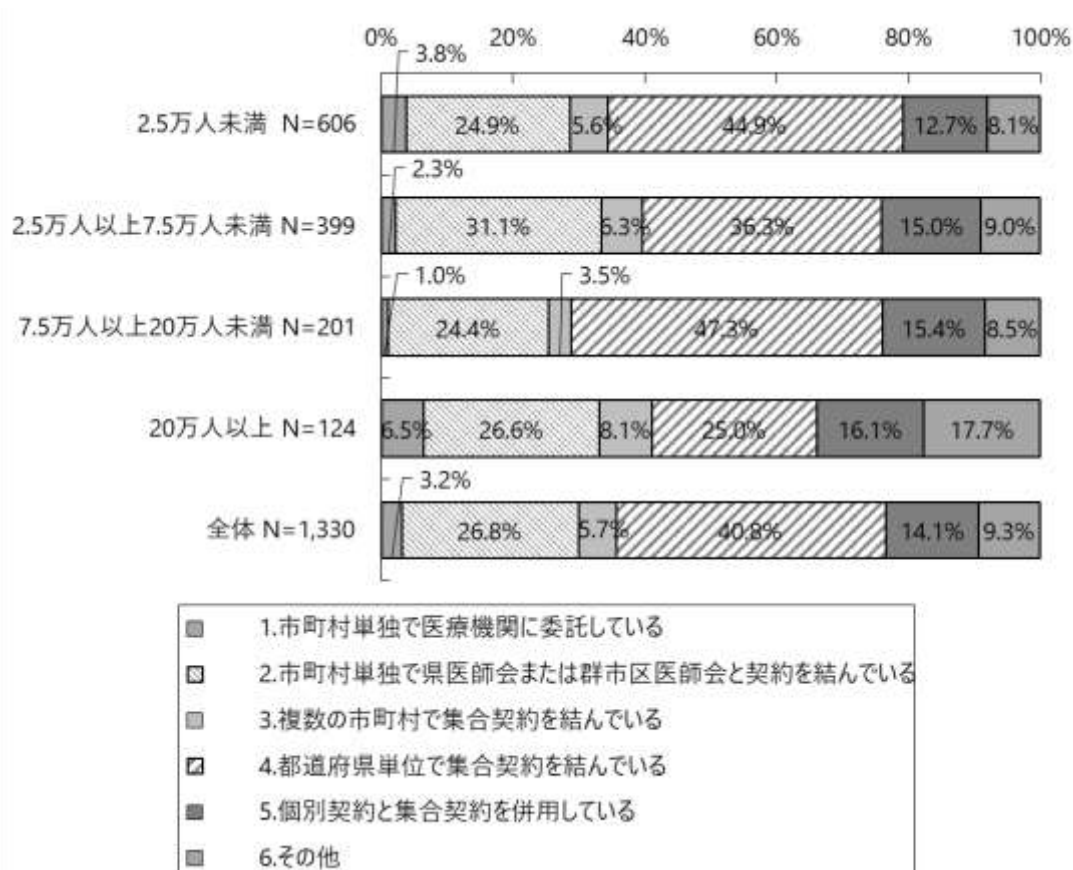


質問7 妊婦健診の委託方法・妊婦健診の委託先

質問7 妊婦健康診査の委託方法と委託先について、次のうちから当てはまるものをお選びください。

(1) 委託方法

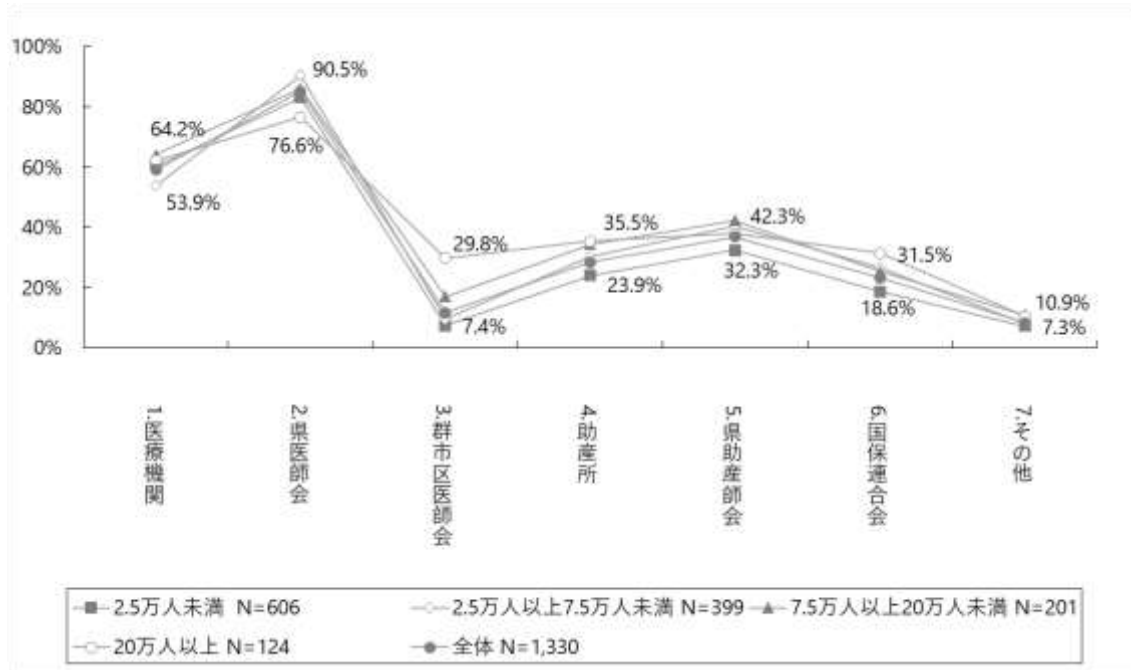
質問7(1) 妊婦健診の委託方法



質問7 妊婦健康診査の委託方法と委託先について、次のうちから当てはまるものをお選びください。

(2) 委託先(当てはまるものすべて)

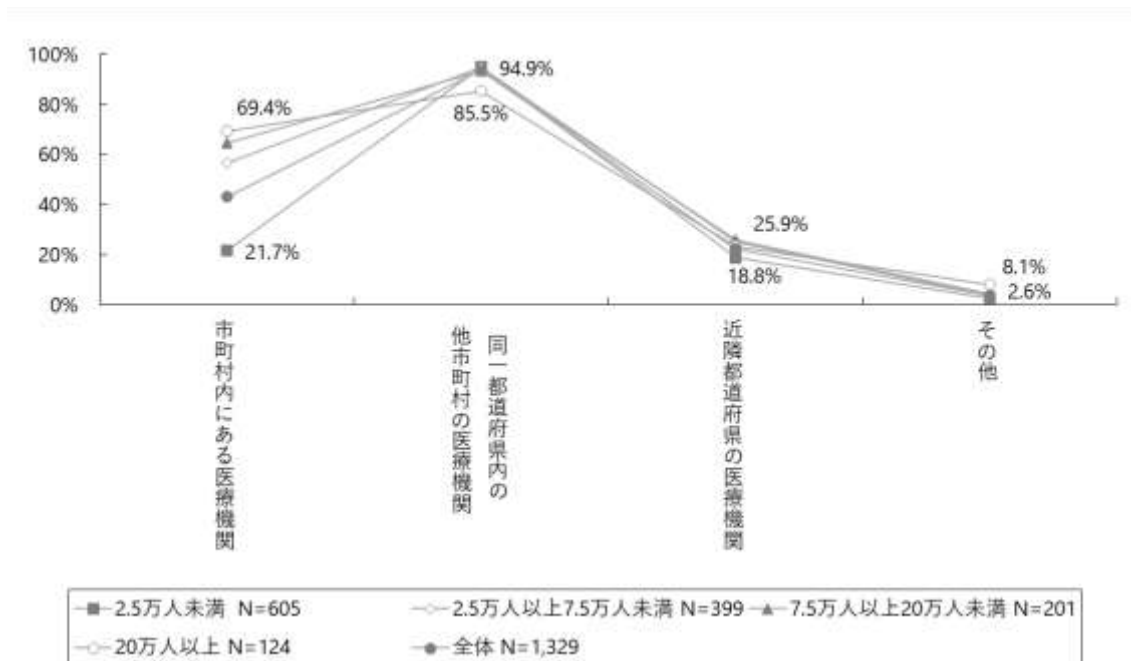
質問7(2) 妊婦健診の委託先



質問8 委託している医療機関

質問8 委託している医療機関の範囲について、当てはまるものをすべてお選びください。

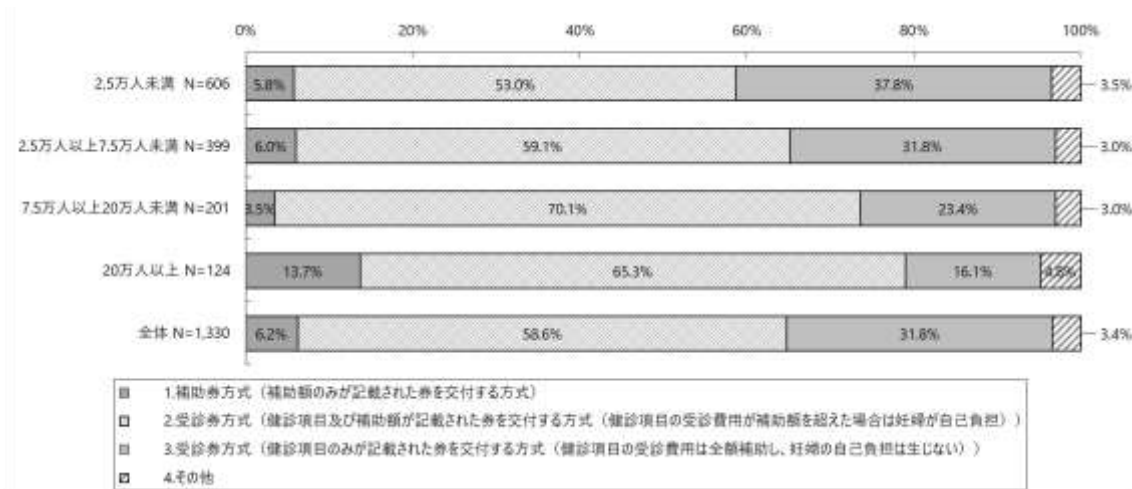
質問8 委託している医療機関



質問9 妊婦健診を受診した妊婦への費用助成の方法

質問9 委託している医療機関で妊婦健康診査を受診した妊婦への費用助成の方法はどのように行っていますか。

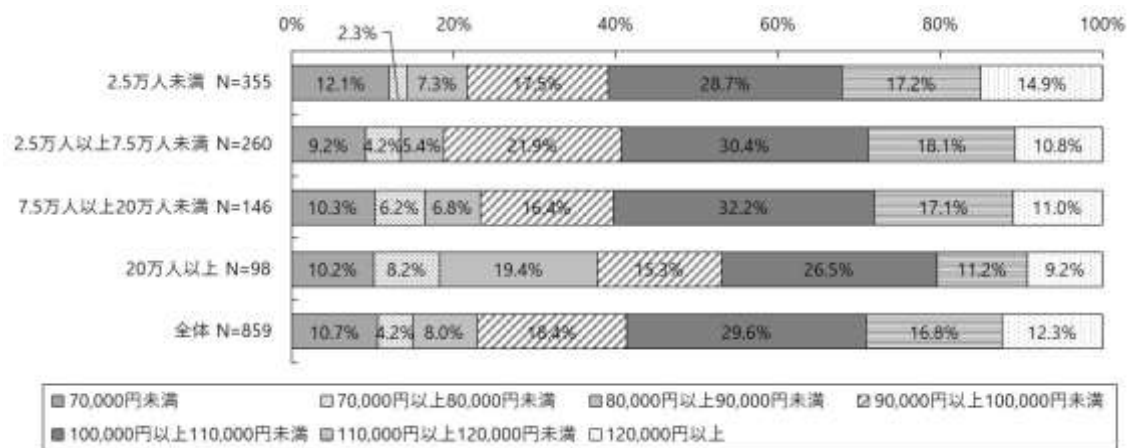
質問9 妊婦健診を受診した妊婦への費用助成の方法



質問10 妊婦健診を14回程度実施した場合の平均的な委託単価

質問10 上記で1または2を選択した場合、妊婦健康診査を14回程度実施した場合の平均的な委託単価(一人の妊婦の妊婦健康診査を行う上で医療機関に支払う総額)をお答えください。

質問10 妊婦健診を14回程度実施した場合の平均的な委託単価

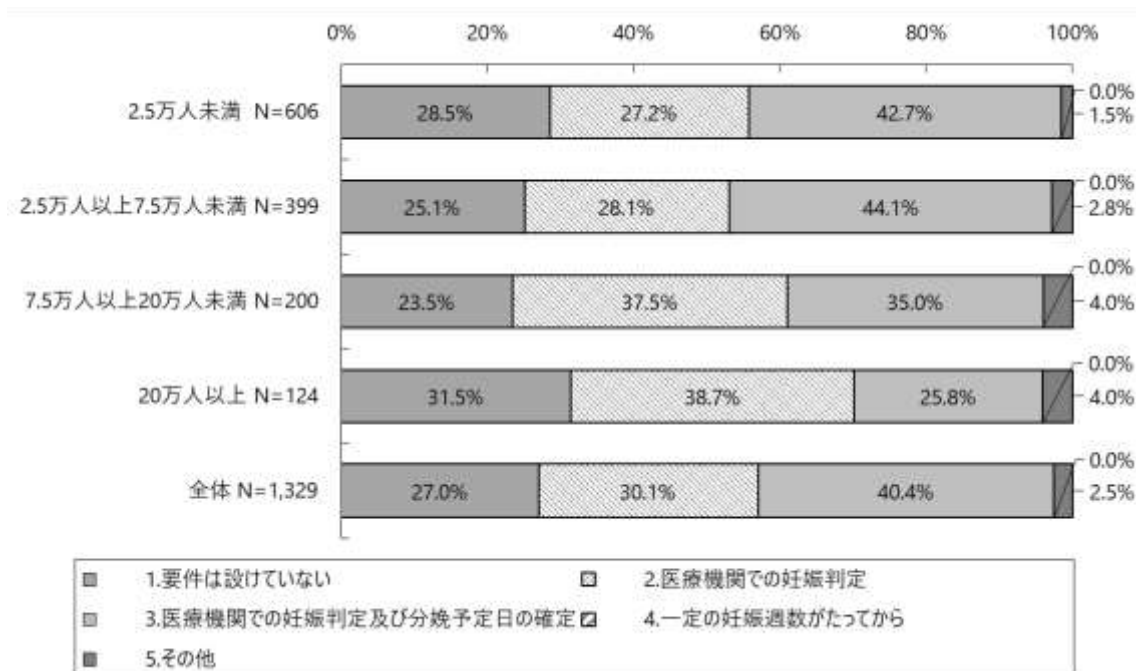


質問11 妊娠届出受理の要件の有無・求める証明書類の有無

質問11 妊娠届出受理の要件はありますか。要件がある場合には、求める証明書類の有無とその内容についてもお答えください。

(1) 要件の有無

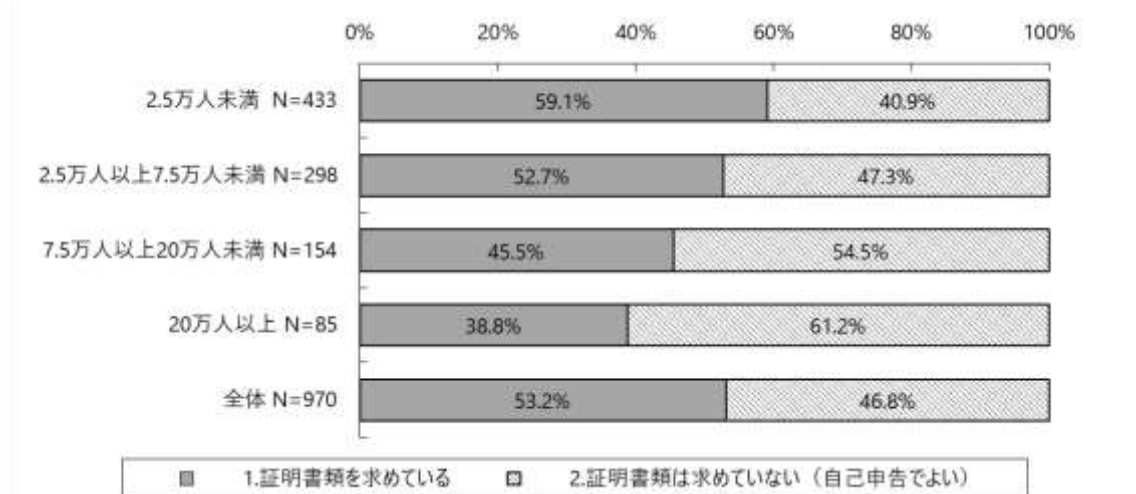
質問11(1) 妊娠届出受理の要件の有無



質問11 妊娠届出受理の要件はありますか。要件がある場合には、求める証明書類の有無とその内容についてもお答えください。

(2) 求める証明書類の有無

質問11(2) 妊娠届出受理において、求める証明書類の有無

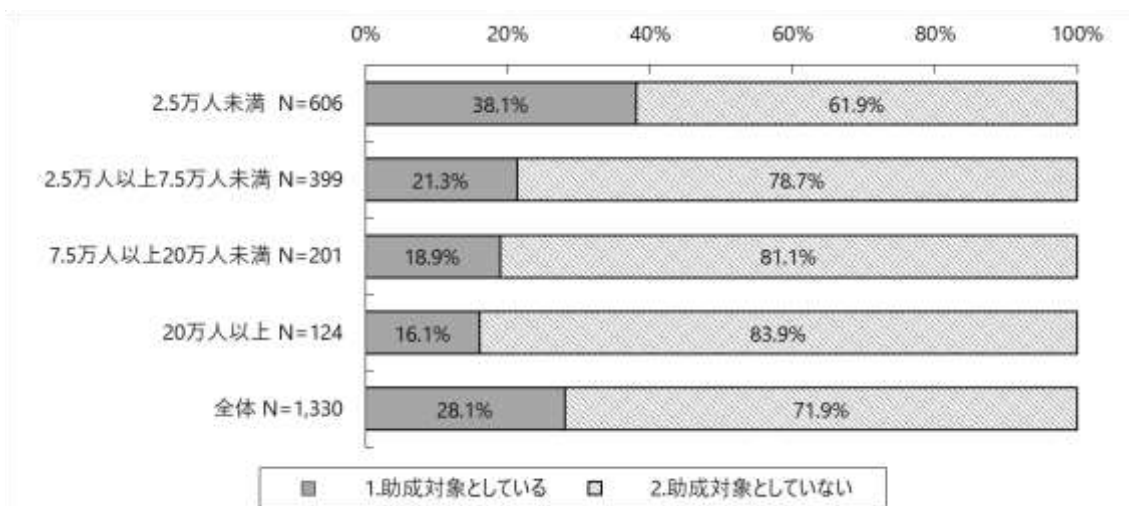


質問12 母子健康手帳交付前 助成対象の有無・助成方法

質問12 妊娠届出が遅く母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健康診査が実施された場合、助成対象としていますか。

(1) 助成対象の有無

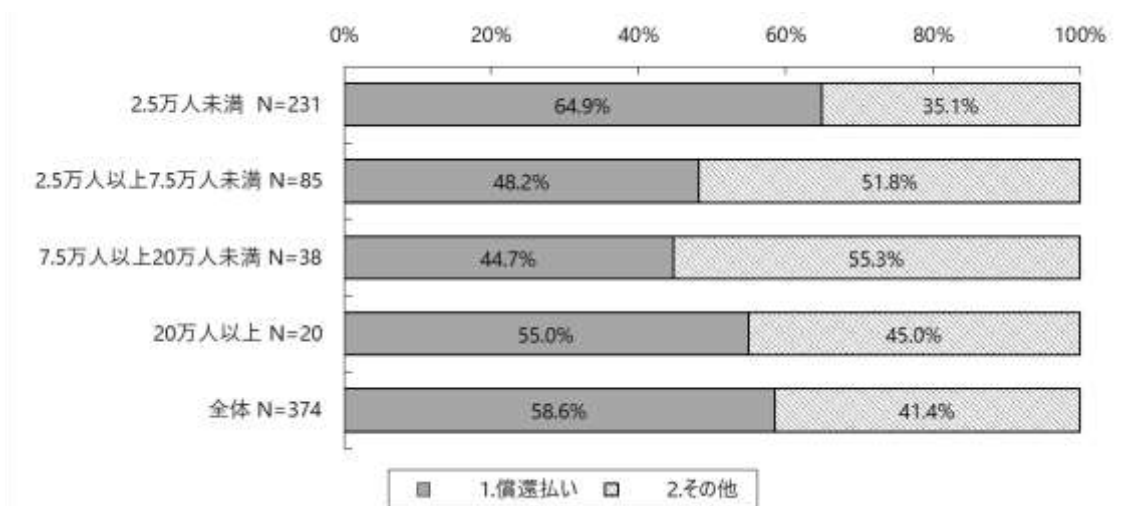
質問12(1) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合
助成対象の有無



質問12 妊娠届出が遅く母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健康診査が実施された場合、助成対象としていますか。

(2) 助成方法

質問12(2) 母子健康手帳交付前に医療機関の判断で妊婦健診が実施された場合
助成方法

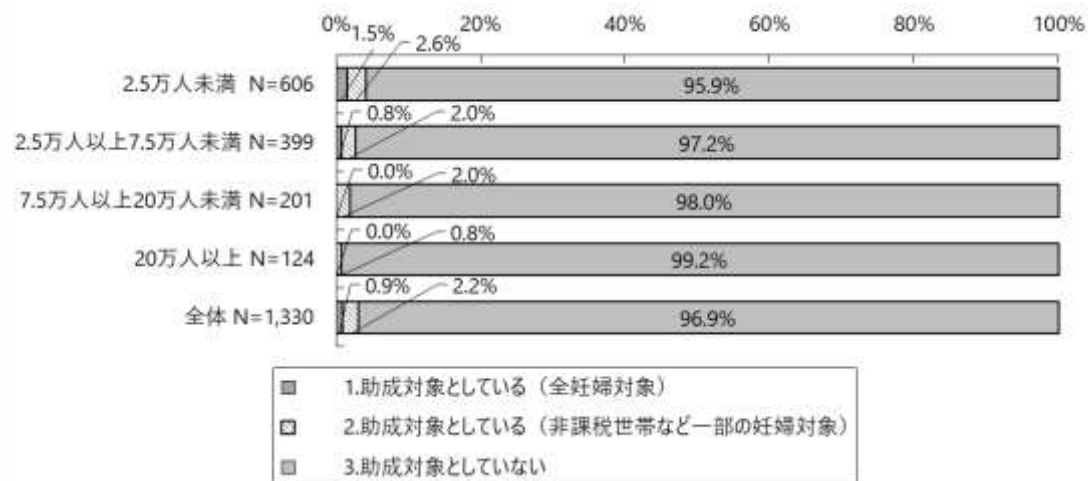


質問13 妊娠判定のための検査 助成対象有無・助成方法

質問13 妊娠判定のための検査について助成の対象としていますか。

(1) 助成対象の有無

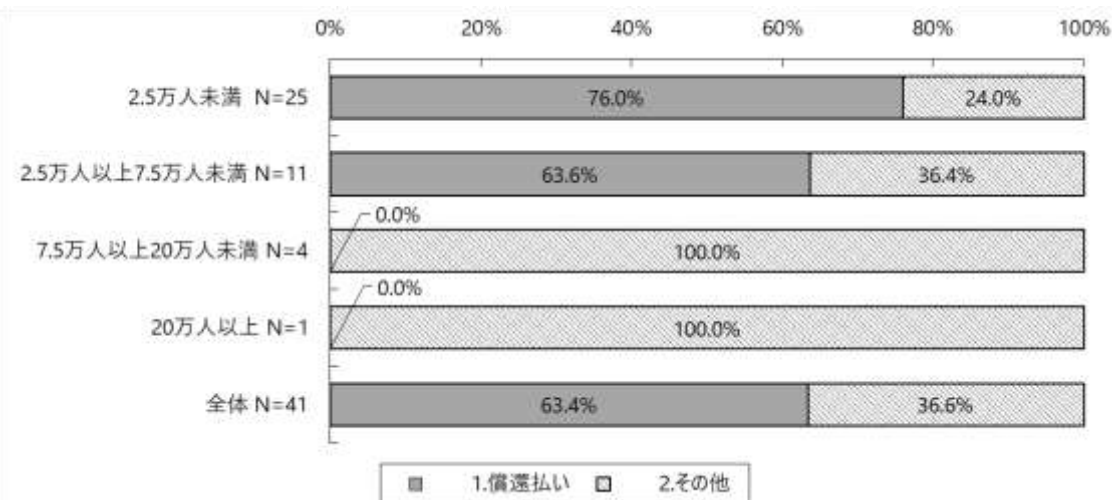
質問13(1) 妊娠判定のための検査 助成対象有無



質問13 妊娠判定のための検査について助成の対象としていますか。

(2) 助成方法

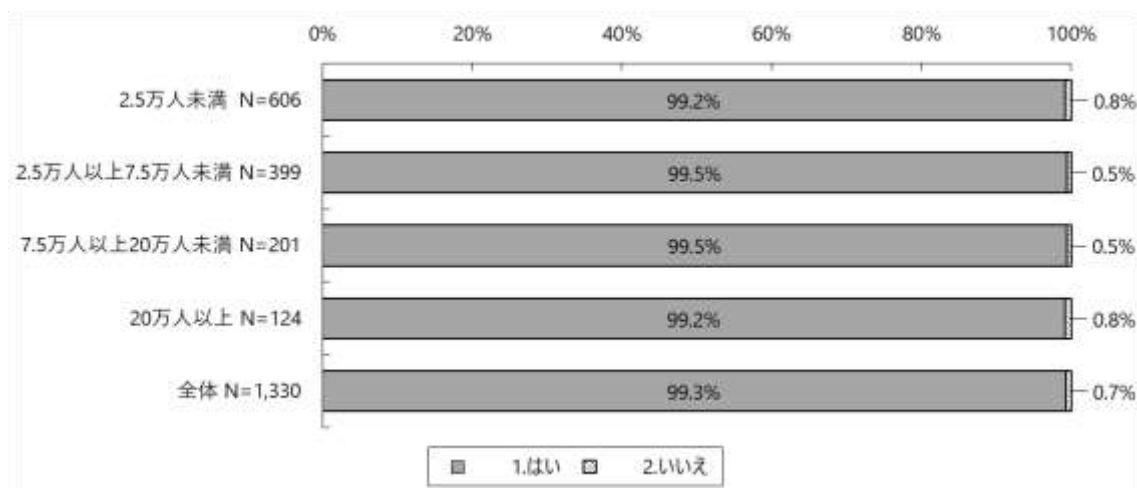
質問13(2) 妊娠判定のための検査 助成方法



質問14 里帰り出産時の妊婦健診 助成を行う仕組みの構築有無

質問14 里帰り出産のために、契約医療機関以外の医療機関で受診する場合の妊婦健康診査について、助成を行う仕組みを構築していますか。

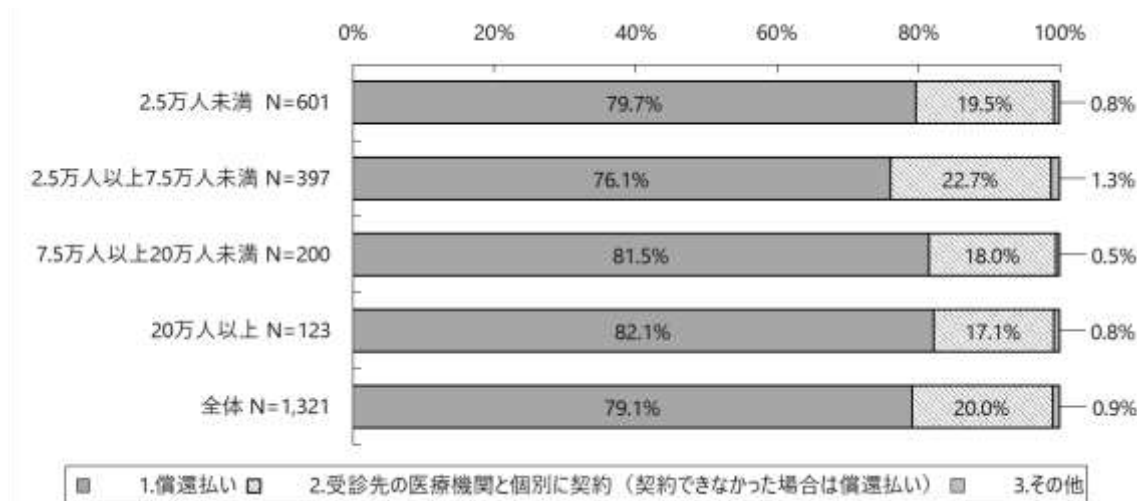
質問14 里帰り出産時の妊婦健診 助成を行う仕組みの構築の有無



質問15 里帰り出産時の妊婦健診 助成方法

質問15 上記で”はい”と回答した場合、里帰り出産の場合の妊婦健康診査の助成はどのように行っていますか。

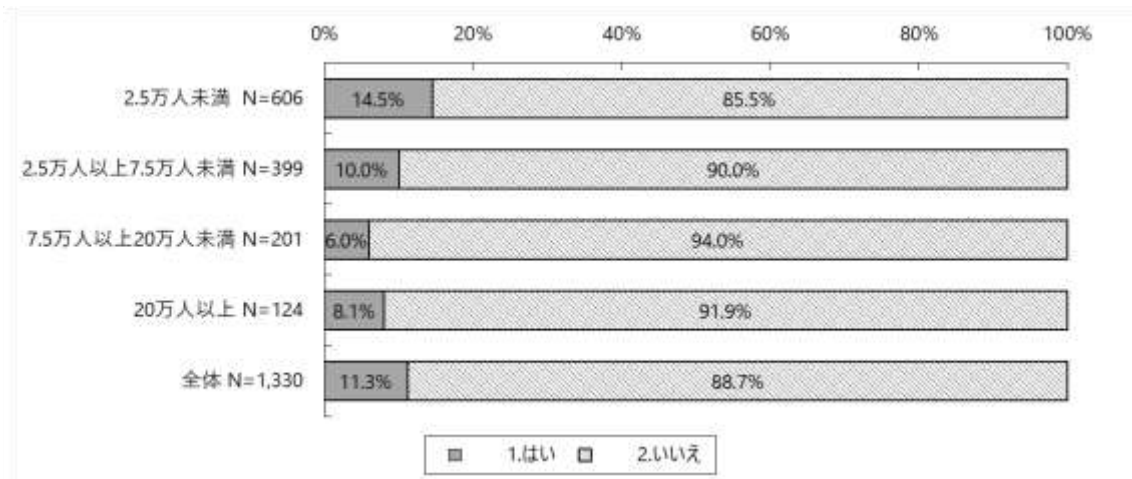
質問15 里帰り出産時の妊婦健診 助成方法



質問16 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成対象有無

質問16 予定日(40週)以降の妊婦健康診査について、14回を超えた分の妊婦健康診査を助成の対象としていますか。

質問16 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成対象有無

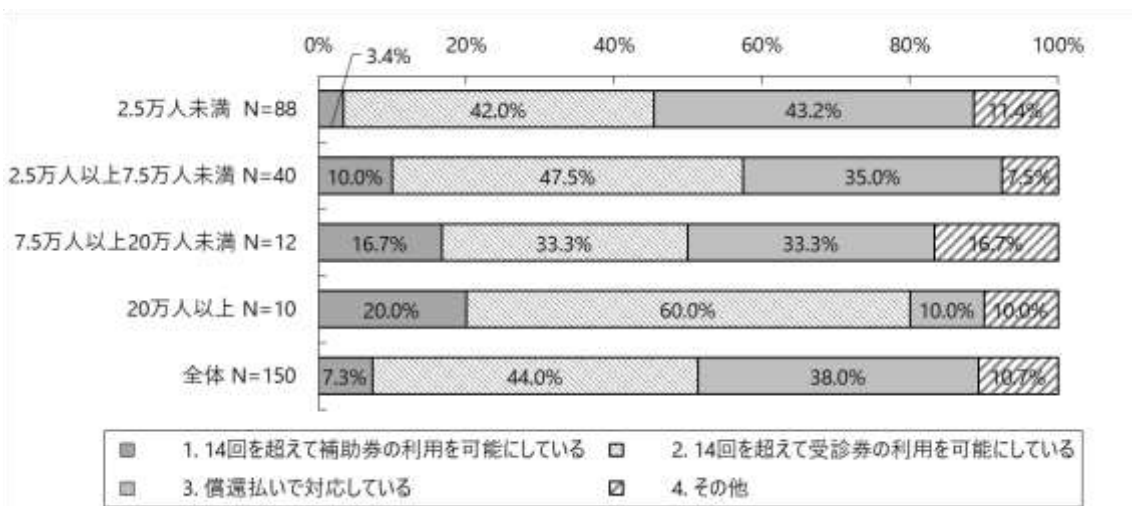


質問17 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成方法

質問17 上記で”はい”と回答した場合、予定日(40週)以降の妊婦健康診査について、14回を超えた分の妊婦健康診査の助成はどのように行っていますか。

質問17 予定日(40週)以降の妊婦健診 助成方法

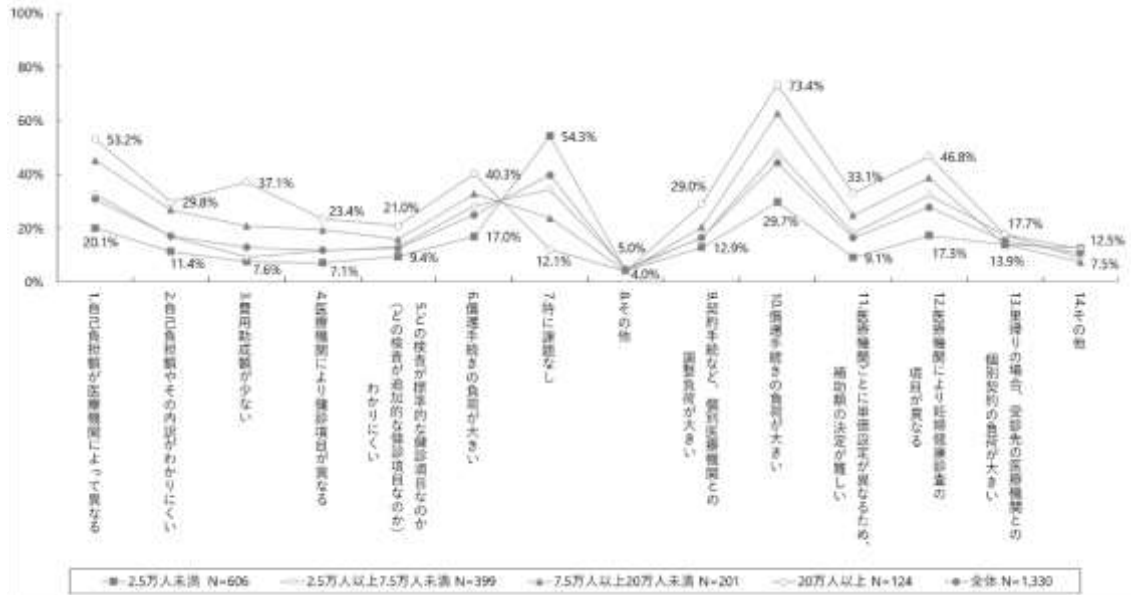
(質問16で1を選択した場合に回答)



質問18 妊婦健診における課題

質問18 妊婦健康診査の費用負担における課題としてどのようなものがありますか。当てはまるものをすべてお選びください。

質問18 妊婦健診における課題



参考資料④ 医療機関調査
アンケート調査票

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

妊婦健康診査に関わる費用負担等の実態に関する

調査研究事業 アンケート調査

2022年11月

株式会社野村総合研究所

アンケート調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在弊社では、厚生労働省の国庫補助事業である令和4年度子ども子育て支援推進調査研究事業により「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業」を実施しております。

本調査研究では、全国の分娩取扱い医療機関と妊婦健康診査実施機関に対して、妊婦健診の費用負担に関するアンケート調査を実施し、業務の実態、効果や課題、必要な支援等を把握し、よりよい妊婦健康診査事業の実施に向けた施策検討を行うことを目指しております。

なお、本調査の実施に当たり、公益社団法人日本産婦人科医会の常務理事会のご承諾をいただき、分娩取扱い医療機関並びに妊婦健康診査事業実施機関の情報をご提供いただきました。石渡会長をはじめ、日本産婦人科医会の皆様には本調査研究にご協力いただきましたこと、この場を借りて感謝いたします。

つきましては、下記のリンクもしくはQRコードにアクセスいただき、Web上でのアンケート調査にご協力いただけますと幸いです。

【アンケート先リンク】

https://questant.jp/q/R4mhlw_1216



誠に勝手ながらご回答期限は**令和4年12月16日(金)まで**とさせていただきます。

ご多用のことは存じますが、本調査研究へのご協力を賜れますと幸いです。

なお、回答頂きました内容は統計的に処理を施し、個別の回答結果が第三者に漏れることがないよう、弊社の責任において管理いたします。なお、厚生労働省には本調査研究により得られたデータをご共有させていただきますことをあらかじめご了承ください。また、集計結果は報告書としてとりまとめ、弊社ホームページ上で公開する予定です。

ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、上記主旨をご理解いただきました上で、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【本調査に関するお問い合わせ】

事務局 株式会社野村総合研究所 ヘルスクエア・サービスコンサルティング部
担当：下松 未季／新田 郁海

Q1. 貴施設名および貴施設の所在地をご記入ください。

貴施設名 **【必ず回答】**

0文字

所在地：都道府県（例：東京都、山梨県） **【必ず回答】**

0文字

所在地：市町村（例：八王子市、墨田区） **【必ず回答】**

0文字

Q2. 貴施設の類型として、当てはまるものをお選びください。

【必ず回答】

- 1.病院
- 2.有床診療所
- 3.無床診療所

Q3.

Q2で「1.病院」を選択した場合、貴施設の機能として、当てはまるものをお選びください。

【必ず回答】

- 1.総合周産期母子医療センター
- 2.地域周産期母子医療センター
- 3.該当なし

Q4.

Q2で「1.病院」もしくは「2.有床診療所」を選択した場合、医療機関全体の病床数と産科病床数をご記入ください。

医療機関全体の病床数 **【必ず回答】**

 床

(半角数字)

産科病床数 **【必ず回答】**

 床

(半角数字)

Q5. 分娩取扱いの有無について、当てはまるものをお選びください。

【必ず回答】

- 1.あり
- 2.なし

Q6. Q5で「1.あり」を選択した場合、年間分娩件数をご記入ください。

※令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の実績をお答えください。

年間分娩件数 **【必ず回答】**

 件

0文字

(半角数字)

Q7.

貴施設では、妊婦健康診査の実施有無について、当てはまるものをお選びください。

※「3.妊婦健康診査・分娩ともに実施していない」を選択した場合、本調査は以上で終了です。

【必ず回答】

- 1.妊婦健康診査のみ実施している
- 2.妊婦健康診査・分娩の両方を実施している
- 3.妊婦健康診査・分娩ともに実施していない

Q8. 1週間あたりの妊婦健康診査の実施人数をご記入ください。

妊婦健康診査の実施人数 【必ず回答】

人

0文字

(半角数字)

Q9.

貴施設で契約している自治体における妊婦健康診査の費用補助の形式について、当てはまるものをお選びください。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

【必ず回答】

- 1.補助券方式（健診1回当たり一定金額を補助）
- 2.受診券方式（委託された健診項目実施分の金額の全部または一部を補助）

3.その他

4.当てはまるものはない

Q10. 貴施設において実施している健診項目ごとの実施回数をご記入ください。
※多胎などのケースを除いた標準的な妊婦の場合についてご回答ください。
※実施していない場合は0とご記入ください。

1.血液型等の検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

2.B型肝炎抗原検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

3.C型肝炎抗体検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

4.HIV抗体検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

5.梅毒血清反応検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

6.風疹ウイルス抗体検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

7.血糖検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

8.血算検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

9.HTLV-1抗体検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

10.子宮頸がん検診【必ず回答】

回

(半角数字)

11.超音波検査【必ず回答】

回

(半角数字)

12.性器クラミジア検査【必ず回答】

回

(半角数字)

13.B群溶血性レンサ球菌検査【必ず回答】

回

(半角数字)

14.トキソプラズマIgM検査【必ず回答】

回

15.トキソプラズマIgG検査【必ず回答】

回

(半角数字)

16.CMV IgG検査【必ず回答】

回

(半角数字)

17.その他の健診項目①

その他①の回数

回

(半角数字)

18.その他の健診項目②

その他②の回数

回

(半角数字)

19.その他の健診項目③

その他③の回数

回

(半角数字)

Q11.

Q10で回答した回数のうち、自治体から委託され補助が出ている回数について、当てはまるものをお選びください。

※多胎などのケースを除いた標準的な妊婦の場合についてご回答ください。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

※実施していないもの、補助が出ていないものについては0とご回答ください。

1.血液型等の検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

2.B型肝炎抗原検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

3.C型肝炎抗体検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

4.HIV抗体検査【必ず回答】

回

(半角数字)

5.梅毒血清反応検査【必ず回答】

回

(半角数字)

6.風疹ウイルス抗体検査【必ず回答】

回

(半角数字)

7.血糖検査【必ず回答】

回

(半角数字)

8.血算検査【必ず回答】

回

(半角数字)

9.HTLV-1抗体検査【必ず回答】

回

(半角数字)

10.子宮頸がん検診【必ず回答】

回

(半角数字)

11.超音波検査【必ず回答】

回

(半角数字)

12.性器クラミジア検査【必ず回答】

回

(半角数字)

13.B群溶血性レンサ球菌検査【必ず回答】

回

14.トキソプラズマIgM検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

15.トキソプラズマIgG検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

16.CMV IgG検査 **【必ず回答】**

回

(半角数字)

17.その他の健診項目①

その他①の回数

回

(半角数字)

18.その他の健診項目②

その他②の回数

回

(半角数字)

19.その他の健診項目③

その他③の回数

回

(半角数字)

Q12. 追加的な検査の受診有無の選択について、当てはまるものをお選びください。

【必ず回答】

1.妊婦に助成対象でないことを説明した上で自由に選択できる形にしている

2.原則妊婦に検査を受けていただいている

3.その他

Q13.

【自治体から委託されている検査について】

妊婦健康診査の単価の設定方法について、当てはまるものをお選びください。

「2.自治体助成額に加え、妊婦の個人負担が必ず発生する」を選択した場合は、発生している個人負担額（標準的な妊婦が健診14回程度を受けた時のおおよその合計）も合わせてご記入ください。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

【必ず回答】

1.自治体助成額以上の個人負担はない

2.自治体助成額に加え、妊婦の個人負担が必ず発生する

円

(半角数字)

[編集](#)

3.その他

Q14.

【任意で実施している追加的検査について】

任意で実施している追加的検査について、標準的な妊婦が妊婦健康診査を14回程度を受けた時のおおよその金額の合計をご記入ください。

※医学的サービス以外のものを除いてご回答ください。

追加的検査分の金額 【必ず回答】

円

0文字

(半角数字)

Q15.

貴施設では、妊婦健康診査の費用について事前に提示している場合、どのように提示していますか。当てはまるものをお選びください。

【必ず回答】（複数選択）

- 1.口頭で説明している
- 2.説明用のパンフレット等を作成している
- 3.自院のウェブサイトに掲載している
- 4.提示はしていない
- 5.その他

Q16.

Q15で「1.口頭で説明」を選択した場合、貴施設における妊婦健康診査の費用を説明するタイミングとして、当てはまるものをお選びください。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

【必ず回答】（複数選択）

- 1.妊婦判明時
- 2.妊婦健康診査初回時
- 3.妊婦健康診査時に毎回
- 4.必要時（自己負担が発生する際など）
- 5.その他

Q17.

Q16で「1.妊娠判明時」、「2.妊婦健康診査初回時」、「3.妊婦健康診査時に毎回」、「4.必要時（自己負担が発生するときなど）」のうちいずれかを選択した場合、妊婦健康診査の費用として提示している費用について、当てはまるものをお選びください。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

【必ず回答】（複数選択）

1.妊婦健康診査にかかる総費用

2.各回ごとの費用

3.健診項目ごとの費用

4.その他

Q18.

Q16で「1.妊娠判明時」、「2.妊婦健康診査初回時」、「3.妊婦健康診査時に毎回」、「4.必要時（自己負担が発生するときなど）」のうちいずれかを選択した場合、標準的な健診項目と追加的な健診項目を分けて費用を提示していますか。当てはまるものをお選びください。

※標準的な健診項目は自治体から委託された検査項目を指します。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

【必ず回答】

1.分けて提示している

2.分けずに提示している

Q19.

Q16「1.妊娠判明時」、「2.妊婦健康診査初回時」、「3.妊婦健康診査時に毎回」、「4.必要時（自己負担が発生するときなど）」のうちいずれかを選択した場合、追加的な健診項目の費用に合わせて、その検査の内容についても説明していますか。当てはまるものをお選びください。

※複数の自治体と内容の異なる委託契約を結んでいる場合、所在自治体との委託契約の内容を基にご回答ください。

【必ず回答】

1.費用と併せて追加的検査の内容を説明している

2.費用と同時ではなく、別個に説明している

3.追加的検査の内容について説明していない

その他

Q20.

妊婦健康診査の結果を市町村に報告するタイミングについて、当てはまるものをお選びください。

【必ず回答】

- 1.費用請求時のみ
- 2.費用請求時より前のタイミングでフィードバックがされるよう自治体で定めている
- 3.市町村と共有すべきケースについては即時で情報共有するように定め、それ以外の人については費用請求時

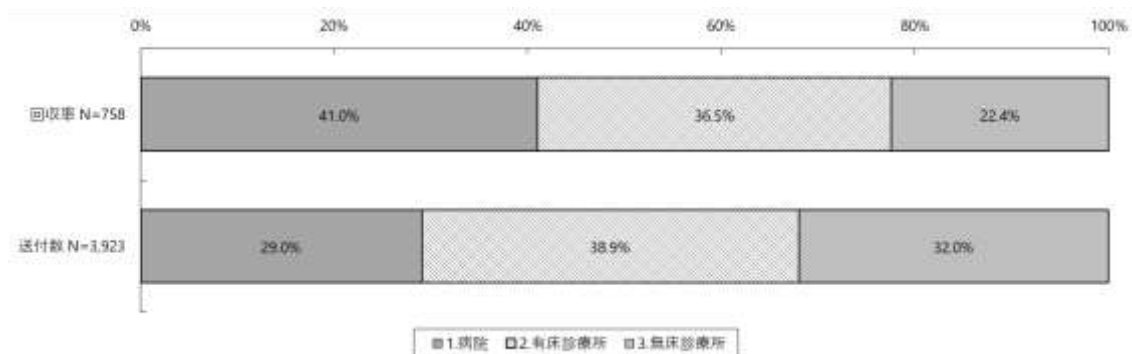
その他

参考資料⑤ 医療機関調査
単純集計結果

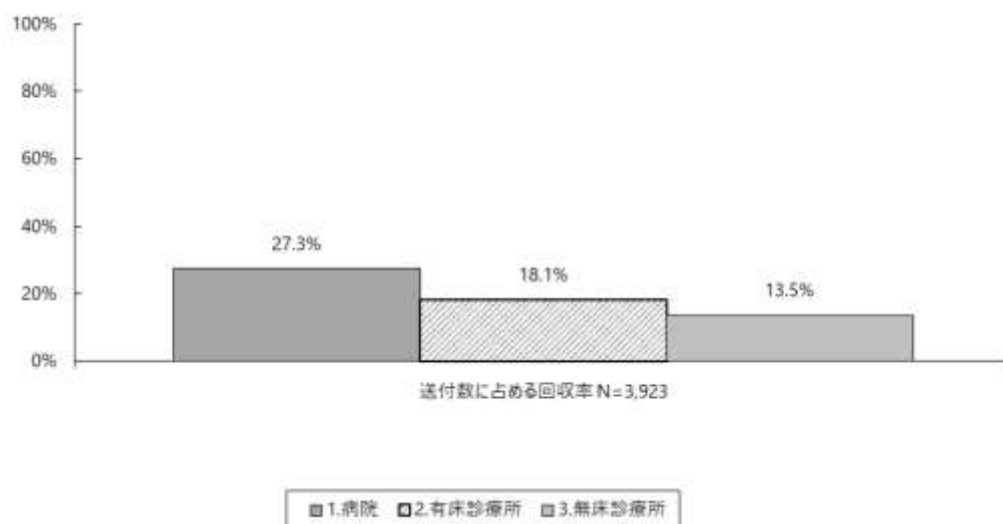
質問2 施設類型

質問2 貴施設の類型として、当てはまるものをお選びください。

質問2 施設類型



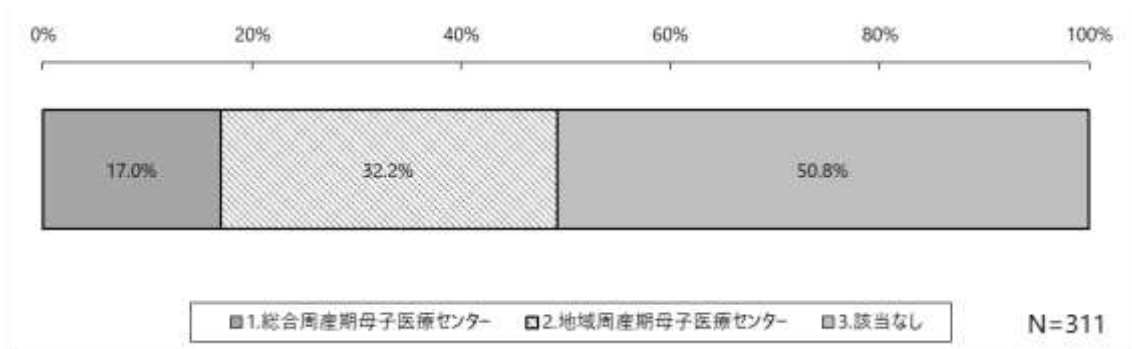
質問2 送付数に対する回収率



質問3 施設の機能

質問3 Q2で「1.病院」を選択した場合、貴施設の機能として、当てはまるものをお選びください。

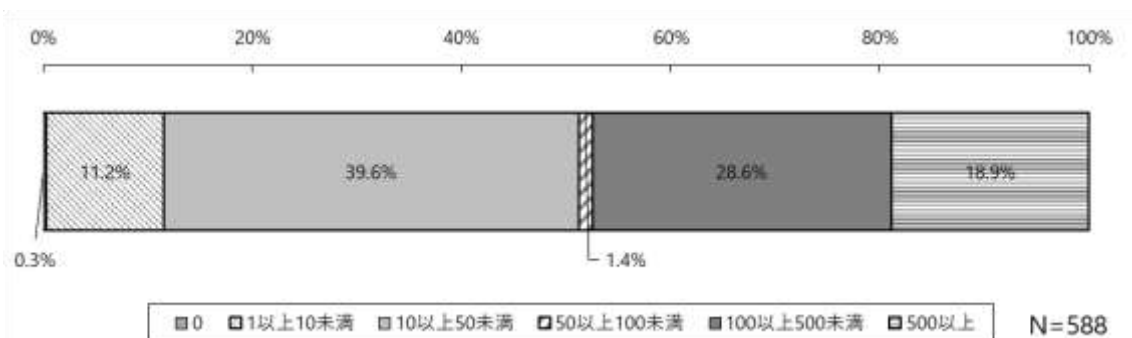
質問3 施設の機能



質問4 医療機関全体の病床数・産科病床数

質問4 Q2で「1.病院」もしくは「2.有床診療所」を選択した場合、医療機関全体の病床数と産科病床数をご記入ください。

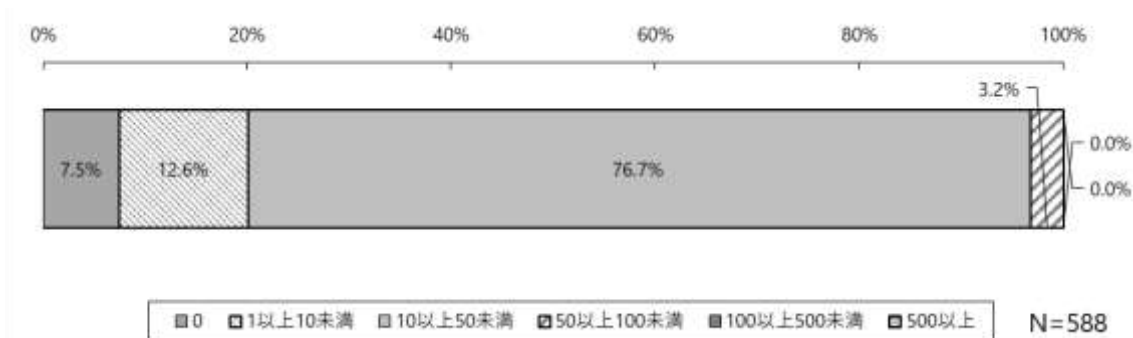
質問4 医療機関全体の病床数



平均値: 231.3

中央値: 35.0

質問4 産科病床数



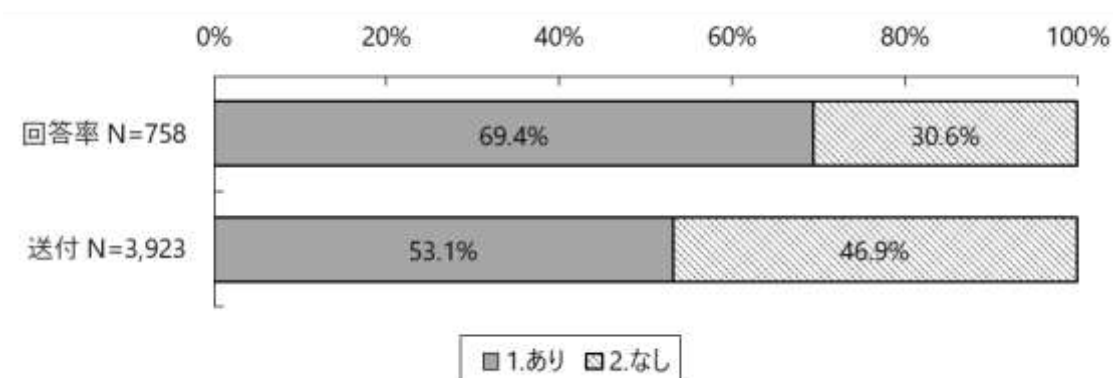
平均値: 19.3

中央値: 17.0

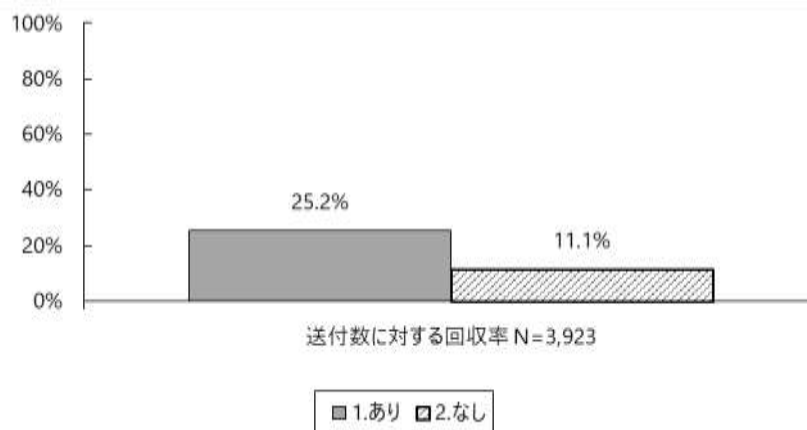
質問5 分娩取り扱いの有無

質問5 分娩取り扱いの有無について、当てはまるものをお選びください。

質問5 分娩取り扱いの有無 回答率



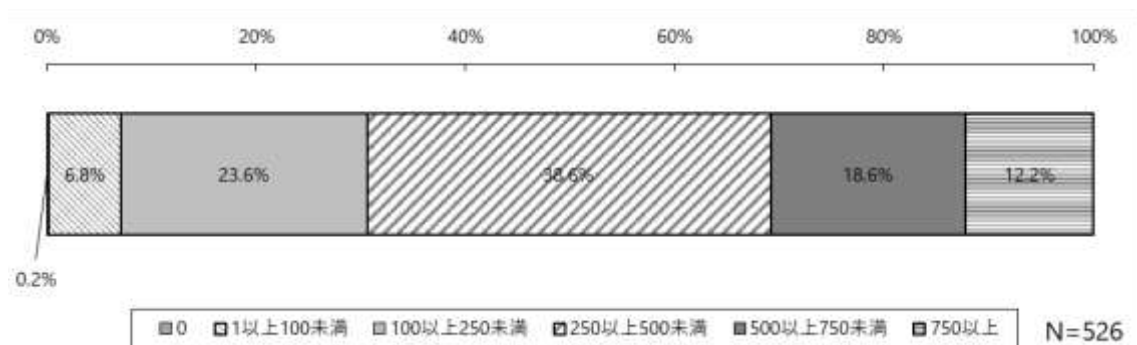
質問5 送付数に対する回収率



質問6 年間分娩件数

質問6 Q5で「1.あり」を選択した場合、年間分娩件数をご記入ください。

質問6 年間分娩件数



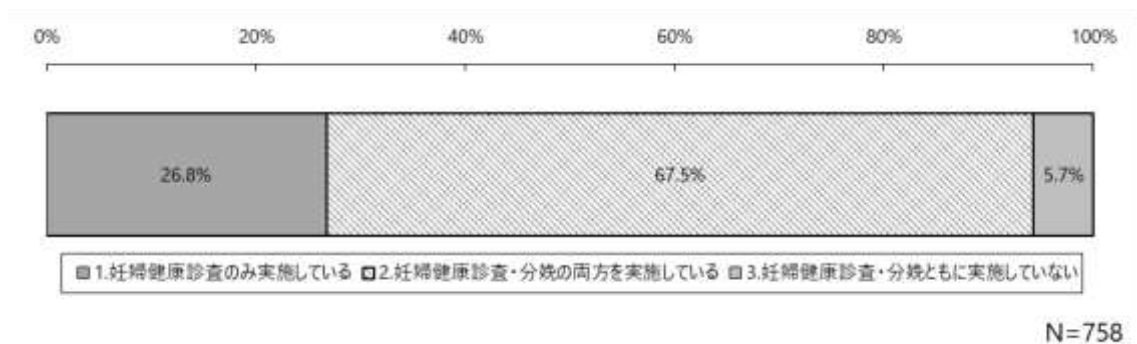
平均値: 428.8

中央値: 360.0

質問7 妊婦健診の実施有無

質問7 貴施設では、妊婦健康診査の実施有無について、当てはまるものをお選びください。

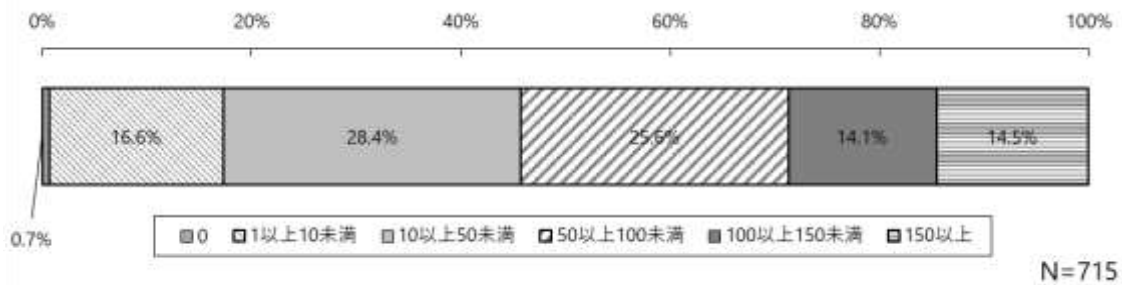
質問7 妊婦健診の実施有無



質問8 1週間当たりの妊婦健診実施人数

質問8 1週間あたりの妊婦健康診査の実施人数をご記入ください。

質問8 1週間当たりの妊婦健診実施人数



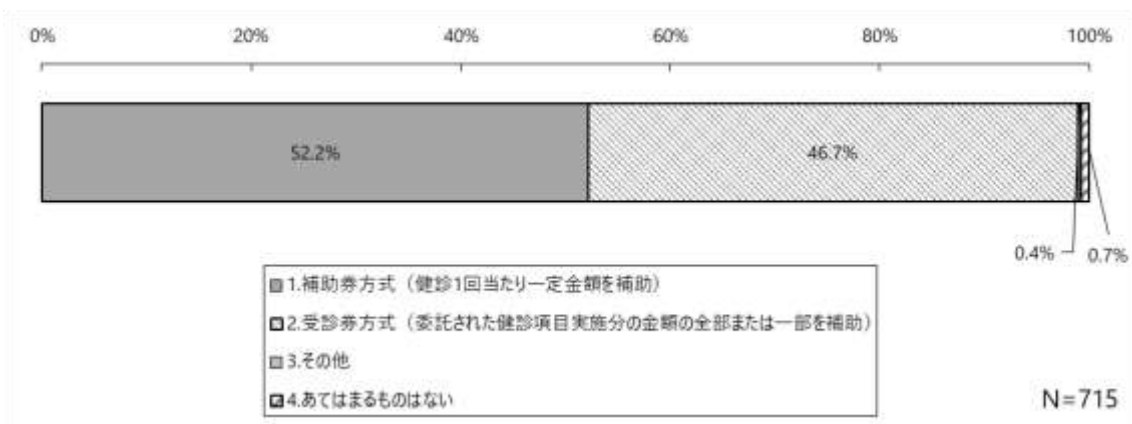
平均値: 74.4

中央値: 50.0

質問9 市町村における妊婦健診の費用助成の形式

質問9 貴施設で契約している自治体における妊婦健康診査の費用補助の形式について、当てはまるものをお選びください。

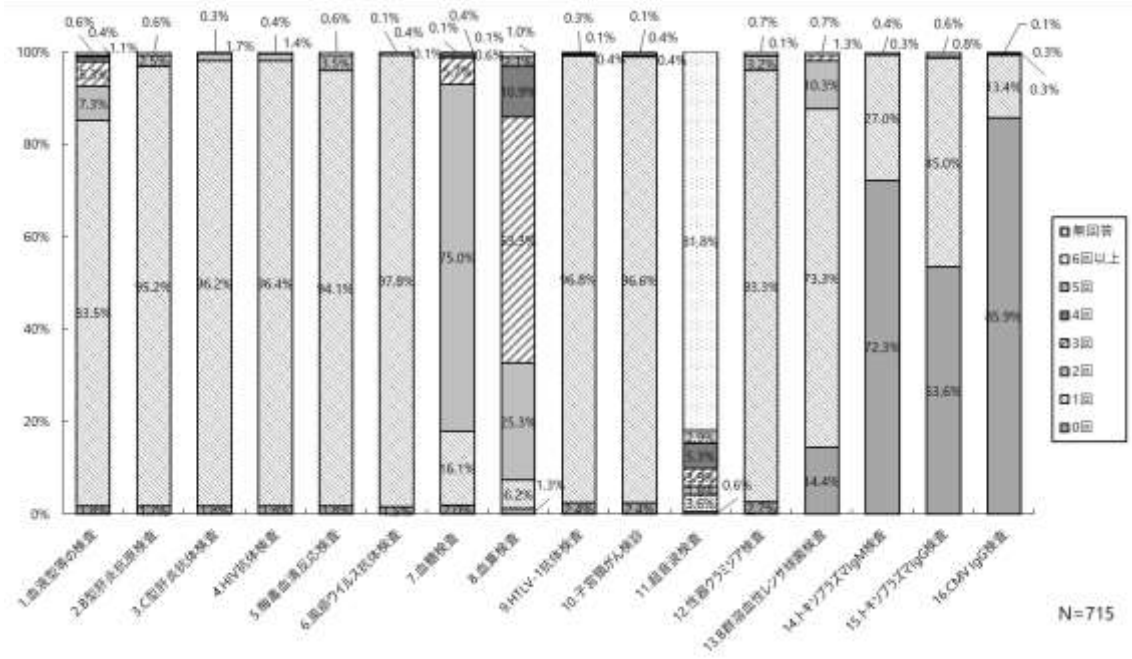
質問9 市町村における妊婦健診の費用助成の形式



質問10 健診項目ごとの実施回数

質問10 貴施設において実施している健診項目ごとの実施回数をご記入ください。

質問10 健診項目ごとの実施回数

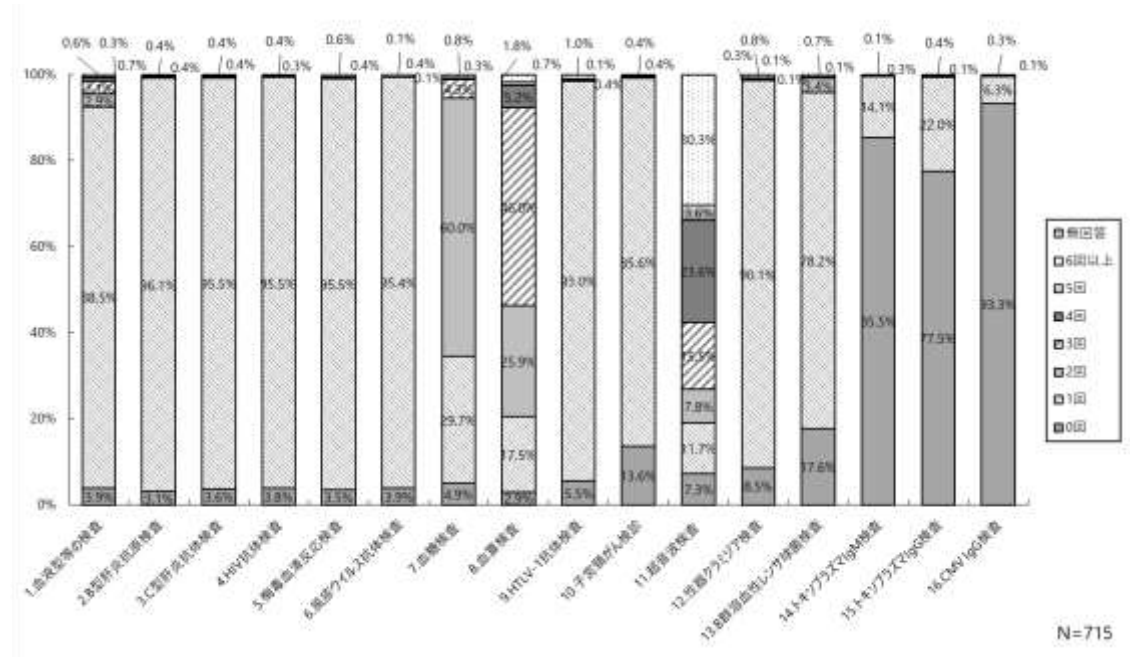


N=715

質問11 市町村から補助が出ている健診項目と回数

質問11 Q10 で回答した回数のうち、自治体から委託され補助が出ている回数について、当てはまるものをお選びください。

質問11 市町村から補助が出ている健診項目と回数

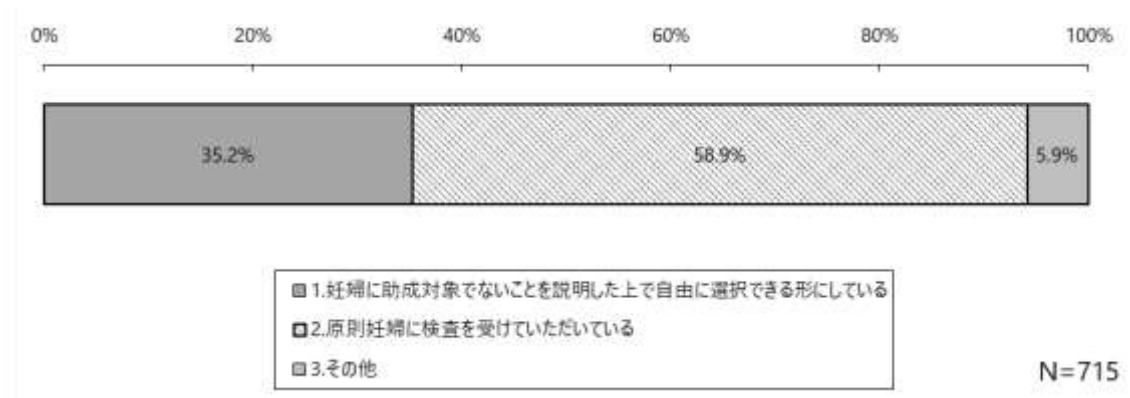


N=715

質問12 追加的な検査の受診有無

質問12 追加的な検査の受診有無の選択について、当てはまるものをお選びください。

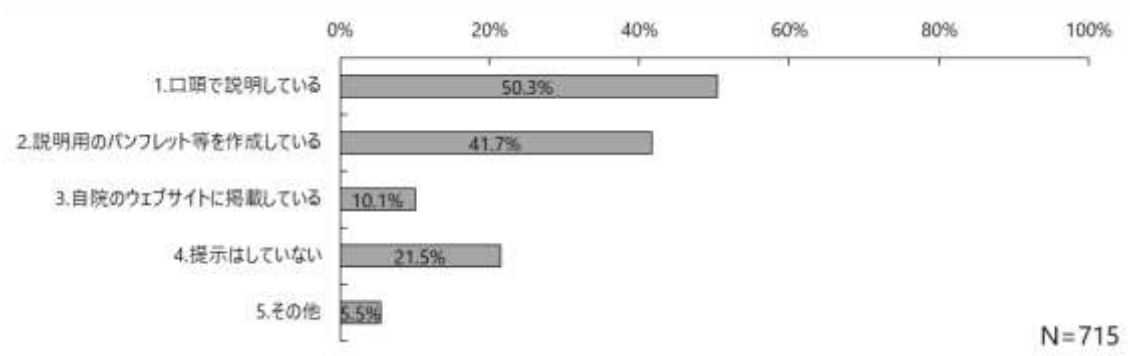
質問12 追加的な検査の受診有無



質問15 妊婦健診の費用について、事前の費用提示方法

質問15 貴施設では、妊婦健康診査の費用について事前に提示している場合、どのように提示していますか。当てはまるものをお選びください。

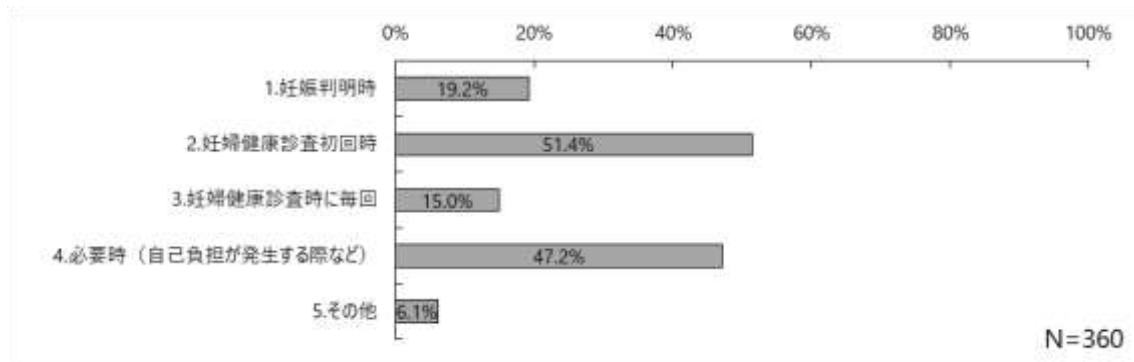
質問15 妊婦健診の費用について、事前の費用提示方法



質問16 妊婦健診の費用を説明するタイミング

質問16 Q15で「1.口頭で説明」を選択した場合、貴施設における妊婦健康診査の費用を説明するタイミングとして、当てはまるものをお選びください。

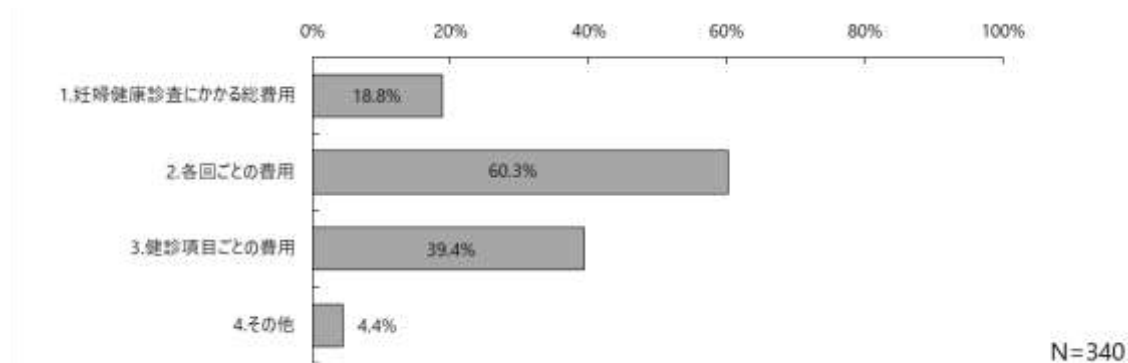
質問16 妊婦健診の費用を説明するタイミング



質問17 妊婦健診の費用として提示している費用

質問17 Q16で「1.妊娠判明時」、「2.妊婦健康診査初回時」、「3.妊婦健康診査時に毎回」、「4.必要時（自己負担が発生するときなど）」のうちいずれかを選択した場合、妊婦健康診査の費用として提示している費用について、当てはまるものをお選びください。

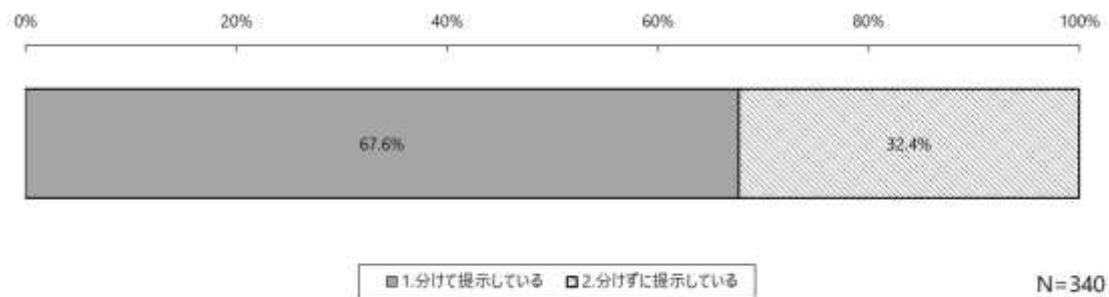
質問17 妊婦健診の費用として提示している費用



質問18 標準的な健診項目と追加的な健診項目を分けた費用の提示の有無

質問18 Q16で「1.妊娠判明時」、「2.妊婦健康診査初回時」、「3.妊婦健康診査時に毎回」、「4.必要時(自己負担が発生するときなど)」のうちいずれかを選択した場合、標準的な健診項目と追加的な健診項目を分けて費用を提示していますか。当てはまるものをお選びください。

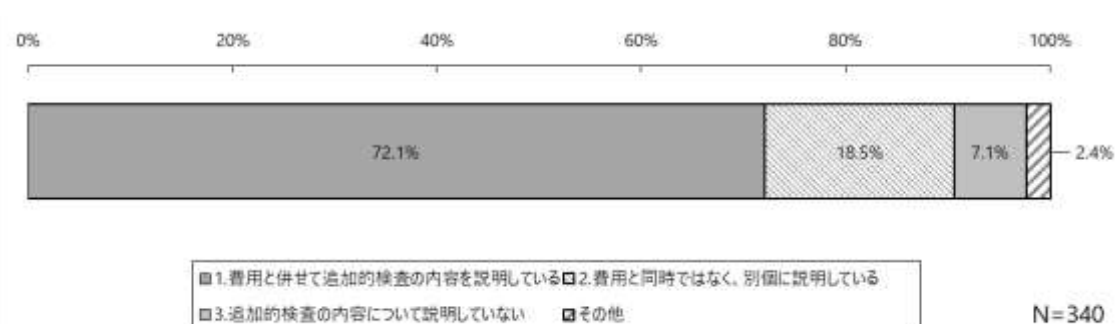
質問18 標準的な健診項目と追加的な健診項目を分けた費用提示の有無



質問19 追加的な健診項目の費用に合わせた検査内容の説明有無

質問19 Q16「1.妊娠判明時」、「2.妊婦健康診査初回時」、「3.妊婦健康診査時に毎回」、「4.必要時(自己負担が発生するときなど)」のうちいずれかを選択した場合、追加的な健診項目の費用に合わせて、その検査の内容についても説明していますか。当てはまるものをお選びください。

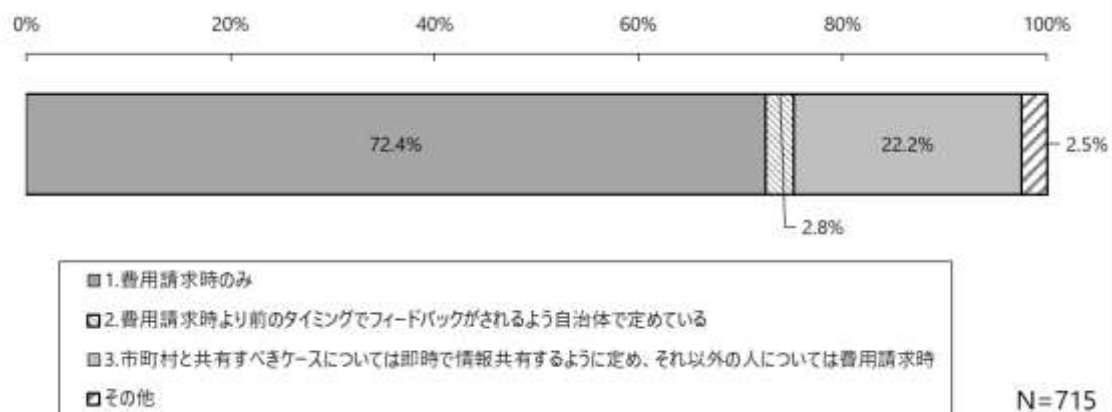
質問19 追加的な健診項目の費用に合わせた検査内容の説明有無



質問20 妊婦健診結果を市町村に報告するタイミング

質問20 妊婦健康診査の結果を市町村に報告するタイミングについて、当てはまるものをお選びください。

質問20 妊婦健診を市町村に報告するタイミング



令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業
報告書

令和5年3月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
〔ユニットコード: 7933118〕